

# 松本市史研究

松本市文書館紀要 Matsumoto City Archives

第33号

令和5年(2023)

松 本 市



# 松本市史研究

松本市文書館紀要第三十三号

Matsumoto City Archives

# 目次

研究報告						
私権の保護と民事手続法―加藤正治博士の著作から―	石井敬一					
川島浪速と満蒙独立運動―辛亥革命期を中心に―	木曾寿紀					
調査報告						
松本市文書館所蔵資料調査報告(一)―岡田村役場文書群を中心として―	古川和拓					
活動報告						
講座・企画展・施設連携と松本市文書館の在り方―令和四年度の事業実践から考える―	窪田雅之					
講座資料						
第七回文書館講座 パネルディスカッション 「市民にとっての博物館・図書館・文書館―松本市のMLA連携を考える―」						
令和四年度事業報告(令和五年二月二十八日現在)						
編集後記						
75	74	69	51	41	23	1

## 私権の保護と民事手続法——加藤正治博士の著作から——

石井敬一

### はじめに

加藤正治博士（以下「博士」と略す。）は、明治四年（一八七二）、東筑摩郡生坂村に生まれ、旧姓は平林。旧制中学時代を松本で過ごし、太白町にあった浅井冽の自宅兼塾「時習学舎（社）」にも学んだ。<sup>(1)</sup> 浅井は旧松本藩士で、三十代前半まで自由民権運動の「奨匡社」に参画し、言論活動を展開したのち、旧制松本中学校、長野県師範学校教諭を務め、長野県歌「信濃の国」の作詞者としても知られる人物である。

博士は、民事訴訟法や破産法などの民事手続法分野の最も初期（明治期～昭和前期）の研究者（大学教授）で、わが国にはじめて近代的な破産法学を導入した「破産法の開拓者」として知られている。その間、商法の制定（明治三十二年）、旧破産法・和議法の制定（大正十一年・一九二二）、旧々民事訴訟法の改正（同十五年）等の立法事業に参画し、近代的な法制度の整備に貢献した。<sup>(2)</sup>

今日、博士については、法学者や俳人でもあったことは別にして、松本市や生家のある生坂村においても詳しく知る人はそれほど多くないと思われるので、参考までに略年譜等を表1として示した。<sup>(3)</sup> 没後

七〇年（令和四年・二〇二二）という時の経過や震災・戦災等で多くの史料が失われたこと、さらに、あまり馴染みのない民事手続法という技術的な法分野が研究対象であったことも影響しているのではないかと思う。

そこで、本稿では身の回りの文献を手掛かりに、民事手続法における博士の足跡を、ごく一部ではあるが辿ってみることにする。あわせて、松本との関わりや松本市文書館（以下「文書館」と略す。）所蔵の手紙等にも触れる。内容については、筆者の力量が及ばないこともちろんであり、ひとえに読者のご海容を乞う次第である。

### 一 博士と民事手続法

#### (一) 条約改正と近代的法制度の確立・再編

幕末に欧米列強との間に締結された、いわゆる不平等条約の改正には、西洋式の法典編纂が条件とされていた。<sup>(4)</sup>

条約の主な内容は、①関税自主権の欠如、②領事裁判権の承認（在

表1 加藤正治博士略年譜等

西暦	和暦	年齢	略年譜	主な出来事・民事法制史上の主な出来事
1871	明治4	0	長野県東筑摩郡生坂村で出生	廃藩置県、岩倉使節団派遣
1889	22	18	長野県中学校(現松本深志高校)卒業	大日本帝国憲法発布、法典論争始まる。
1890	23	19		第1回帝国議会、旧民法(施行延期)、旧々民事訴訟法、旧商法第三編(破産)及び家資分散法公布 第1次民事手続法立法期
1894	27	23	第一高等中学校卒業、東京帝国大学法科大学入学	日清戦争勃発(~95)、日英通商航海条約調印(5年後領事裁判権撤廃等)
1896	29	25	松本市文書館所蔵文書	松本地方大水害(7月)、明治民法(第1~3編)公布(施行再延期)
1897	30	26	東京帝国大学法科大学卒業、法典調査会起草委員補助、加藤正義の婿養子に	
1898	31	27		民法(第4~5編)公布・全面施行 第2次民事手続法立法期
1899	32	28	独仏留学出発	商法公布・施行、改正条約発効(領事裁判権撤廃)
1900	33	29	東京帝国大学法科大学助教授就任	治安警察法公布
1903	36	32	帰国、東京帝国大学法科大学教授就任	
1904	37	33	法学博士	日露戦争勃発(~05)
1911	44	40		日米通商航海条約改正(関税自主権回復=条約改正達成)
1914	大正3	43	(司法省)法律取調委員会委員	第1次世界大戦(~18)
1917	6	46	信濃通俗大学会(木崎夏期大学)理事就任、第九(松本)高等学校設立建白書連署提出、「破産者解放論」	
1919	8	48	(司法省)破産法・民事訴訟法改正調査委員会委員、起草委員	
1922	11	51		◎旧破産法及び和議法公布(翌年施行)
1923	12	52		関東大震災 第3次民事手続法立法期
1926	15	55		◎大正改正(旧)民事訴訟法公布(昭和4年施行)
1928	昭和3	57	上條蟠司先生頌徳碑撰文(松本市立今井小学校)	第1回普通選挙
1931	6	60	東京帝国大学退官	満州事変
1935	10	64	訴訟法学会発足(顧問)、松本中学校同窓会初代会長就任	天皇機関説事件
1936	11	65	松本市城山頌徳句碑除幕式	2・26事件
1945	20	74		ポツダム宣言受諾
1947	22	76	枢密院顧問官	日本国憲法施行、衆・参議院議員選挙法改正等による選挙権・被選挙権の破産者資格制限廃止
1948	23	77	中央大学理事長兼学長就任、「破産者の解放を喜ぶ」	
1949	24	78	日本民事訴訟法学会創立(会長)	
1952	27	81	『破産法研究第11巻』上梓、『新訂破産法要論』改訂(第16版)、逝去	旧破産法改正(免責制度導入)
1996	平成8			(現行)民事訴訟法公布(平成10年施行)
2004	16			(現行)破産法公布(平成17年施行)

年譜は、国立公文書館アジア歴史資料センター「枢密院文書」中の履歴書、菊井維大「加藤先生を憶う」(『ジュリスト』1952.4.15号、29頁)、「座談会 一橋法学の七十五年」(『一橋論叢』24巻4号、1950年、121頁)等を参考に作成、「第1~3次民事手続法立法期」は、園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』(弘文堂、2009年、206、258頁)を参考に作成した。

留外国人の裁判をその本国の領事が本国の法律に基づいて行う権利)、  
③片務的最恵国待遇(日本が締結国に対して、他のいずれの国と比較しても最も有利な待遇を与えること)で、このとき列強の目的は、日本の植民地化ではなく、自由貿易による利益の獲得であったといわれる。日本を主権国家として認めつつ領事裁判権を得ることにより、東アジアにおけるロシアの南下を牽制しながら、自国民に西洋の人権や財産権等を保障し、自由貿易の利益を享受できると考えたのである。<sup>(5)</sup>

それでは、なぜ、列強は法典編纂を求めたのであろうか。

そもそも、極東の未知なる国を相手として経済取引を行う際、紛争勃発時に裁判の帰すうがどうなるのか、予測可能性が確保できなければ、継続的な取引、利益の獲得は困難であろう。<sup>(6)</sup>そこで、条約改正により領事裁判権を失う代わりに、近代国家同様の裁判の基準となる法典編纂を求めたのである。

博士は大学卒業後、法典調査会起草委員補助に選ばれ、商法の起草委員であった恩師岡野敬次郎博士とともに商法(海商法)の立法に携わった。

文部省留学生として、破産法研究のため、三年間の独・仏留学<sup>(7)</sup>から帰国後、大学で民法、海商法、破産法等を講じ、明治三九年からは民事訴訟法の研究者として初めて講座を担当した。<sup>(8)</sup>その後、破産法及び民事訴訟法改正調査会委員・起草委員として、旧破産法・和議法の制定において中心的役割を果たすとともに、旧々民事訴訟法の改正(大正十五年改正・一九二六)に力を注いだ。<sup>(9)</sup>

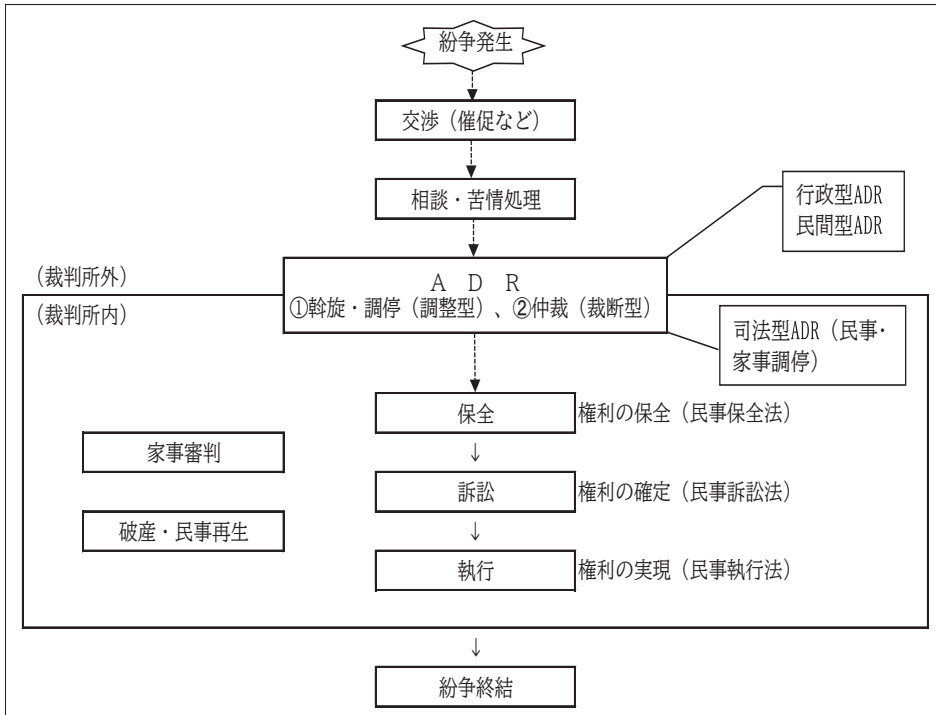
多くの著作があるが、今日でもよく参照されるものとして、個別テ-

マについての研究成果を収めた『破産法研究』(全一巻)、民事手続法全体を俯瞰し、各法の体系的把握に配慮した「要論四部作」といわれる『民事訴訟法要論』、『破産法要論』、『強制執行法要論』、『和議法要論』などがあり、亡くなる直前まで改訂執筆していた『破産法要論』は、名著の誉れ高い。<sup>(10)</sup>

## (二) 民事手続法とは

民事手続法は、民事紛争を解決するための手続に関する法の総称で、民事手続法という名称の法律があるわけではない。民法や商法などの実体法が定める私人の権利義務や法律関係の存否・内容を確定する判決手続に関する民事訴訟法を中核として、強制執行等の権利の実現手続に関する民事執行法、仮差押え・仮処分という権利の保全手続に関する民事保全法、倒産処理手続に関する破産法や民事再生法などがある。近代法治国家は、個人や法人が債務を任意に履行しない場合、債権者が裁判手続を経ずに実力行使で権利を実現する自力救済(力による正義)を禁ずる代わりに、憲法の裁判を受ける権利<sup>(11)</sup>(第三二条)、民事訴訟法及び民事執行法により、債務者の個々の財産に対して強制執行することによって権利を実現するのが原則である。

これに対して、破産は、個人や法人が経済的に破綻し、総財産をもつてしても競合した多数の債権者に対する債務を弁済できなくなった危機的な状態である。破産も権利(債権)実現の必要性は変わらないが、右の原則を貫くと、債権者が大挙して取り立てに押しかけるな



図版1 紛争発生から紛争終結までのフロー

ADRの意義は山本和彦・山田文『ADR仲裁法（第2版）』日本評論社（2015年、7～8頁）、フローは佐藤鉄男・和田吉弘・日比野泰久・川嶋四郎・松村和徳『民事手続法入門（第4版）』有斐閣（2012年、11頁）をそれぞれ参考に作成した。

ど、早い者勝ちの債権回収となり、債権者相互間に不公平が生ずる。一方で、債務者も財産を隠匿したり、一部の債権者のみに弁済するなど不正や不公平が生じかねない。そこで、こうした場合に債務者の財産関係を清算し、総債権者に公平な満足を図る裁判上の手続について定めたのが破産法である。破産法は、こうした手続法である一方で、民法・商法等の実体法の規定を破産手続の目的から修正しており（破

産実体法）、実体法と手続法が交錯する「法律問題のつぼ」といわれている。民事手続法にはほかに、家庭に関する事件について家事審判や家事調停による解決手続を定める家事事件手続法や民事調停法、仲裁法などがある。このうち、家事調停や民事調停、仲裁などは、ADR（裁判外紛争解決手続）（Alternative（代替的）Dispute（紛争）Resolution（解決））といわれ（ADRの定義による。）、当事者の合意を基本とし、公正な第三者が関与して簡易・迅速・安価に紛争解決を図るもので、訴訟手続によらない紛争解決手続として注目されている。

参考までに、民事手続法における紛争発生から紛争終結までのフローを図版1として示した。これらの中で民事訴訟は、口頭弁論という公開の審理や上訴という不服申立の方法がある等、最も公正で慎重な手続である。また、強制執行や訴え提起により被告を訴訟に引き込むなど、国家機関による強制的で最終的な紛争解決手段であり、「最後の砦」(last resort)と位置づけられている。本稿では、この民事訴訟法と破産法に焦点を当てていく。

### (三) 民事手続法の変遷

#### ア 民事訴訟法

明治二十三年（一八九〇）制定の旧々民事訴訟法は、明治政府から委嘱されたドイツ人テヒョーが、当時最新の自由主義的なドイツ帝国



民事訴訟法に倣って起草した。ドイツ法を翻訳しただけのものに近いとされ、判決手続だけでなく、以下のように様々な民事手続を含んでいたのが特徴であった。

第一編ないし第五編（判決手続）は、特に訴訟遅延（訴訟の長期化）について批判があり、博士も改正に関わる中、全面改正（大正十五年・一九二六改正）された（旧民事訴訟法）。この改正は、資本主義の急速な発展による紛争の急増に対応するため、社会・福祉国家的理念に基づいてフランツ・クラインが起草したオーストリア民事訴訟法（明治二十八年）を参考に、当事者主義を制限し、職権主義の強化により訴訟促進を図った点が特徴とされている。また、立法作業には、旧々民事訴訟法当時とは異なり、すでに領事裁判権の撤廃（明治三十二年）により、法典編纂の必要性から解放されていたため、外国人による起草は不要であり、司法官だけでなく、博士のような研究者や弁護士も加わっていた<sup>13</sup>。

旧民事訴訟法は、戦後まで七十年にわたり施行され、社会・経済状況が大きく変わる中、訴訟遅延が著しいなどの理由から、平成八年（一九九六）に全面的に見直しされ、現行民事訴訟法に引き継がれた。

一方、博士が改正に着手したものの、戦争により中断を余儀なくされた第六編（強制執行）及び競売法は、現在、民事執行法（昭和五十四年・一九七九）となり、改正が先送りされていた同じく第六編（仮差押え・仮処分命令）は民事保全法（平成元年）に、第八編（仲裁）は仲裁法（平成十五年）となっている。最後まで残った公示催告に関する規定は、非訟事件手続法（平成二十三年）中に設けられた。

## イ 破産法

西洋の法制をモデルとした最初の破産法は、明治政府から委嘱されたドイツ人口エスレル<sup>14</sup>が、フランス商法を範として立案した明治二十三年公布の旧商法第三篇「破産」の規定及び家資分散法である。ドイツ破産法でなくフランス商法を参照したのは、旧商法典全体がフランス法を範としていたことや詐欺的倒産の続発を防ぐため、破産者に対する懲戒が必要と考えられたからとされる<sup>15</sup>。この法制には制定当時から改正の必要性が議論されたが、本稿ではとりわけ、破産を犯罪視し破産者に公私の資格制限を設ける懲戒主義が採られていたことを取り上げる（詳細は後述三）。そこで、より一層の近代化を目指して制定したのが、博士が立案に関わった旧破産法及び和議法<sup>16</sup>である。その後、旧破産法は八二年間、和議法は七七年間にわたり、戦前から高度成長期を挟んで運用され、現行破産法（平成十六年）、民事再生法（平成十一年）に受け継がれている。

## （四）実体法と訴訟法

訴訟において適用される法律は二種類ある。判決の基準となる権利の内容等を定める実体法（民法、商法、刑法など）と、どのように裁判をするかについて方法、手続を定める訴訟法（手続法）である。民事訴訟法は訴訟法の代表例であるが、日常生活にあまり縁がなく（行

政等の公務員試験科目にも無い。)、イメージがわかず無味乾燥で、「民訴は眠素に通ず」などといわれたこともある。また、教育・研究面では、博士のような専門の研究者が現れるまでは、裁判官などの実務家によって講義が行われており、実体法の後塵を拝したといわれている<sup>(17)</sup>。このことが、「実体法学者の手続法へのべっ視、手続法の講義・研究のために専門学者を養成する必要がない、という誤った観念を誘発」したと指摘されている<sup>(18)</sup>。この点について、大学院で実体法である商法(海商法)を専攻した博士は次のように言う。

実体法と訴訟法とが唇齒輔車(筆者註、利害関係が密接でお互いに助け合わねばならないこと)の関係に在ることは言を俟たざる所であるが、世人或は手続法殊に訴訟法に対する認識不足から前者を重んじ後者を軽んずるの傾向が無いでもない。

(中略)

実体法は言ふまでもなく其の国固有の人情風俗習慣に基くところのもの多く、否な寧ろ実体法は斯る国情そのものの繁栄に外ならぬのである。然るに訴訟法は最も適正に公平に迅速に且安価に当事者の紛争を解決して裁判の結果を得せしむることが目的である。従てその国情との関係は実体法に比して大いに稀薄である。

(中略)

又実体法は其の各章各節毎に相当の役目を果たして居り、学徒として之を研究するに各章各節だけを読み既或る程度の観念が得らるるのである。然るに訴訟法は全体として始めて其の役目を果たすのであつて、各章各節の規定は之を譬えば単なる部分品に

過ぎぬ。

(中略)

実体法と訴訟法とは恰も車の両輪の如く其の何れにも高下を置くべきものではないが、世人の多くは実体法の研究を重視し、訴訟法の研究の如きは趣味といひ感興といひ頗る之に乏しきもの如く思惟するの観がある。併し訴訟法の研究もその理論的方面においてもまた実用的方面に於いても其の深く入り深く探るに従て実体法学者の窮知し得ざる趣味感興の津津として湧き出るもの無し<sup>(19)</sup>としないのである。(傍線・傍点筆者。以下同じ)

戦前、訴訟法学会発足時(一九三五年)の会員数は三八名であり、戦後、日本民事訴訟法学会発足時(一九四九年)は四五名であった<sup>(20)</sup>。現在とは比較にならない細やかな規模であった。「趣味感興の津津として湧き出るもの」を解する研究者が増えたのであろう。

## 二 民事訴訟の目的

民事手続法に含まれる民事調停法、破産法、民事再生法や会社更生法、さらにADR基本法には、それぞれ第一条で目的規定が置かれているが、民事訴訟法にはこうした規定がない。

わが国の民事訴訟法学は、大きな理論によって民事訴訟全体を説明しようとする試みが繰り返されたといわれる<sup>(21)</sup>。この「民事訴訟の目的」も、その一つであり、考え方が分かれるためか、現行法(一九九六年施行)でも目的規定は置かれていない。

しかし、博士にとって民事訴訟の目的は、憲法から民事手続法を貫くバックボーン（背骨）であって、極めて重要であったと考える。

博士は、民事訴訟の目的を「私権（権利）の保護」と捉え、国家は国民の自力救済を禁ずる代わりに、国民は、国家（司法権）に対して「私権保護請求権」という公権を有し、この私権保護請求権が、民事訴訟（判決請求権（訴権）と証拠保全請求権）、民事保全、民事執行、破産（破産請求権）を通して5種類に分科すると考えた。<sup>22</sup>博士の「要論四部作」は、「和議法要論」以外、すべて「私権の保護」から始まるのはそのためであろう。

民事訴訟は私権の保護を直接の目的とする裁判上の手続きである（中略）何れの国においても近世に於いては自力救済は漸次之を禁止して国家機関が之に代わって私権を保護することになった。

我国においても此の例に漏れず憲法第三二条に於いては「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と言い、又第五七条（筆者注：七六条）と思われる。）においては「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と言い、以て司法権は国家機関たる裁判所に於て之を行うことを明らかにすると同時に、私権関係の存否を確定し私権の保護を為すことは国家機関が専らその責めに任ずることを明らかにした。

而してかかる時代は之を国家的私権保護の時代と名づくべきである。<sup>23</sup>

自由主義・個人主義の息吹を感じる歯切れのよい文章である。法治

国家においては、私人間の紛争において自力救済を禁ずる代わりに、一人ひとりの権利（私権＝民法などの私法上の権利）を保護し、それを実効あらしめるために、憲法で裁判を受ける権利（第三二条）を保障し、司法権（裁判所）を設置している（第七六条第一項）。

憲法第三二条は、裁判を受ける権利を保障するに相応しい内実をもった裁判制度の構築を要求するものであり、国に対してそのような内実をもった裁判制度を整備し、国民に司法による救済を与える義務を負わせている。裁判を受ける権利が「基本権を確保するための基本権」といわれるのはそのためである。<sup>24</sup>

権利（私権）保護説は、こうした近代法の原則に調和する簡明な考え方であり、ドイツでも、法継受当時のわが国でも一時通説となった。ところが、時の経過とともに、法と裁判をめぐる考え方に変化が現われ、この議論も次第にその影響を受けた。

まず現れたのは、国家制度である民事訴訟を単に私益の保護ということが目的であるとする見解である（私法秩序維持説<sup>26</sup>）。ドイツで全体主義国家化の流れも手伝って次第に有力になり、わが国でも戦前期において多数説となった<sup>27</sup>。博士は、この見解を否定はしないものの、直接的な目的はあくまでも私権保護であり、私法秩序の維持は間接的な目的に留まるとした。

併し訴訟制度の直接の目的が当事者より見て私権保護に存するかどうかとは否み得ないと信ずる。尤も訴訟の目的は当事者より見たる私

権保護のみでなく、国家より見たる国家自身の法の実効及維持の



目的をも同時に達せんとすることは勿論であるが、若し之のみならずとせば訴訟は常に職権に因りて開始すべきことになるのみならず訴訟開始後も当事者の処分権主義に委ぬることは之を排除すべきである。<sup>28)</sup>

処分権主義は、訴訟の開始や終了、訴訟対象の特定について当事者に決定権を与える民事訴訟上の原則である。近代法は、個人の自由を尊重し、国家は私人の自由な活動にできるだけ介入しないという自由主義思想から、私人間の法律関係は、個人の自由な意思決定に任せべきとする私的自治の原則をとっている。これを民事訴訟に反映させたものが処分権主義といわれており、訴訟を利用するか、どのような裁判を求めるか、訴訟をどのように終了させるかについて、当事者の自由な意思決定に委ねたものである。「訴えなければ裁判なし」の法諺は、訴訟の開始について、このことをあらわしている。博士は、もし私法秩序の維持のみが民事訴訟の目的だとすれば、私法秩序を維持するために、裁判所が職権で訴訟を開始するなどしなければならなくなるが、それは処分権主義に矛盾すると批判したのである。その意味で民事訴訟は、制度の基本に権利保護を求める当事者の意図を予め取り込んでいとも考えられよう。

次に、戦後になって門下の兼子一博士が唱えたのが紛争解決説で、後に通説になったといわれている。これは、裁判の前に法があるのではなく、裁判による紛争解決を通じて法が形成されてきたという歴史認識に立ち、端的に前法律的な要請である紛争解決こそが民事訴訟の目的とするものである。兼子博士の著作であるが、法と裁判の関係に

ついて、転換を促したものと考えるので引用する。

民事裁判は、もともと社会に起る構成員間の私的な紛争を解決調整して社会の平和を保持する要求に基づくもので、前国家的な社会の本能的機能であり、これを国家が自己の任務として取り込んだところに、国家制度としての民事訴訟の成立があるのである。この際、原始的な国家が最初から全面的に法規を整備した上で、あらゆる事件を取上げて裁判する制度を作ったとは到底想像できないことは当然であり、むしろ、当初は必要やむを得ない最小限の事件を取上げたのである。しかし、取上げると決めた以上は、手続の準則も解決の規準も決まっていなくとも、裁判はしなければならぬ。したがって裁判の規準として法規を前提とし、これを適用して裁判したのではなく、裁判そのものが端的に具体的な法実在の形成として行われた。(中略) いわば、法の世界が暗闇な時代は、訴訟制度の窓口で点滅する裁判の燈だけが僅かに法であつたが、その燈光が継続的につき放しになると、窓口から外界が照らされて明るくなり、更には照らされた部分が自ら発光して逆に窓口を照らし返すようになってくるのである。

(中略)

国家の訴訟制度の成立前に国家法上の私人の権利があり、しかもこれについて私人は天賦固有の自力救済権を有していて、その剥奪との交換条件として、訴訟制度が発生したものとすることは、歴史的事実として肯定し難い。

(中略)

私人の私法上の権利は、この私法の適用を通じて、そして訴訟における裁判所の判決はその公権的適用として、始めてその存在が観念されるのである。又反対論者がいうように、訴訟の判決は権利関係が現実には不明確であり、当事者間に対立があるからこそ要求されるものであるのを、最初から権利があるのだから、その通りの判決をしろということを訴訟制度の主体である国家なり若はその機関としての裁判官に請求する権利があるとの構成は、恰も受験生が自己の実力を云々して、試験官に対して合格請求権を有すると見るのと同様非常識である。<sup>(29)</sup>

思わず引き込まれてしまう文章である。しかし、裁判による紛争解決を通じて法が形成されてきたという歴史認識については、民事訴訟は慣習法等を含む何らかの基準により紛争を解決しているのであつて、その基準こそが実体法といえるのではないだろうか。そうだとすると、いかなる時代でも実体法は裁判に先行していたのであり、実体法から離れた訴訟による紛争解決はあり得ないことになろう。<sup>(30)</sup> とりわけ、法体系が整備され法治国家である現在では、紛争さえ解決されればよいのではなく、法に従った解決（裁判）が求められており、また、そうであるからこそ欧米列強は、わが国に近代的な法典整備を求めたのであろう。<sup>(31)</sup>

憲法が掲げる個人の尊厳の理念が社会に浸透し、市民から多様な権利救済を求められる現代社会においては、司法の役割として法による解決基準を明確に示すことが求められており、極めて重要と考える。

ただ、このように訴訟以前に実体法が存在したと考えても、それは

必ずしも完成・完結したものであることを意味しない。それでは、法から外れた問題は救済の余地はなくなり、法と裁判は、新たな問題に対応する能力を有しないことになってしまいかねない。

むしろ、実体法も完成途上にあるものと認識することにより、具体的事件の裁判を通じ、憲法を頂点とする法秩序に適うのであれば、法的に保護に値する新たな権利・利益（日照権、景観利益など）を創り出していくことは可能と考える。<sup>(32)</sup>

### 三 破産者解放論

#### (一) 破産制度の存在意義

破産は、自給自足や現金取引の社会では発生しないといわれる。発生するのは、信用取引が行われる社会である。たとえ手元に十分な現金が無くても、商品の受取りと代金の支払いとの間に一定の期間を設けることにより（信用の供与）、受け取った商品を転売して利益を得ることで代金の支払いが可能となる仕組みで、事業を拡大するための魔法の杖といわれる。<sup>(33)</sup> だが、事業が不調で資金繰りがつかず、総財産をもつてしても総債権者に対する債務が履行できない危機的な状態に陥ると破産となる。原因は様々で、景気の変動、需要の変化、連鎖倒産などの経済状況の変動によるものから、放漫経営や経営判断の誤りなど人的なものもある。そこで、今日では社会主義国家も破産制度を有するように、破産は経済社会のあるところ、国家体制を問わず発生

する。

破産は、現代においても不幸な出来事である。善良な債権者は多大な費用と時間を要するが、多くの場合、少額の弁済しか受けられず、一方で個人債務者は免責制度で未済の債務を免れるとはいえず、全財産と経済的信用を失い、企業破産は経営者の事業を解体し継続できなくなるだけでなく、従業員も失業してしまう。

それにもかかわらず、破産制度が必要なのは、一(一)で触れたほか、債務者に不健全な経済活動を止めさせ再生の機会を与えるとともに、非効率な事業を速やかに淘汰し、経済社会の健全性を維持するためである。<sup>(34)</sup>

## (二) 破産制度の沿革

破産は、ローマ法以来、債権者から供与された信用に背く行為であり、債務者に各種の制裁・差別をもって臨むことから始まった。破産者を表す英語 bankrupt (バンクラプト) は、中世イタリアの banca rotta (バンカ ロッタ) 「破壊された店台」に由来するとされ、破産に怒った債権者が債務者の店に押しかけ、店の中を破壊したことに基づくといわれている。しかし、経済の発展に伴い、信用取引が増加するとともに破産者も増加し、一口に破産といっても、経済状況の変動など不可避なものもあり、次(三)で触れるように「真面目なる商業上の勇者」といえども破産することがありうる、とする認識が共有されてきた。

そこで、まず、①債権者のために債務者の手元に残った僅かな財産を多数の債権者間で公平な満足を図る清算手続の確立が求められ、その後、②比較的近年になって、英米法の影響もあり、債務者に制裁を科すのではなく、経済的再生を図り、やり直しの機会 (fresh start) を与える方が社会の活性化に資すると考えられるようになった。

わが国の法制も似た経過をたどった。<sup>(35)</sup> 先の明治二十三年商法第三篇「破産」によると、「破産宣告を受けたる債務者又は破産したる商社会社の無限責任社員若しくは取締役は復権を得るに至るまでは取引所に立ち入ること仲立人と為り合名会社若しくは合資会社の社員と為り又は株式会社取締役と為ること清算人、破産管財人若しくは商事代理人の職を執ること商業会議所の会員と為ること其他商業上の榮譽職に就くことを得ず」(第一〇五四条)(原文カタカナ)としていた。これは、破産者に身分上の資格制限を課す懲戒主義による規定である。こうした立法に最も批判的であったのが博士であった。<sup>(36)</sup>

## (三) 破産者解放論

博士は、私権の保護といっても、それにより債務者(破産者)の権利が必要以上に制限されることを良しとしなかった。

破産手続といふものは多数の債権者が競合して権利を行ふという場合に於て、国家がさういう一般的執行手続に依って公平に其の間を処理して私権の保護をするといふだけの目的に過ぎないものである、破産の目的は唯それだけである



して見れば茲に身上の結果といふやうなものを故らに破産者に附ける必要がない。破産手続其のものからして当然身上の結果即ち公権剥奪といふやうなものを是非茲に附けなければならぬといふ性質のものでは少しも無いのである。

(中略)

一旦商業上に於て失敗をして破産状態に陥つたけれども、七転八起で幾度でも社会上に立てるといふことの方に人を導くのが肝要である、破産者といふ茲に劣等な階級を造つてそれに押込んで仕舞ふ、詰り働きある人間を殺して仕舞ふということをせざるに寧ろ破産者に対して同情を有つてこれを再び社会に活動の出来るやうにしてやることを考えなければならぬ、公権を剥奪してしまつて、いつそ殺されるならばまだ諦めもつくが生殺しにされたるやうな形で、社会に活動する余地が無いやうにして仕舞ふといふことは、大いに社会上から見ても不利益なことである、又經濟上から見ましても破産者に対して身上の結果を附けると云うと非常に企業心といふものを減殺する、元來商売上に於ては時には大胆に事をやるのが必要である、石橋を叩いて渡つて居るのみでは決して經濟上に活発する所以ではない

(中略)

極く真面目に企業し經營し而して商売をして居つて、さうして天災又は不慮の企業上の見込違ひの為に失敗することは世の中にたくさんあるので、其人は人格者としては極めて真面目な正當な人である、斯ういふ商業上の勇者は寧ろ同情を以て迎へて幾度もそ

の手腕を振るはしむることを社会は努めなければならぬ、然らずんば国家は決して伸びるものではない

破産統計の上から先刻も申しましたけれども、世界の進歩しつつある国といふものは、破産統計の上に於て破産が概ね増加しつつあるのである(拙著破産法講義六六頁参照)破産が減少しつつある国といふものは、必ずしも喜ぶべき国ではなくして、寧ろ憂ふべき現象である、尤もそれはすべての場合がさうであるとは固より言へませぬが、極く大体の觀察としては、一般の国は国力が非常に進み、その国が非常に活動をし進歩しつつある国であるならば、破産も増加しつつあるのが常態であります、破産が減りつつある国は決して良い国でないと申しますのは、国力が非常に發展してすべての方面に伸びて行く国は何も彼も伸びるからである、即ち貿易額も非常に伸びれば企業も非常に増加する、それに伴つて破産といふような悪現象も増加するのである、恰も写真を引き伸ばすと美しき所ばかりでなく醜いところまでも伸びると同じことである、併しながら企業が非常に多くて、例えば百といふ起業家のある中に失敗の企業が仮に三十とか四十あつても、新しく企業された中に六十なり七十なりが成功したならば、矢張り国は伸びるのである、沈香も焚かず屁も放らずといふのは道徳上に於ては宜しいかも知れませぬけれども、一国が發展する上に於て將た經濟上に於ては決して喜ぶべきことでない

(中略)

現今の如き玉石混淆の取扱は、一国の商業を進歩せしむる所以で

はありませぬ、換言すれば客観的に有罪破産行為ありたる者は、破産宣告ありたると否とを問はず之を厳罰し、同情すべき商業上の勇者には、身上の結果を廃して再び世に立てる様にしてやらねばならぬ<sup>(37)</sup>（原文カタカナ）

博士が立法に関わった旧破産法（大正十一年）には懲戒主義の規定は置かれなかった。しかしながら、破産法以外の法令において、公法・私法上の各種の資格制限は残り、代表的なものが公権として最も重要な衆・参議院議員選挙権、被選挙権であった。博士は、大正六年から「破産者解放論」を主張したものの、「然るに世人少しも予の主張に対して視聴を傾けざりしを遺憾としたのである<sup>(38)</sup>」。ところが、終戦後新憲法のもとで、昭和二十二年に参議院議員選挙法の制定と衆議院議員選挙法の改正により、衆・参議院議員の選挙権・被選挙権を有しない者から「破産者ニシテ復権ヲ得ザル者」が除外された。

要するに予が三十年来主張し来たりたる破産者の開放が茲に始めて其の実頭（ママ）を見るに至ったので、予は実に悦に堪へない。

（中略）

他の些細な制限がまだ残って居るにしても早晚総ての欠格が廃止さるるにいたるであろう。

（中略）

是れ新憲法に於て基本的人権の尊重すべきことが定められ人は皆権利の上に平等にして財産又は収入の如何によりて、差別待遇せらるべきもので無いことが明白にされて居ることによりて明らかである<sup>(39)</sup>。

博士の持論は資格制限の全廃であった。現行破産法にも破産に伴う資格制限はないが、現在でも、各種の法令中に公・私法上の資格制限が残っている。例えば、弁護士・公認会計士等や証券会社の外務員・生命保険募集人・警備員等多岐にわたっている<sup>(40)</sup>。破産には、経済変動や自然災害など債務者自身に責任のない場合がありうることを考えると、このような広範な資格制限は疑問であろう<sup>(41)</sup>。困難かもしれないが、法令ごと個別に対応するのではなく、立法の姿勢を一貫させ、法令全体を見直すことが必要ではないだろうか<sup>(42)</sup>。

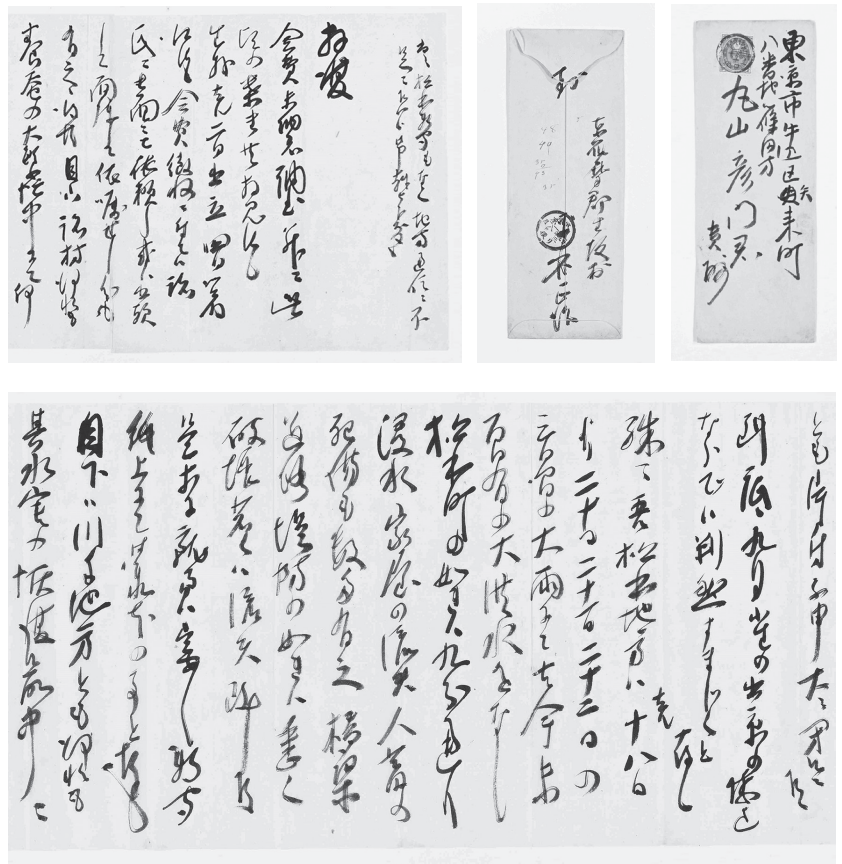
現行破産法（平成十六年公布）は、①「債務者の財産等の適正かつ公正な清算」と②「債務者について経済生活の再生の機会の確保」を目的としている（第一条）。破産法が、(二)から清算の目的を有するとともに①、資格制限からの復権や戦後アメリカ法の影響を受けて導入された免責制度（昭和二十七年）等により、債務者の経済的再生が可能となったため、②が明文化された。筆者は、立法の底流に、破産者の権利、再生に向けた博士の見解の影響があると思っている。

#### 四 博士と松本

##### (一) 博士からの手紙

図版2は、文書館所蔵の丸山家文書中から見つかった博士（当時二五歳）の二通の手紙のうちの一通である。博士は、明治二十九年（一八九六）七、八月、生家のある東筑摩郡生坂村から在京の旧制中学の後輩、丸山彦門氏宛に二通の手紙を出している。丸山家は筑摩郡





図版2 丸山彦門宛平林正治書簡

神戸村（現松本市笹賀）で、代々村役を務めた家柄である。  
 二通とも当時両氏が所属していた松本親睦会<sup>(43)</sup>の運営に関わるもので、地方会員の入退会、会費の徴収といった事務的な内容が主である。  
 上京して勉学に励むことができた博士も、帰郷中は会の運営に奔走していた様子が見える。

去る二日出立四日着仕候 会費徴収に付てハ（ママ。以下同じ。）  
 諸氏に書面にて依頼し或ハ出頭して面談して委嘱せし分も有之候

得共目下諸村何れも養蚕の大繁忙中にて何とも片付不申大に閉口  
 に候 到底九月小生の出京の際迄ならでハ判然すまじくと存候  
 殊に吾松本地方ハ去る十八日より二十日二十一日二十二日の三日  
 間の大雨にて古今未曾有の大洪水をなし松本町の如きハ九分通り  
 浸水家屋の流失人畜の死傷も数多有之橋梁道路堤防の如きハ悉く  
 破壊若しくハ流失致し候（中略）此の洪水の際ハ胃弱を癒さんた  
 め山邊温泉へ入浴中なりし故松本町の水害の実況は詳しく実見致  
 し候（中略）目下拙家等も夏蚕のため大繁忙中（以下略）  
 松本地方は、明治二十九年夏、大水害に見舞われた。この大水害に  
 あつた松本町（明治四十年に市制施行して松本市）の状況は、薄川が  
 決壊して松本町の中心街を水浸しにしたほか、田川も決壊した。さら  
 に、牛伏川も決壊して流路を完全にかえて豊丘（寿）の旧河道を流れ  
 て田川をこえ、奈良井川に達したほどであつた。松本町の被害総額は  
 約二六万円とされている。  
 博士は、まさにその時、松本町郊外の山辺温泉（現在の美ヶ原温泉）  
 に湯治のため逗留中であつた。

(二) 博士の人柄

いささか番外編だが、他でも入浴に関する記載を目にした。一つは、  
 入浴は博士の趣味であつたとする三男正隆氏の話<sup>(44)</sup>、もう一つはやはり  
 同書で、竹下守夫博士が、「加藤正治先生と『破産法』の改正」とす  
 る文章の中で、民法の大家である故我妻栄博士が、旧破産法の出来栄

えについて次のように語ったとされる逸話である。

〔旧〕破産法は、加藤正治先生と松本丞治先生のコンビで作られた、まさにそれが故の名品である。松本丞治先生は抜群に頭の回転が速く、破産法制定作業の場でも問題を提出されれば即座に決断を下された。

かたや加藤正治先生は、極めて慎重、十分に熟慮された上でないと納得されない。そこで、委員会の席上松本先生が出された結論を加藤先生が自宅に持ち帰り、風呂を浴びておもむろにお茶を立てながら熟慮される。そして、次の委員会で、ある時は松本説を支持し、ある時は、これを正された。破産法は、このようにして優れた両先生の、それぞれ異なった持ち味が見事に融合して傑作となったというのである。〕<sup>45</sup> 同旨の話を小山昇博士も掲載しており、加藤博士の人の柄が表れているように感じたので書いてみた。松本は商法学者で、幣原喜重郎内閣時に憲法問題調査委員会（松本委員会）委員長として憲法改正私案を作成したことで知られている。

ただ、この件については、「しかし松本は、大正八年から一一年にかけては「満鉄」に勤務しており、岡野に交代して民法の改正調査委員に就任したのは同一一年六月一六日であるから、破産法の審議には全く関与していない。我妻の思い違いであろう。」とする見解もある。<sup>46</sup>

### （三） 上條螳司先生頌徳碑について

上條螳司先生頌徳碑（表1中）は、浜口雄幸篆刻、加藤正治撰文、

浅井洌揮毫で松本市今井小学校内に建立し、昭和三年（一九二八）十二月二十五日除幕式が行われている。<sup>47</sup>

上條螳司（一八六〇〜一九一六）は、松本市今井出身の自由民権運動家で、のち教師、村助役などを務めた。螳司は、二〇歳のとき、国会開設上願書を携え、松沢求策とともに上京したが、太政官、元老院、有栖川宮、岩倉具視から受理を断られている。岩倉具視に面会し、次の文書を受け取っている。「立法二関スル事件ハ請願スベキモノニアラス故ニ之ヲ受ケス 立法二関シテ意見ヲ上陳セントスルモノハ明治八年第百七十八号布告ニ依リ元老院へ建白スヘシ」。

螳司は、現在も郷土の偉大な先人として地元今井地区住民に語り継がれている。

### おわりに

「努力すれば評価される時代を生き、国家とともに成長することができた世代だった。わずかでも時代がずれていけば、そうはならなかった。」<sup>48</sup> 博士の歩みから思い浮かぶ一節である。

この上なく順調に見える歩みであるが、旧制中学卒業後、家庭の都合により上京まで二年間の遅れを余儀なくされている。<sup>49</sup> そのまま順調に上京し進学していたら、果たして民事手続法の研究者になったであろうか。筆者には、多くの偶然が作用しているように思える。

一方で、『破産法研究』をはじめとする、ぼう大な著作と破産統計<sup>50</sup>を駆使し、制度が現実に果たしている役割・機能を実証的に捉える研

究スタイルからは、並外れた粘り強さと堅実さがうかがえ、余人をもって代えがたいものを感じる。文章は、旧仮名遣いや言い回しを別とすれば、分かりやすい表現と簡明な論理で記され、あまり古さを感じない。何よりも、他者の権利・自由を尊重する者だけが自己の権利・自由を主張できるという、現憲法の「基本的人権の保障」につながる自由主義的な価値観があるように思う。

わが国はすでに精緻な近代的法制度が整備され、西洋の最新動向に目配りして日本の進むべき方向を提示するという、従来の法学のスタイルが役割を終えたと指摘される<sup>(51)</sup>ところである。確かに、以前に比べ、書店では研究成果を世に問う書籍よりも、実務の解説書が増えたように思う。実務の見解は、現実に通用しているだけに、かなりの説得力と重みを持っており、キャッチアップ型一辺倒の法学では、もはや対抗できそうもない。

だが、実務において、国民の「基本権を確保するための基本権」である、裁判を受ける権利の保障は十分であろうか。ADRを含む多様な紛争解決手続へのアクセスや実効的な権利救済について、改善すべきはないのであろうか。<sup>(52)</sup>とりわけ研究者には、従来当たり前と思われる<sup>(53)</sup>ていた分野に新たな知見を提示するなど、リスクをとって通説や実務に挑むことが望まれよう。

筆者は、私権の保護・救済に向けた、博士のような一歩一歩着実に弛まぬ取組みが、まだまだ求められているものと考ええる。

## 註

1 塾は、明治十四年から浅井が長野に移る十九年までの間にあったと思われる。博士はまだ十代前半であり、浅井によると、「初め君松本に來りて世の塾に寓し中学に学ぶ爾來親交あり」（松本市城山頌徳句碑〔昭和十一年〕）。後年まで、博士から自著の送付、訪問など親交が続いた。塾生にはほかに、同じ天白町出身の木下尚江や第2代松本市長の百瀬興政（木下の従兄弟）らがいた。浅井の物腰は、「温厚にして真摯、沈黙にして威厳」があり、教育は、「個性のままに任せて、然も不語の間に自然の感化を与え、何らかの印象の何時迄も忘れざらしむる」ものだったという。松本市教育会浅井洵遺稿集編集委員会編『浅井洵』（一九九〇年、五六五頁、六〇七頁「浅井先生を想ふ」百瀬興政）。筆者は、この時代の松本（天白町）や浅井をはじめとする周りの人々が、博士の人格形成ひいては私権保護説や破産者解放論につながる民事手続法学の基礎に影響を及ぼしたものと考えている。また、斉藤瀏『悪童記』（三省堂、一九四〇年、一七頁）によると、博士は、徒士町（おかちまち）にあった「晚翠塾」でも学んでおり、秀才で知られていた。

2 博士については、a 加藤正隆編『法学博士加藤正治の記録』（中央大出版部、一九九八年、非売品）、b 『深志人物誌』（松本深志高校同窓会、一九八七年、八一頁（有賀義人）等。なお、a 中、加藤正隆「正治の少年・青年期」一七頁は、加藤家の養子となった際、「まさきは」と改名されたとされるが、松本市文書館所蔵の初代松本市長小里頼永への電報（寿像除幕式祝電・一九三三）では、自らを「ししょうじ」としている。

小里が松本親睦会（註43）以来の旧知の間柄であったことが関係してい



るのであろう。

3 生家のある生坂村では、平成二十四年に「加藤正治博士頌徳館」を開館し、写真や独・仏留学時代の絵葉書、東京帝大退官時の法学部教授・助教等々の署名を収めた一幅の掛軸、俳人「犀水」関係資料等を展示している。

4 幕末にハリスと締結した日米修好通商条約（一八五八年）をはじめとする安政の五カ国条約。条約締結時は必ずしも不平等とは意識されなかったが、次第に意識されるようになったことについて、a 清水唯一朗・瀧井一博・村井良太著『日本政治史』（有斐閣、二〇二〇年、八頁、七二～七五頁）。岩倉使節団の派遣（一八七一年）によって、憲法をはじめとする法典整備の必要性が意識され、条約改正交渉では、井上馨により西洋式の法典編纂が条件とされた。交渉は度々頓挫したが、陸奥宗光により、領事裁判権の撤廃を内容とする日英通商航海条約（一八九四年）が調印され、五年後の発効の一年前までに西洋式の法典整備・施行が条件とされた。b 内田貴『法学の誕生―近代日本にとって「法」とは何であったか』（筑摩書房、二〇一八年、一四九頁で引用する「仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会」『法律時報』一〇巻七号、一九三八年、一六頁）

5 小風秀雅編『大学の日本史 教養から考える日本史へ4近代』（山川出版社、二〇一六年、一七～二二頁（小風秀雅）、野島博之『謎とき日本近現代史』（講談社現代新書、一九九八年、一五頁）

6 法と裁判について、中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義（第3版）』（有斐閣、二〇一八年、一～二頁（中野貞一郎）、松浦

馨・新堂幸司・竹下守夫・高橋宏志・加藤新太郎・上原敏夫・高田裕成

『条解民事訴訟法 第二版』（弘文堂、二〇一一年、八頁）

7 ドイツでは、①ハイデルベルク、②ベルリン、③キール、再び④ベルリンで学ぶ。ハイデルベルクでは、「日本人留学生の母」といわれたハングリー系ドイツ語教師リーザ・フォン・ピットニーに手ほどきを受けている。彼女にドイツ語の基礎トレーニングを受けたのは、ほかに後藤新平、小野塚喜平次（政治学者、東京帝大総長）、吉野作造、中田薫（法制史学者）らがいる。北康弘『中田薫』（吉川弘文館、二〇二三年、六七頁）。また、門下の菊井博士によると、この時の大学聴講と読書、二度目のベルリン滞在時における破産法関係のぼう大な文献収集が、わが国破産法学の泉源になったのではないかとされる（当時文部省留学生の留学費は、ひと月金百四十五円であったところ、この時だけでも推定でその二十月分以上が費やされているのではないかとという）。なお、俳句の白人会（巖谷小波主宰）に、親友美濃部達吉博士とともに本格的に参加したのも、二度目のベルリン滞在以后のようである。菊井雄大「加藤正治先生とドイツ留学―とくに破産法学の由来について―」『書齋の窓』（有斐閣、一九七七年、四九頁）

8 東京帝国大学法科大学は、明治二十六年の講座制導入当初、22講座が開講したが、教授が担当したのは9講座に過ぎなかった。その後、外国派遣留学生の帰国とともに徐々に増え、明治四十三年には37講座、25人の教授が担当している（天野郁夫『帝国大学―近代日本のエリート育成装置』中公新書、二〇一七年、一六三～一六五頁）。博士も帰国組の一人と思われる。大学で専門の教師が民事訴訟法を講じたのは、京都帝大

の仁井田益太郎（明治三十三年）と東京帝大の加藤正治（明治三十九年）が最初とされる（a鈴木正裕「民事訴訟の学説史」『ジュリスト』九七一号（有斐閣、一九九一年、一一頁）。ほかに、「理論家たる民訴学者と呼べるのは加藤正治（一九〇〇年（明治三三年）東大助教授）・雉本朗造（一九〇四年（明治三七年）京大助教授）が始まりで実体法に比べ立ち遅れ、戦前をつうじて研究者の数は僅少にとどまることとなった。」とするものもある（b水野浩二「明治民事訴訟法の「使い方」…手続の手引・書式集・素人向け手引きの検討」、松本尚子編『法を使う／紛争文化』（国際書院、二〇一九年、二〇四頁）。

9 伊藤眞『破産法・民事再生法第5版』（有斐閣、二〇二二年、六七頁）博士の見解が立法者の見解に近いとされる。

10 本書一六版は、博士が昭和二十七年の破産法の改正（免責制度導入など）を見越し、急逝する直前まで改訂執筆をしたもので（附言）、確認できただけで二十版まで版を重ねている。前掲註9、伊藤眞は、本書を名著と評している（はしがき二二頁）。

11 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、二〇二〇年、三三三頁）。国家が自力救済を禁止する見返りとして、私人間における権利・利益の侵害に対して救済を与えることを約束し、その前提として裁判を設定するという。ほかに、秋山幹男・伊藤眞・垣内秀介・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ第3版』（日本評論社、二〇二二年、四頁）など。

12 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR基本法）第一

条括弧書

13 福田剛久『民事訴訟の現在位置―利用しやすい民事訴訟に向けた法・理論・制度・実務からの再確認』（日本評論社、二〇一七年、五六頁）

14 博士は、ドイツ人であるロエスレルが、なぜフランス法を基礎に破産篇を立案したのかを疑問としていた。思想的にプロイセンやドイツ帝国、ビスマルクと合わなかったためなどとされている。故「ロエスレル」氏の逸事『破産法研究第一巻』（巖松堂書店、一九五三年、八一頁）。国立国会図書館デジタルコレクション

15 前掲註9、六五〜六七頁。また、桜井孝一「破産制度の近代化と外国法の影響―第二次大戦前における」（早稲田大学比較法研究所、一九六六年、一〇六頁）は、ロエスレル自身が破産を道徳上非難されるべきものと考え、破産者を懲罰すべきものとの思想から脱しきれなかったことや債務者の保護更生を考慮に入れなかったことを原因とする。

16 旧破産法は、ドイツ破産法から多くの影響を受けている。また、和議法は、債権者と債務者の合意により破産を予防するための和議について定めた法律で、当時最新の立法であったオーストリア和議法をもとに制定された。

17 前掲註8、b二〇四頁は、「三ヶ月章「民事訴訟の理論と実務―理論家の立場から」同『民事訴訟法研究第九巻』（有斐閣、一九八四年。初出は一九八三年）三〇頁以下は、明治民法下において民事訴訟の講述が長い間実務家に委ねられ理論家の出現が遅れたこと、実体法学者が訴訟法学について「実務家に任せておけばよい」と低く見る傾向があったことを指摘する。」とする。

18 前掲註8、a一二頁は、前掲註17、三ヶ月論文を引用して本文のよう

に言う。

- 19 中務俊昌「民事訴訟法 学説一〇〇年史」(『ジュリスト』 No.四〇〇 (有斐閣、一九六八年、一五一頁)、初出は『訴訟法学の諸問題』(一九三八年)序

- 20 菊井維大「民事訴訟法学会の今昔—雑感片々—」『新・実務民事訴訟講座月報1』(日本評論社、一九八一年、一頁)

- 21 小林秀之『交渉から訴訟へ 交渉理論からみた民事訴訟』(日本評論社、二〇二二年、二二五頁)

- 22 a 加藤正治『民事訴訟法要論 再版』(有斐閣、一九四八年、四〇五頁)

国立国会図書館デジタルコレクション、b 河崎祐子『執行力概念の再検討』(信州大学経法論集第一号、二〇一七年、一二二頁)。博士の私権(権利)保護説は、いわゆる「訴権論」の影響を受けている。訴権論は、私人が訴えによって裁判所に対して判決を求めることができることを、その者の権利と捉える考え方で、民事訴訟法において制度目的論とセットで古くから議論されてきた。両者には一定の対応関係があるとしても、訴権論に必ず目的論が反映されなければならないかについては、議論がある。また、訴権と憲法第三二条の裁判を受ける権利の関係について、沿革等から両者を別々とする見解と関連づけて理解する見解がある。個別・具体的な権利と一般的・抽象的な権利という違いはあるが、法体系全体から見れば、後説により、訴権の実定憲法上の根拠は裁判を受ける権利ではないかと考える。前掲註6、中野他『新民事訴訟法講義(第3版)』一三頁(中野貞一郎)、松浦他『条解民事訴訟法(第二版)』七〇九頁(竹下守夫)

- 23 前掲註22 a 一〇二頁、加藤正治『新訂民事訴訟法要論 四版』(有斐閣、一九五二年、一〇二頁)

- 24 兼子一・竹下守夫『裁判法 第四版』(有斐閣、二〇〇二年、一四六頁)、鵜飼信成『憲法』(岩波書店、二〇二二年、一九三頁)、宍戸常寿「裁判を受ける権利の現在と未来」辻村みよ子責任編集『憲法研究』(信山社、第七巻、七三頁)。裁判を受ける権利は、国会だけでなく裁判所をも拘束し、憲法や実体法上の権利侵害があった場合に、裁判所へのアクセスのみならず実効的権利救済を図ることも求める(笹田栄司『司法の変容と憲法』有斐閣、二〇〇八年、一二二頁以下など。判例で実効的な権利救済に言及したものとして、最大判平二〇・九・一〇民集六二巻八号二〇二九頁)。権利保護という視点があって初めてその実効性を問うことができるように思う(松本博之『民事訴訟法の立法史と解釈学』信山社出版、二〇一五年、五三六頁)。さらに、「もし国会の制定した法律が、このような実効的な救済を求める権利を否定し、実効的な救済を与える裁判所の権限を否定するものであれば、その法律は憲法三二条・七六条に反すると言わざるをえない。」とする見解がある(松井茂記『裁判を受ける権利』日本評論社、一九九三年、一五六頁)。

- 25 青山善充・伊藤眞『民事訴訟法の争点』(有斐閣、一九九八年、四頁(竹下守夫)、伊藤眞・山本和彦『民事訴訟法の争点』(有斐閣、二〇〇九年、四頁(青山善充)、松本博之・上野泰男『民事訴訟法 第五版』(弘文堂、二〇〇八年、六〇七頁(松本博之)、石川明・小島武司編『新民事訴訟法 補訂版』(青林書院、一九九八年、五〇六頁(石川明))

- 26 斎藤秀夫『民事訴訟法概論』(有斐閣、一九六九年、五〇六頁)

27 伊藤眞・加藤新太郎・山本和彦『民事訴訟法の論争』（有斐閣、二〇〇七年、一〜三〇頁）

28 前掲註22 a、六〜八頁

29 兼子一『實體法と訴訟法』（有斐閣、一九五七年、一二〜一三頁、一〇九頁）。紛争解決説の背景については、戦後のアメリカ法の影響とするもの、兼子博士が、敗戦による旧法秩序の全面的崩壊に直面し、法

秩序維持というそれまでの自説を見直したとするものなどがある。河野

正憲『民事訴訟法』（有斐閣、二〇〇九年、九頁）。前者について、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）第2版』（有斐閣、二〇一一、六頁）。

また、垣内秀介「民事訴訟制度の目的とADR」高橋宏志・上原敏夫・加藤新太郎・林道晴・金子宏直・水元宏典・垣内秀介編『民事手続の現代的使命―伊藤眞先生古稀祝賀論文集』（有斐閣、二〇一五年、一三六頁）は、「実体法が社会生活において果たすべき機能についての評価が、いわば汎・法的な見方から、非・汎法的な見方に移行したとみられる」とする。筆者は、権利や法というものから一定の距離を置こうとする姿勢があるように思う。

30 石川明『訴訟上の和解』（信山社、二〇一二年、一五一頁）

31 今日、紛争解決説は、法的紛争解決説に変容し、展開されている。伊東乾『民事訴訟法の基礎理論』（日本評論社、一九七二年、六頁）、伊藤眞『民事訴訟法（第七版）』（有斐閣、二〇二〇年、二〇頁）。註27河野正憲『民事訴訟法』一一〜一二頁など。「法的」「紛争解決」の意味が問われよう。

32 田中成明『現代社会と裁判―民事訴訟の位置と役割』（弘文堂、

一九九六年、一七九、一八一頁）、同『現代裁判を考える―民事裁判のヴィ

ジョンを求めて』（有斐閣、二〇一四年、i頁、六七〜六九頁）。二〇世紀初頭にドイツで展開されたワツハとビューローの論争において、権利保護説を採ったワツハは、実体法の完結性を前提に、裁判官は法を創造するのではなく実体法を適用することに徹すべきとしていた（新堂幸司「民事訴訟の目的論からなにを学ぶか(1)」『法学教室』（有斐閣、一九八〇年一〇月号、三八頁）。しかし、少なくとも現代においては、実体法の完結性を前提とする考え方は無いと思う。

33 伊藤眞『倒産法入門―再生の扉』（岩波書店、二〇一二年、六頁）

34 前掲註9、一頁。破産制度のマイナス面を緩和するものとして、前述の免責制度があり、できる限り回避する制度として、民事再生や会社更生、特別清算の諸手続がある。また、雇用保険等の社会政策による救済も不可欠である。

35 明治初期までのわが国の破産制度として、債権者の申立てによる身代限（しんだいかぎり）と債務者の申立てによる分散の手続がある（御定書百箇条）。両者の関係は、「全然別物なり。身代限は債務者の財産に対する裁判上の強制執行にして、これが実行には必ずしも多数の債権が競合することを要せず。これに反して分散は常に多数債権の競合を前提とするものにして、かつ裁判外における債務者と債権者の協約に依りて成立するものなり。」中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』（岩波書店、一九八四年、一〇二頁）。とりわけ分散は、債務者と債権者の合意によって資産・負債の整理を図る手続であり、今日の私的整理と自己破産の双方の性格を有し、効果として債務者の免責が認められていたといわれる。その限りでは、旧商法第三篇「破産」よりも近代的内容を有していたと



いえる。前掲註15、桜井一〇七〜一〇八頁

36 前掲註15、桜井一一三頁

37 「破産者解放論」『破産法研究第四卷』三三七頁（有斐閣・巖松堂、大正六年十二月二十日法理研究会講演）。国立国会図書館デジタルコレクション

38 「破産者の開放を喜ぶ」『破産法研究第十一卷』（有斐閣、一九五三年、一三五頁）。国立国会図書館デジタルコレクション

39 前掲註38、一三七頁、一四六頁

40 伊藤眞・岡正晶・田原睦夫・中井康之・林道晴・松下淳一・森宏司『解説破産法第3版』（弘文堂、二〇二一年、一九三〇頁以下別表1・2）

41 山本和彦『倒産処理法入門（第五版）』（有斐閣、二〇二〇年、一五〇頁）

42 西澤宗英「倒産者の地位」『ジュリスト』（有斐閣、一九九七年、一一一一号、一六九頁）

43 松本親睦会は、明治十七年（一八八四）に松本出身で東京の大学・専門学校に進学していた学生が中心となって東京に発足した親睦団体である。明治十八年三月から、松本在住者であれば会員となることができ、明治二十一年八月から、旧松本藩主戸田子爵（康泰）を評議員とし、事務所も戸田邸に置かれるとともに、南安曇在住者も加入するようになった。ほかに評議員に辻新次（文部官僚）、委員に澤柳政太郎（文部官僚

時代の「京大澤柳事件」と、退官後、成城学園を創設し大正自由教育運動の中心的存在となった教育者として著名である。澤柳も天白町に生家があった。）、会員に降旗元太郎（衆議院議員）、小里頼永（初代松本市長）、木下尚江、百瀬興政らがいた。（有賀義人『松本平近代100年の

軌跡（上）』（銀河書房、一九九一年、三六頁）、『松本市史』第二巻歴史編Ⅲ近代、一九九五年、四六七頁）。

博士は、明治二十年に会員となり、以後、機関誌『松本親睦会雑誌』上に、たびたび寄稿文（漢文）や会の運動会出場等で登場する。運営上の課題として、会員数の増や会費の徴収があったであろうことが、博士の手紙からも分かる。松本親睦会雑誌は、昭和十五年（一九四〇）十一月第三八五号をもって時節により廃刊とされていることから、会はその後休止等となったものと思われる。また、昭和十四年十二月発行の同名簿にも博士の名が確認されるため、おそらく最後まで会員であったものと思われる。

44 前掲註2 a

45 「加藤正治先生」前掲註1 a、一七六頁

46 鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』（有斐閣、二〇〇四年、二九〇〜二九一頁）

47 上條と浅井は、ともに教員として奨励社において自由民権運動に参加し、また、『松本新聞』紙上において教育論争を展開した（明治十一年）。撰文については、有賀義人「上條螳司の頌徳碑とその碑文―自由民権運動の一面から―」（一九六六）、上條螳司刊行会「上條螳司―自由の花―を求めて―」（一九九六）

48 清水唯一朗『原敬』（中公新書、二〇二一年、三〇一頁）

49 前掲註2 a、一〇頁

50 加藤正治『破産法講義』（巖松堂書店、一九一四年、三八頁）。国立国会図書館デジタルコレクション。博士は、「現行の破産制度が能く当



事者の権利保護に適するや否やもし欠点ありとすれば如何なる点に欠点ありや又其改良の方法は如何と云うが如き種種なる破産立法政策上の問題に付き最も的確なる判断の資料を供するものなり」(原文カタカナ)という。具体的には、各国別の破産総数と一破産事件に対する人口数の比較、国内では、大きく(1)新破産と(2)終局破産とに分け、さらに(1)を、ア債権者申立て数、イ債務者申立て数、ウ職権による数に分けて年ごとに統計を取るなどである。

また、前掲註38一四七頁で、博士は破産者解放の結果として、債務者自らが破産手続の申立てをする自己破産が増加すると予想していた。実際に自己破産が増加したのは、一九八〇年代以降の消費者破産(経済的に破綻した多重債務者などの消費者が債務の免責を求めて破産手続を申し立てるもの)の急増によるものであった。平成十五年(二〇〇三)の約二四万二千件超がピークとなっている(令和五年現在)。

51 前掲註4b、四〇八〜四一〇頁

52 須網隆夫編『平成司法改革の研究』(岩波書店、二〇二二年、三四七、三四九頁等)

53 伊藤眞『千曲川の岸边―伊藤眞 随想録』(有斐閣、二〇一四年、八三〜八四頁)



## 川島浪速と満蒙独立運動——辛亥革命期を中心に——

木曾 寿紀

### はじめに

明治から昭和初期にかけて、主として中国大陸を活動拠点に大陸浪人と呼称された人々がいた。中国現地の要人と日本側の軍人等との間で行われた策動で彼らは特定の組織に属さない民間人として活動した。

政治上の役割に注目する際、典型的な大陸浪人で松本出身の川島浪速（慶応元年・一八六六〜昭和二十四年・一九四九）の例が、彼等を理解していくうえでの一例になる。明治四十四年（一九一一）に勃発した辛亥革命の際、清朝末期に川島と親交を結んだ清朝皇族、肅親王善耆との関係性をもとにいわゆる「満蒙独立運動」に中心的に関与した。川島の担った役割について、本稿では主として辛亥革命期の川島等の動向を当時の文書を通じてみていくこととしたい。

なお本文の引用は現代仮名づかい、漢字は常用に改めた。また当時使われていた「支那」などの用語が引用文中に登場するが時代性を考慮し、そのまま引用している。それ以外の文言についても適宜字句の統一をした。

### 一 満蒙独立運動とは——研究の動向——

「満蒙独立運動」は一般的な説明として「満蒙（中国東北および内モンゴル）地方の中国から分離独立を企てた二度にわたる日本の一部軍人・大陸浪人の謀略工作<sup>①</sup>。」とされる。そのうち本稿で扱ういわゆる「第一次満蒙独立運動」については「辛亥革命直後の明治四十五年（一九一二）初め、大陸浪人川島浪速は清朝の崩壊に乗じ、皇族肅親王善耆を擁立して満洲を独立させる一方、モンゴルの喀喇沁王<sup>カラチン</sup>に拳兵させ、あわせて満蒙王国の建設をめざす謀略に着手した。この謀略には参謀本部から高山公通大佐らが参加したが、日本側に一貫した方針がなく、列強の反対をうけた日本政府は計画の中止を命じ、謀略は失敗した<sup>②</sup>。」としている。それに引き続いて行われた「第二次満蒙独立運動」は「大正五年（一九一六）、袁世凱の帝制実施をめぐって中国の政局が混乱を示すと、川島浪速らは再び巴布扎布<sup>バボージャブ</sup>を首領とするモンゴル騎軍と肅親王の宗社党をむすぶ満蒙独立を画策し、関東都督府と参謀本部もこの計画に加担した。しかし中途から張作霖擁立に方針を変えた田中義一参謀次長や現地の日本領事が満蒙挙事に反対し、さら

に袁の急死（六月六日）によって日本の排袁政策が挫折すると、日本政府は挙事計画の中止を命令、運動はまたも失敗に終わった。こうして満蒙独立運動は二度とも失敗したが、この運動はその後の満洲事変による満洲国の樹立を先どりするものであった。<sup>3)</sup> という説明がなされている。

この「満蒙独立運動」について、それらは川島等が実際に活動していた当時、「奉天挙事」や「満蒙挙事」等という呼称が使われていた。後述するように川島と親交を結ぶ、肅親王善耆等が革命派に対して清朝復辟を目指した人々を集め結成したとされる宗社党を川島等が支援した事件として「宗社党事件」とも呼称されていた。栗原健氏の『第一次・第二次満蒙独立運動』（一九五八）が満蒙独立運動を研究で取り上げた初出であり、その後山本四郎氏『第二次満蒙挙事について』（一九七二）等で各々一次資料から運動の実像に迫っている。ここから佐々博雄氏『多賀宗之と中国』（一九九四）や波多野勝氏『満蒙独立運動』（二〇〇一）といった成果により研究が底上げされてきた。とりわけ近年体系的に纏められたものでは中見立夫氏の論考がこれまでの研究史に対してモンゴルなどの現地文書や国内の文書に拠りながら運動を読み解き、「満蒙独立運動は川島浪速が追い求めた幻影にすぎない。」と結論付け、研究史に新たな視点を提示した。それに対しては梅村卓氏や楊海英氏の議論がある。近年に至り、運動に関わった人物の関係文書が発見されるなどして活用されることで、研究に厚みを出している。<sup>6)</sup>

## 二 満蒙独立運動の主体はだれか

肅親王や宗社党関係者、蒙古王公であるカラチン王やパリン王といった人々にどの程度まで、「満蒙」の地域概念が共有されていたのかは疑問が残る。中国側の関係者にも何等かの了解の上、同意があったとは思われるものの、川島の策動に徹頭徹尾同意していたかといえ、それらはあくまで「利害の一致」の上に成立していたものであった。

その利害の一致を実際の行動によって実現性のあるものに押し立てる機能を果たしたのが川島浪速であった。実際に二度ほど画策されたこの「満蒙独立運動」は第一次と第二次とに分けられて歴史の表舞台に登場したとされる。

留意しておきたいのはこの「運動」という文言は後に川島等の策動が昭和になってから満洲国建国の前日譚として語られるなかで、現地にもとから根強い独立の機運がありそれを川島等が実現したのだという文脈である。この「運動」の主語は実態としては川島等の策動に対しての「運動」といった色彩が強い。当然のことながら辛亥革命に連動する形で画策された「第一次」とその後の「第二次」のみが満蒙独立運動ではなく、その前後の期間を通じた活動全般に対して「運動」という言葉を当てはめることができよう。川島等が活動していた時期には前述のとおり「満蒙挙事」というように特定の行動に移す場合に「挙事」といった名称で自分たちの行動を呼称しており、後に「満蒙独立運動」といった呼称が使われることで川島等の運動が最終的に昭

和初期の満州事変、満州国建国といった日本側の政策の前日譚として正当性を示すための物語に利用されていった。

### 三 大陸浪人とは

大陸浪人は「大陸ゴロ」などとも揶揄される様に、緩やかな枠組みで総称される一群の人々で玉石混交であった。彼等に早い段階で注目した渡辺龍策は大陸浪人について辛亥革命後の軍閥闘争を例に彼らが「何等の節度もなく、これらの軍閥闘争の手先きとなった。このために数多くの大陸浪人の輩出をみた。」としたうえで「大陸浪人といえば、先覚的存在として宮崎滔天のような、純粋な行動派に属する典型的なものもいたけれども、なかにはひとはた組に属するものもいた。もちろん最初は、明治のロマンチズムが生んだ純粋な気持で大陸へわたった青年たちが多かったにしても、彼らの多くが「大陸ゴロ」に転化してしまったのである。」<sup>(7)</sup>としている。併せて「日本の対中国政策はその指向力が分裂していた。中国の軍閥と結ぶもの、国民政府と提携しようとするもの、あるいはとも否認しようとするものなどに對して、これを統一することができなかつた。」<sup>(8)</sup>のだという。

川島等を含む大陸浪人について、一般にどのような説明がなされているのか確認しておきたい。「戦前、日本帝国主義によるアジア侵略の先兵として活躍した特定の個人や集団。その団体には玄洋社や黒竜会などがあり、中国大陸や朝鮮を舞台に活動、日清・日露戦争には密偵や現地工作員として情報収集・地勢調査にあたった。彼らは軍部や

政治家・財閥などの資金援助をうけ、現地の政・財界にくい込み、政治工作に暗躍した。」<sup>(9)</sup>という説明がなされる。いわゆる日本の大陸政策における侵略の尖兵としての一面からクローズアップされる。確かに結果としては、そういう役割を国内と現地との橋渡しを行なうなかで果たしたと言えよう。かといって訓練され、組織化され、一糸乱れぬ命令系統によつて専門の技能を身に着けた工作員集団と言える程のものでもなかった。彼らは民間人としての立場から、現地の特定の要人との交友関係を持ち、それに陸軍参謀本部の一部等が、何らかの協力を彼等に要請してきた時、彼等は双方の利害の一致する範疇で策動に協力した。自らの置かれた立場から特定の策動を実現性のあるものにしていくため、大陸浪人側もそういった自分達を利用しようとする動きをむしろ積極的に利用していくことで現地勢力との策動を実現可能な形にさせていこうとしていた。

### 四 川島浪速と肅親王の邂逅

この満蒙独立運動を俯瞰していくうえで、その中心にいた川島浪速についてみていきたい。松本藩士、川島良頭の長男として慶應元年（一八六六）に松本で生まれる。維新後、開智学校で学んだ後、一家で東京に移り住むと、東京師範学校附属小学校でも学んだ。

その後、十代の川島は「興亜会」という団体に大きく触発される。「これ（筆者註、「興亜」）は副島種臣、榎本武揚などの議論である。その説では、今の有様では支那は滅びる。支那が滅びると日本も立ち



得ない。だから今日の急務は支那保全を図ることである。こういうわけで、『興亜会』という会が作られた。<sup>(10)</sup> 明治十三年（一八八〇）に設立されたアジア連携を目指す同会の主義『興亜』ということがそれから心の中に焼きつけられた。」のだという。これはアジア連携を目指したいわゆる「アジア主義」を最初に標榜した団体であり、後には近衛篤磨の主催する東亜同文会と合併する。川島は「そこで考えたことには、支那に入って仕事を為そう。支那人と共に働こう。支那でなら天下取りをやっても天子様に相済まぬことはない。支那で天下取りをやろうと考えた。そこでやり場に困っていた功名心のやり場が出来たわけだ。先ず支那語をやろう。」<sup>(11)</sup>と考えたのだという。

明治十五年に東京外国語学校清語課に入学し、同十九年には「支那に入ってもゴマカシ得る自信も出来たので辮髪の準備を為し、同年支那に渡った。」<sup>(12)</sup>という。学校を中退した後、川島は同郷の陸軍軍人で主に諜報畑で活躍してきた福島安正を頼り、中国大陸に渡る。主に当時の日本が未だ十分な情報を持っていない中国国内の地理調査の職で糊口を凌ぐ。<sup>(13)</sup> 福島安正は、シベリア単騎横断で知られるが、福島自身、中国語に長けた対中国専門の専門技能を持つ人材の養成を兼ねてより望んでおり、川島の様な人材に着目していた。<sup>(14)</sup>

明治二十七年には日清戦争に第三旅団附の陸軍通訳として従軍した。翌二十八年に第二師団の台湾上陸に従軍し、明治二十九年には台中県の阿片令施行巡察官の監督官となる。その後、陸軍士官学校支那語教官や東京高等師範学校の支那時文講師などを兼務するなどした。川島にとって大きな転換点になるのが明治三十三年の義和団事件であ

る。臨時派遣隊を率いる福島に伴われ、第五師団司令部附陸軍通訳として、八月には北京へ到着した。事件鎮圧後に日本軍占領地域内城の東西四牌樓以北へ日本は軍政を敷く。その際、軍事警務衙門なる軍政施行の為の機関が作られ、北京駐在武官であった柴五郎中佐が司令官として軍政に携わるが、柴を補佐する形で川島も軍政の事務に携わった。清朝の歩軍統領から選ばれたものに、警察上の知識を身に付けさせ、治安維持に就かせるにあたり、彼等の統率にあたったのが川島であった。これが後に述べる北京警務学堂の原形となる。柴の異動後、柴が福島安正等に働きかけ、川島は司令部附通訳官から軍事警務衙門の事務官長に就任した。

川島は「吾輩がその衝に当たった時、毎夜隊を為せる兇盜が、十数組も横行し、掠奪殺人停止する所無く、百万市民は安眠する事を得ない。店舗は門戸を鎖して、商売は停止の姿となった。良民救済の為に、軍隊の給養の為に、至急秩序を回復せねばならぬ。（中略）司令官に請うて厳法を發布した。夫は既遂未遂を論ぜず、苟も強盜の形跡有るものは、悉く斬首に処すと言うのだ。そして極力警邏網を張り、片っ端から引捕へて処分した所、僅かの間に二百七人を打首にした。」<sup>(15)</sup>のだという。そのため占領区域の団匪は他国の占領区域に逃れるなどし、日本軍占領区域の治安が保たれていたという。

明治三十四年に民政権が清国に返還され、その際、清国側より川島を北京警務学堂の監督として雇用したい旨が日本側へ伝えられた。これは先の軍事警務衙門において設置された警察官養成課程の枠組みを引き継いだものであった。これにより「お雇い外国人」として清国の

近代警察学校の監督にあたる。当時、川島のような大陸浪人が陸軍に何らかの目的により雇用される際、「陸軍通訳」という形で雇われる例が見られる。川島についても肩書は一通訳にすぎないが、通訳以外の職務にも従事していくこととなる。その引き立てに特に影響を及ぼしたのが同郷出身の福島安正であり、後に参謀次長や関東都督を務めるが、川島の策動に種々の便宜を与えている。軍事顧問として現地に渡っていく陸軍軍人もおり、川島だけが日本人として極めて特殊な地位にいた訳ではない。民間人の立場から清朝内の上層に接点を持ち得ることのできる存在として、川島のような民間人は価値ある存在だった。川島が北京警務学堂の監督として清朝に雇用される時期が、清国内の近代化を推し進めていこうとしていた時期にあたり、そういったなかで日本人の雇用が一種の潮流になっていた。特に川島が雇用されたのは、義和団事件を経て清国が近代改革に着手した、いわゆる「光緒新政」に着手した時期であった事も学堂の設置と関係している。

川島の雇用にともない現地語に堪能な日本人教官が軍人や警察関係者などから選ばれて、学堂での教育にあたった。

川島によれば「我輩は北京政府の為に、警察制度を創立してやって居る時で、自ら警察学堂を監督して居ったが、是は全然委任事業で、支那政府は只経費を支出するだけのこと、多数の警察教師や軍事教官は、皆吾輩が随意に聘用するのであった。我陸軍や警視庁もそれを諒解して、人員を出してくれたのである<sup>16)</sup>」という。

その中にはロシア文学者の二葉亭四迷がおり、北京警務学堂について記している。「元来当学堂は表向きは清国の一学堂なれど裏面は日

本の勢力扶植の一機関たれば自ら志士集合所の如き趣ありて公使館あたりの純然たる官吏社会より覩れば頗る危険の分子を含みたる一団体の如く目さるる傾有之為に随分迷惑を感じ候事も有之候へとそこが、即ち一種の面白味の存する所にて学堂の仕事常に必ずしも学堂らしからず時ありては梁山泊の豪傑連が頼を鳩めて密に勢力拡張策を講ずるなど随分変挺来な事ありてその都度堤調先生私かに自ら当代の蕭何を以て処るといふ。こんな学堂が世間にまたと有るべくも覚え候、堤調といふは日本にて申さばまず幹事とも申すべき位地にて小生の現職<sup>17)</sup>に候」といふ。清朝の近代化改革の中で整えられた学堂でありながら、同時に日本側の勢力扶植の場ともなっていた一面も伝えている。

「その時教師は、日本の警官や大尉位を頭として、揃って居ったが、事務や会計を総括する適材が欠けて居った時である<sup>18)</sup>」と、川島を頼って北京を訪れた長谷川に学堂への就職を勧め、ロシア語教師として教壇に立つなどした。教師のみならず川島は長谷川を右腕として頼り「彼と国事を謀り対露対支の準備行動として色々計画を進めた、就中蒙古人の心理を懐柔招致する事に勉め、ラマ教の活仏連とは特に友誼を厚うし、宗教関係から、西藏の達頼ラマとも、吾輩は精神的特殊関係迄成立して居ったので、蒙古王族などは、北京に朝勤する場合は、争ふて吾輩と交結することを榮とする様<sup>19)</sup>に為って居った。」という。後に学堂で雇用された日本人教師間のトラブルを巡って長谷川が辞職するまで、その様な関係が続いた。

肅親王について川島は「予が初めて肅王を知りたるは、恰も予が北京の軍政に従事せし時代にして、(中略)予が微名も市民の間に伝称

せらるるに至れり。肅王は試みに川島を見んとの好奇心なりしが、革命乱の当時湖広総督たりし瑞徵を伴い、一日突然として予を三条胡同なる軍隊宿舎に訪問せられた<sup>(20)</sup>。という。義和団事件の際には、柴五郎から、肅親王の邸宅一帯を陣地に使用したい旨申し出ており、借用している。邸宅の正面には日本公使館を始めとした各国の公使館街が隣接しており、そのため邸宅は、義和団の暴徒を迎え撃つ各国公使館の邦人等の陣地として使われ、邸宅一帯は灰燼に帰してしまう。

川島は訪問に対する答礼として肅親王のもとを訪れる。川島は「今回の乱最も損害を蒙られたるは殿下なり<sup>(21)</sup>」と見舞いを述べた。すると肅親王から「我国が今回の如き打撃を蒙れるは自業自得なり。但し此痛撃は吾人の覚醒を促がす絶好の動機と言ふ可く、豈に邦家の為め慶賀せざらんや、且つ予は此一場の戦乱に因つて、他日一致して東亜の大局を支持すべき貴国の良友多数と接触する機会を得たるは、一邸宅を失いに計較せば、却つてその得る所の大なるを喜ぶ云々<sup>(22)</sup>」との趣旨を川島に語り、これを以て川島は「予は此時初めて王が尋常人に非ざることを知覚せり<sup>(23)</sup>。」との感慨を述べたという。親王との親交はこの時にはじまる。親王は川島以外にも大隈重信はじめとした日本人とも親交を持っていた。

川島との親交を結ぶ清朝皇族の肅親王善耆は清王朝の八大世襲家中、最有力の家柄に属しており、肅親王は同治五年（一八六六）八月二十七日、肅良親王の長男として北京東交民巷の邸宅で生まれた。光緒十九年（一八九三）には鑲白副都統、光緒二十年には護軍統領を授けられる。光緒二十四年には父である肅良親王が薨去し、十代肅親王

善耆として襲爵する。同年歩軍統領、義和団事件の際には、御前大臣として西安に退避する光緒帝や西太后に扈従した。光緒二十八年に肅親王は工巡局管理事務大臣となる。これは川島が監督として携わった北京警務学堂を所管するための役職であった。光緒三十二年には内蒙古やチベットといった外藩部を管理する理藩院管理事務大臣に就く。就任後まもなく肅親王は約二か月かけて蒙古各地を実際に視察してまわっている。この理藩院は「露国の勢力が蒙古に伸張し、英国の勢力が西藏に侵入するに及んで、外藩の事もこのまま無頓着にすることが出来なくなつて来た。内外蒙古の王公や西藏のラマは、年々の朝貢さへ怠らなければ、別に問題はなかつた者だが、英露の圧迫は、彼等の間に恐慌を起し<sup>(24)</sup>」その情勢に対応するため作られたものであった。

姻戚関係でいえば「満州の貴族・皇族と、内モンゴル東部の各部・旗の王公との通婚は三〇〇年（中華民国期を含まず）の間に四九九回に上り、三六〇余人の満州公主・格格が嫁下した。こうした婚姻は、多くの満蒙混血の子孫を生み出し、彼等は姻戚と常に往来し交際した<sup>(25)</sup>。」のだという。肅親王も、蒙古王公のカラチン王との姻戚関係等といった形で内蒙古東部の王公等と少なからぬ関係を有していた。内蒙古東部は清朝との関係性を特に有する一帯であった。カラチン王は清末に自らの治める内蒙古東部のカラチン右旗領内で様々な近代的改革に取り組んだ。その中には近代的な女性教育の為設置された「毓正女学堂」があげられる。明治三十五年にカラチン王来日時、川島と同郷の河原操子を招聘するといった形で日本とも浅からぬ因縁を持つ



ていた。

辛亥革命時に肅親王等の動きにカラチン王が関わる一因には姻戚関係による影響も多少なりともあったろう。しかしながらカラチン王が「滿蒙王国」の建国についてそっくりそのまま川島の構想を受け入れていたのかといえそうではなく、あくまで川島や肅親王に「便乗」したということが言えよう。カラチン王としては「元来、蒙古は支那の一部ではない。唯だ清朝の正朔を奉じて来たために、清朝には深く恩を受けている現今、蒙古は当然支那とは関係なくして独立すべきである。だが、蒙古は不幸にも実力を持っていない。この際、日本の支持援助によって独立の実を挙げなければならない。」<sup>(26)</sup>として、川島等の動きに便乗した。

内蒙古については革命時、外蒙古が独立を宣言したのに対して、中国国内の領土として認識され、独立の機会を逃してしまったことから別途、独立の機運があった。しかしその枠組みは日本側のイメージとは異なったものが想定されていた。光緒三十四年に光緒帝、西太后が没した後、宣統元年になると肅親王は日清戦争以来弱体化していた清国海軍の再建を上奏し、取り組むなどもしている。民政部尚書を経て宣統三年（一九一）には清朝皇族の慶親王を筆頭とした内閣が成立、肅親王は民政大臣として閣僚に名を連ねた。後に理藩大臣として在任したものの、辛亥革命の発生後、慶親王内閣は総辞職し、新たに袁世凱が内閣総理大臣となる。

## 五 辛亥革命時の川島、参謀本部等の動向

明治四十四年（一九一）に辛亥革命が発生すると川島は、北京で活動を開始した。川島の動きは参謀次長福島安正―参謀本部第二課長宇都宮太郎―川島浪速の系統で進められ、参謀本部から派遣された将校達がこの運動を補助した。川島や肅親王の挙事が中止された後は、内蒙古東部方面との接触は主として彼らが行うことになる。中国に複数の国家や勢力が屹立する状況下で日本の利権扶植を狙った主に宇都宮等の意志が強く働いたものであるが、この流れに川島等は便乗していく。参謀本部側では、陸軍の高山公通大佐が北京に派遣されて来たのを皮切りに多賀宗之少佐や松井清助大尉、木村直人大尉と方針が決められた。その結果、「一、松井清助はカラチン王を伴って、窃に北京を脱出して入蒙すること。そして有力な蒙古人を結束し且つ、若干の兵員を募り、満州方面へ赴いて武器を受取った上、カラチン、パリン両五府へ輸送すること。一、木村直人はパリン王を伴って、窃に北京を脱出して、パリンに行き、募兵訓練に当たること。一、多賀宗之は武器を調達して、満州にて松井に交附し、一旦北京へ帰った上、直ちにカラチン王府に赴いて、武器到着と共に蒙古義軍を起すこと。」<sup>(27)</sup>という方針が決められた。

宇都宮太郎の日記（以下「宇都宮日記」と略す。）によれば明治四十三年三月十四日に川島が彼をはじめ訪ねており、<sup>(28)</sup>明治四十四年十月七日に「肅親王等の顧問として信用ある川島浪速（筆者註、浪速）

来衙、之に余が对清意見の大体を告げ尽力を求めしに、彼れも頗る同感にて共に尽さんことを約す<sup>(29)</sup>。としてゐる。十月十五日の宇都宮日記にはその際、川島と共有したであろう「对支那私見」の要旨が記されている<sup>(30)</sup>。それによれば清国は「幾何かの独立国に分割して之を保存せんことは帝国としては尤も望ましき所なり<sup>(31)</sup>。」とする。そのために革命派と川島等の清朝派の双方を分立させ「即ち国際の儀礼上及我対清政策上、表面には当然現清朝を援けてその顛覆を支え、裡面に於いては時機を見計らい極めて隱密に反徒を援助し以て益々その強大さを致さしめ、適當の時期に及んで居仲調停二国に分立せしめ、而して出来得ればその双方と特殊の關係<sup>(32)</sup>」を結び、再び時局が変動する時に備えるとしてゐる。

この私見が作成された十月十五日の段階では、政府や軍部にそのような方針は無く、宇都宮の上官に当たる福島安正さえも、その意見を共有されたのは私見が作成された翌日のことだった。そうしたうえで宇都宮は私見のうち「一本を福島次長に呈し、同感ならば此意味にて帝国の对支那方針を決定し度、就ては西園寺総理大臣、奥参謀総長、石本陸軍大臣、その他必要の向々並に山県元帥に説かれ、場合により之を示されんことを請う<sup>(33)</sup>。」と福島へ要請し、十六日の午後には福島から同意する旨の返答があった。最終的な方針として、第二次西園寺内閣は、満州の現状を前内閣の方針を維持し、他日大きな動きがあった時に備える方針がとられている。

初期の川島の動向を伝えるものとして、在北京駐在公使の伊集院彦吉の、十月二十三日の日記によれば「川島君来館。敏郎（筆者註、毓

朗）へ面会の模様を聞取る。頗る悲観、陝西省よりも兵乱の報あり。電信普通（筆者註、不通）となれり。北省にも悪影響を及ぼすならん。只管一身保護の事を依頼するの有様、政府の中枢に参与せる一大臣にして如此。真に氣の感あり。特に前川島夫人を貝勒、福善より特に晩食に案内し、同様一家保護のことを切願し座中夫人の或等は落涙し居れるものもありと。平素為人に照し如斯事あるは敢て怪むにあらざるも当国大官連中には如此ものは数多くあらん<sup>(34)</sup>。」とあり、「同貝勒は率直に心事を語り他は体裁を作り居るもの。満朝の運命も既に時機至れるか。本省へも電報し、川島君は午後是等大官連に接する打合をなし別れたり<sup>(35)</sup>。」と、万一の際には日本の保護を求めたいとする意向が清朝皇族の口から川島を通して伝えられている。毓朗は肅親王により引き立てられ、清朝内でも要職を務めた関係性から、川島を頼つたものと思われる。

同年十月二十四日には伊集院公使から内田康哉外務大臣に同趣旨の内容が伝えられ、「尚右に対しては川島をして一応その貝勒一家の安全の如きは素より本使等に於いて十分引きうくる旨を伝うると同時に之に関し万一の場合その寄託に応ずる為めには豫め時局の發展並に宮廷始め政府部内の模様等をも熟知し置かざる可らずとて絶えず詳細内報方を求むる様取り計らい置けり。川島をして漸次肅邸を始め他方面にも接触偵知に努めしめつつあり<sup>(36)</sup>。」とし、清朝側の動向について伊集院は川島を通じて現地情報の収集にあたらせた一方で、清朝に身を置く皇族側は、川島を通じて日本側への保護要請によって身の安全を確保しようとしていた。この時北京警務学堂の監督として、また清朝皇

族の肅親王との親交を有している点で、宮廷内の情勢を肅親王等を通じて、最も深い位置から情報収集し、また彼らの意を日本側へ伝達する媒介としての役割を担うことができた日本人は当時川島浪速を置いていなかった。

十一月二日には「少佐多賀宗之を北京に遣わし川島と協力満人側と連絡せしむるが為め不日派遣に決し、各本人に宣示す。」とあり、宇都宮は川島のサポート役に多賀宗之少佐を現地へ派遣した。後に多賀は内蒙古への弾薬密輸事件に関係するなどしている<sup>(38)</sup>。

十二月十三日に宇都宮は「川島、多賀に、「満州皇室は風前の灯の如し、日本に依り同皇室の安全を図り度、熱心なる内密の依頼を同皇室或は皇太后、已むを得ざれば有力なる皇族等より我公使を経て我国に提言する様努力せよ」との電報を私かに発送す。」と、今度は清朝の皇族等から日本側への保護依頼を仕向ける様に、働きかけることを宇都宮から川島等に指示している。翌十四日には「川島、多賀より満州宗室を使嗾し袁一派を顛覆せんとしたる計画は不成功に帰したる旨の詳電至る。」<sup>(40)</sup>と、その動きが失敗したことが記されている。明治四十四年十二月二十六日には閣議決定により、日本政府は清国が共和政になった場合に、事態を静観する方針を決定した。

翌四十五年一月二十二日、川島は参謀本部宛の電文（以下「川島電文」と略す。）で参謀本部の福島安正や宇都宮へ現地情報を伝える。

「今回皇帝退位事件は全く袁と孫逸仙との間に提携出来し結果なること明瞭と為れり先日革命党の行ないし爆弾は兼ねて当方よりも煽動し置きし結果なれども実行の前日孫逸仙より天津の革命党本部へ袁は

已に吾党に帰せり殺すに及ばずと打電し来りしが右を北京の方へ通知せざる内に実行せしなりこの袁と孫との八百長的芝居を打破せざれば我帝国は非常なる不利に陥るべく認む<sup>(41)</sup>」という。

川島は袁と孫文との妥協がすでに成立したとし、この状況を打破しない限り日本が非常に不利な状況に陥りかねないとしている。同日の川島電文では「本日御前会議あり満蒙の各王公一致して猛烈に共和に反対せり皇太后も君主維持を主張し皇帝の退位を思い止まり来り今一息と言う処なりこの際御英断を以て十分なる後援を与え手を入れられんことを切望す満蒙王公は日本の援助を仰ぎ虎口を脱せんことを渴望し居れり<sup>(42)</sup>」と川島は王公等が日本の支援によって状況の打開を模索している旨を報告しつつ、言外にそうすべきという意を含ませながら御前会議の様子を伝える。宇都宮日記の一月十九日には「十七日、親王、大臣等の御前会議あり。慶親王より、讓位共和の已むを得ざるに付き、各位の意見を問う旨諮りしに、蒙古王等主として反対議決せず、更に十九日会議のことに決して散ず<sup>(43)</sup>。」としている。

一月二十三日の川島電文では「昨日の会議に肅親王は袁の老獪不忠なることを皇太后に極言しどこまでも君主政体を維持し力及ばざる時は外力を借りる可しと論じ恭親王も之に和せり攝政王は世統に皇帝の玉璽は予の許可なくして一切用ゆることを許さずと厳命し以て皇帝退位の上諭発表を防げり<sup>(44)</sup>」とし、この段階では、皇帝退位を如何にして阻止するかといった部分が争点となっている。皇帝退位の動きに反対する王公等は「醇恭肅三親王は別に密議してし日本の力に頼ることを相談せりその結果肅親王は昨夜小生と会し協議せり肅親王は更に本日



醇親王と協議する筈なり袁は成るべく早く辞職又は逃亡の已むを得ざる様に仕向け北京を去らしめんとす<sup>(45)</sup>としており、袁の排斥に一縷の望みがかけられている。

川島は併せて彼らの意として「日本へは適當なる方法を以て援助を請うことをせんとするの意あり北京騒乱に陥らんとする場合は日本兵力を以て至急援護してもらい度心切なり形勢は益々挽回しつつあり<sup>(46)</sup>」と彼等が日本側からの援助を求めているといった内容を伝えている。一月二十四日の川島電文で「青木少将俄かに清朝擁護を主張し出だせしも尚お各王公を訪問して袁世凱を弁護し居るものの如し昨日肅親王を訪問し、袁世凱は君主主義にして二心なきことを極力弁護せし由為めに彼等は又々日本の意向を疑ひ始めたり此の如き遣り方にて時日を遷延せば再び袁の奸策に翻弄せられ清朝は遂に彼の為めに滅亡せらるるは火を見るよりも明らかなり清朝と袁とは到底両立し得るものにあらず清朝を保全する為めには是非袁を除き去らざるべからず小生は此方針を以て着々歩を進めつつあり各王公が日本の救援を切望しりは全く之に基因せり一刀兩断のご決心を望む<sup>(47)</sup>」と、北京駐在武官で、袁世凱の軍事顧問も務めた青木宣純陸軍少将が袁に対して擁護する言説を説いてまわり、肅親王の下にもその旨を説きに訪れた。このため川島は、日本に対する王公等の不信感を惹起していると訴え、袁の排斥は不可欠であり、決して清朝と両立するものでないと訴える。

清朝の存続を図るのであれば日本側の「一刀兩断の決心」を川島は求める。他の川島電文でも、青木を川島等の挙事に加わるように訓示することを要請するなど働きかけており、青木の動向を警戒してい

る。この電文では清朝か袁世凱のどちらかをこの際選ぶべきと進言し清朝擁護のため、ほかに日本からの支援を強く訴える複数の電文が参謀本部宛に打たれた。川島が福島や宇都宮らの参謀本部の方針に従順にことを進めているというより、先行して川島から清朝側支援を訴えている様子がみてとれる。こうなるともはや宇都宮の中国二分論に従い機械的に川島が動いているというだけでなく、意図はどうあれ清朝の存続擁護を働きかける存在ともなっている一面がみてとれる。別途で、川島の挙事とは別に当時満州で力を蓄えつつあった張作霖の軍事顧問、陸軍大尉でもある町野武馬も、満州の独立を画策していた。川島一派と奉天で遭遇し「漸く手蔓がついて、大いに金も使って手蔓がついて、そのうちにはいろいろみんなが会合することになった。それで、その日に待っておるとみんなが来ない。「はて、変だ」ということで、そして密偵をもって探すけれどもさっぱりわけがわからない。」そこに現れたのが町野だった。町野は川島等の計画を聞き「俺のほうは一歩進んでいるんだ。功労のあつた者を馬喰上がりの少将連中をみな皇族にするんだ。皇帝だけは持って来る。そのほか親王などは持つてくるんじゃない。それだからみんな俺のほうに就いたんだ。」<sup>(48)</sup>と言

## 六 肅親王の北京脱出と運動の延期へ

一月二十九日の川島電文で、皇帝の退位反对者がとうとう肅親王と恭親王の二人だけになったことを受け「此後の動作は兼て申上起きし

滿蒙勤王軍を起し祖先の故土丈はどうしても還さぬとの理由を標榜して大清の名を保留するに在るのみ暫く滿蒙に拠って実力を養い民国の自ら擾乱するを待つて再び中原に乗り出す時有るべし宣統の退位は罪を奸臣及不甲斐無き王公に歸し祖宗に代わつてその罪を鳴らして大清保留の名義を天下に発表するつもりなり此の北方に起るべき一国は一日本の掩護の下に生存せざるべからず首脳者も無論その考えなり我々は之を利用して我機関に供するを要す切に出来得る限りの援助を與えられたし肅親王兄弟は一兩日中に愈々脱走して一応大連に潜む<sup>50</sup>筈としてゐる。

この時に初めて滿州に一國を打ち立てる挙事の実行を参謀本部へ送つた。してみると、この時ようやく川島等のいわゆる「滿蒙獨立運動」にあたる具体的動きが出てきたことになる。皇帝退位までの期間で見るとごく短い期間の中で行動に移されたことになる。

一月三十日の宇都宮日記では「川島へ、肅親王大連へ避難の場合には相當の敬意を以て迎ふべきを返電す(次長より)<sup>51</sup>。」としており、北京から肅親王が脱出する場合の指示を川島へ与えている。この頃にはすでに清朝の形勢が立て直し難い情勢となつていた。その中で肅親王等、守旧派によつて立ち上げられた宗社党もその有力者であつた良弼の暗殺によつて勢いを減じていた。挙兵の為北京脱出をするも鉄橋爆破による事故で旅順へ移動先を変更することとなつた。早くも前年の十二月三十一日にある程度の方角付けがなされ、伊集院公使に万事相談する様に福島からの意を受けた多賀が、「滿洲親貴を日本に赴かしめ我朝に愁訴せしむるの可否相談あり。」<sup>52</sup>とし「親貴連にして事變の

為日本に避難せんとするが如きことあれば、素より之を拒むべきにあらざるのみならず出来る丈の便宜と利益を与うるは差支えなきも、強て之を行うは政府に於て欲せざるべし<sup>53</sup>」と告げ「最終的に政府にその意志なければ到底実行し難きを以て<sup>54</sup>」と多賀に伝えられ福島にもその旨共有する様に伊集院が指示している。

二月四日の宇都宮日記では「肅親王は去る二日予定の如く北京を逃れ奉天に向かい、恭親王も逃走せりと言う。然るに昨日山海関の東方約八吉羅にて鉄道橋を破壊せしものあり、為めに肅親王は一時我山海関の守備隊に保護(宮内騎兵少佐同行しあり)し、船にて関東半島に送る筈。恭親王は山中に潜めりと言う<sup>55</sup>。」とあり、この時は高山大佐がこれに従つて同行した。彼等としてはそこから挙事に向けて動くつもりであつたが、最終的に肅親王は旅順に居を定めることになる。

二月十三日の宇都宮日記では「清国皇帝、昨十二日讓位の上諭發表せられたる旨、公報に接す。愛親覺羅氏三百年(二百七十年)の社稷、斯くの如くにして滅亡し。何等の惨事ぞ。殊に一人義憤の士の起つて社稷に殉ずるもの無き滿人腐敗の極、想像以上と言うべし<sup>56</sup>。」と皇帝溥儀退位の感慨と共に「時局此に至るまで我政府には一貫の方針無く、外交は失敗に失敗を重ね、本部にも指導匡救の実を挙ぐる能わずして此大有為の好機を逸せるは、実に終生の遺憾なり。然し時局は是にて集結したるにあらず<sup>57</sup>。」とし政府の一貫した方針の無さを慨嘆する。

皇帝退位の上諭を受けた川島は二月十二日「肅親王は絶対に滿州割據の意志を有せり只今の処騎虎の勢いなり政府の御主旨と衝突せざる

限り小生等は尙計画を進め見んとす百計尽きて後止むより外道なし今  
回直ちに成功せざるも必ず第二の時機あらん此計画にして成らずんば  
蒙古の事も見込みなからん<sup>(58)</sup>」と、なお挙兵の可能性を模索する。

しかし二月二十日には日本では閣議で厳正中立が決められ、満州に  
日本側がもつ利権に危害が加えられない限り、この方針がとられるこ  
ととなった。時を同じくして関東都督府の大島義昌都督より内田外相  
への電文で「肅親王同尊(？)下家族従者共五十六名及川島浪速外日  
本人六名昨朝当地着一時新市街大和ホテルに入り不日民政長官舎六九  
号へ転住せしむる筈右不取敢報告す<sup>(59)</sup>」と川島等同伴のもと、肅親王一  
家が旅順へ避難したことが伝えられた。

二月二十三日に至り、川島のもとに派遣されていた陸軍大佐の高山  
へ宇都宮から「深入りせず暫く傍観すべき返電を発す。是にて満州の  
計画も殆んど停止するに同じ。中央政府の考え、丸で何事も為すの意  
向益々確実となりし故、之を発せるなり<sup>(60)</sup>。」とし、挙事の中止はまず  
派遣された軍人等に発せられた。これは彼等の指揮下に川島等がいた  
訳では無く、あくまで民間側と派遣将校の二本柱で挙事が成り立って  
いたためで、別途二月二十六日には「政府の方針に由り愈々満蒙の計  
画も実行出来ざることと為り、(筆者註、福島安正)次長より川島を  
一時召還の電報を発す<sup>(61)</sup>。」とし、関東都督府民政長官と「川島召喚の  
こと、挙兵時の計画は実行中止のこと、肅親王始末に関する意見等を  
交換す<sup>(62)</sup>。」と挙事中止後の方針について、肅親王が都督府のある旅順  
へ避難してきたことで、今後の方針などを協議したものと思われる。

なお同年四月からは、福島安正が大島の後任都督として赴任する。

二月二十三日の川島電文では「御訓示の趣旨に基き肅親王に説きた  
るも一身の利害の為に主義を棄て北京に帰ることを肯んぜず当地に  
居住するが為に日本の外交上に支障あらば黒竜江地方は満州人種多  
く従来の関係もある故同地方に行かんと主張せらる小生と都督府との  
協議の結果同地方に赴かするは露国の喰い者となるの恐れあるを以て  
之れを止めしめ適當の場所を発見するまで此のまま旅順に於て保護を  
加ふることにせり<sup>(63)</sup>」と、川島が肅親王へ北京への帰還を一度は促した  
ものの親王が受け入れず、その結果、肅親王を当面旅順で受け入れる  
こととなった。

その条件として、川島は親王について「最も満州独立問題には差当  
り親王は毫も関係せず全然避難の態度にて訪問者は一切拒絶し書信の  
往来もせざることを親王に承諾せしめたり日本の領土内に行かむる  
事は親王が大清回復を断念せざる以上やはり外交上の支障を生ずる時  
あるべし日本の権力範囲内にして他国の勢力範囲ならざる地方に於て  
適當なる場所を発見して其地に移すを得れば適當ならんと思はる故に  
目下研究中なり尙都督府と小生の協商は総て大体円満に行はれ別段支  
障なし<sup>(64)</sup>」としている。電文では「満州独立問題」に肅親王は関係しな  
いとしているが、あくまで他日の挙事を見越した上でのもので、ひと  
まずは矛が収められることとなった。三月十二日の宇都宮日記には急  
遽日本へ召喚された川島から「次長と共に其報告を聴き、且つ、次長  
より将来に就き訓示せらるる所あり<sup>(65)</sup>」として、他日の挙事の可能性に  
ついては福島から言及があったものと考えられる。

辛亥革命期をめぐる川島等の動きによって、二つのものがもたら



された。ひとつは肅親王が日本の権益下で保護対象とされたことだ。川島の働きかけも大きい。肅親王の意思が働いた点にも注目したい。宇都宮はあくまで「王は他日何等かの用に立つれば立つべきものなり」としているが、これは挙事が一定の価値を見い出され他日の对中国政策の選択肢に加えられることとなったとも言える。しかしながら事前には十分な準備がなされていたわけではなく、大正元年八月十三日の宇都宮日記中には「福島中將の相談に應じ旅順口に亡命しある（我が勧誘に應じたるなり）清国皇族肅親王生活費（月約千円を要するも、政府は未だ之が支出に同意せざるが為め、応急として取敢えず）」として振武資金中より白仁民政長官宛五千円を電報為替にて送金す<sup>(67)</sup>。」と、肅親王への生活費について、用途のつかない状況が記されている。そのため、福島からの要請で、清朝留学生のために設立された振武学校の政府積み立て資金から費用を捻出し、応急的に現地に対処している。後には肅親王擁立よりも東三省で力を蓄えていた張作霖を通じた現地の利権確保が選択される。それすらも一時的なもので、張の没後、満州事変、満州国建国といった流れにおいて、清朝の元皇帝である溥儀が擁立されることになる。一見してみると日本国内の継続性のある動きに見えてとることもできようが、川島等の挙事の動きとは異なる潮流によるものであった。

もうひとつは内蒙古東部の王公等と川島、多賀が取り交わしを行なった借款契約である。「一、内蒙を連合して一の強固なる団体と為し、一は蒙古が利益を自衛し、一は大清皇位の存立を援護するを目的とす<sup>(68)</sup>。」等とする十カ条からなるカラチン王と川島の間で結んだ契約

に基づき、川島や多賀等が別途、内蒙古東部で取り付けた借款契約は四月十一日の宇都宮日記にあるように「清国就中満蒙には成るべく多くの利権を獲得し置き度、此事は高山、守田、多賀等にも訓示し、既にカラチン、パリン等には鉞山開掘権等担保にて外務省より八万円、本部より三万円、計十一万円丈貸し出しあり（多賀の手にて）」<sup>(69)</sup>といった形で、各方面が借款の資金を受け持った。後に賄い難い部分は、三菱財閥の総帥である岩崎久弥や満鉄等が受け持つこととなった。

## 七 利用したのはどちらだったのか

この挙事の過程が語られるうえで、肅親王が川島に体よく利用されたかの如き言説に触れる機会がある。たしかに少なからず川島が挙事を遂行していくうえで、肅親王の影響力を「利用」し、挙事を押し進めていった部分はあるだろう。だが果たしてそれだけだろうか。

大陸浪人たちとの対比で、いわゆる「支那通」と呼ばれる陸軍の对中国専門の軍人達がいる。彼等について北岡伸一氏によれば現地の情報収集にあたり、本来、正確な現地情報を本国に齎さなければならぬ職業軍人の彼等ですら、自らが関係性を有する現地勢力にとつて都合の良い情報を本国へもたらし、正確な情勢判断に混乱を来すような状況<sup>(70)</sup>を齎した。北岡氏の指摘するところの「各地の支那通は、東京の支持を求めて競争することとなった。彼等は元来、中国の軍閥や政治家を操縦するために派遣されたはずであった。ところが現実には、支那通たちは各地の勢力のために参謀本部に訴えかけるエージェントと

化していた。利用したのはむしろ中国の軍閥や政治家の側であった。<sup>(71)</sup>という。川島の辛亥革命時における電文の内容をみると、宇都宮と清朝の単なる窓口としての機械的な役割だけに留まらず、繰り返し清朝に対しての日本側の支援を訴える代弁者となっている。

「こうした介入からして、出先陸軍軍人らは日本の利益のために軍閥・現地有力者を利用していたということばかりがいわれる傾向があるが、これは中国人の能力を貶価した一面的見方<sup>(72)</sup>と指摘される様に、川島が一方的に肅親王を詐謀して利用したというより、親王側も身の安全を図りながら主義主張を通し得る手段として川島、あるいはその背後にある日本側の動きを利用したという見方もできよう。川島が日本側へ情報を齎すことを通じて日本側の支援を引き出す役割を期待され、利用されたと同時に日本の利権扶植の窓口としての役割を期待されていたのも事実であり、善悪一面的には捉えられない複雑な多面性があった。大陸浪人について、彼等は組織人ではなく現地勢力との関係構築は要路から指示があったとしてもそれはあくまで「要請」であり「任務」ではなかった。前述のいわゆる「支那通」の軍人等が、自らと関係を有する現地勢力に都合の良い情報を本国へ齎した様に、川島等も同様のことを行った。川島としてはひとまず形はどうあれ、構想段階では肅親王等を擁立した「満蒙王国」ができさえすれば肅親王等、日本側、双方に益するものが両立した形でもたらされる「はず」だった。これは構想上の段階であればこそ、そういった考えが成り立つが、現実にそういったものが成り立ち得るのか全く未知数であった。

川島は政治的策動が中止せざるを得なくなる段階で、肅親王等の保

護を日本側にとりつけ、蒙古借款を反故とさせずに参謀本部経由で要路に受け持たせるなど、他日の挙事の「保証」をとりつけさせた。同時にこのことよって挙事を単発的なものでなく、既成事実化させ他日の実行の余地を持たせる役割を果たした。川島としては「信頼に対する要求は、実際大早い雲霓を望む如きものである。若しまたまそういう人を見出すと、非常に珍しいものと考え。私が北京で軍政を少しやった時でも、私としては別に何でもない、ただ正義に基づいてやっただけで、彼等の信頼を博そうとか、彼等を籠絡しようとか、人氣取りをしようとかいう考は毛頭無かったが、非常に彼等の信頼を受けた。言わば私がたった一粒の珍しい信頼点に見えたのだ。」<sup>(73)</sup>と述べ、川島自身、自らの経験をもとに中国の人々について「御互に操縦し合つて、自分の立場をなるべく利益に導いて行こうという事から、どうしても今の所謂外交的になる。積極的のやつは進んで人を騙すし消極的のやつは絶えず人に騙されまいとしている。だからいざ死ぬという時になって、遺族や子供を安心して托する人を見出そうとしても、それは支那には絶対が無い。けれども一方からいうと、彼等は自分が信頼の欠乏した人間になっていても、若し信頼出来る人間があったら如何にいいだろうということ強い反面の要求になっている。」<sup>(74)</sup>と述べる。

政治の枢要な地位を担う人々が、しかも川島の言に従うのであれば、その様な環境に置かれた人々がたやすく日本側の策略にしかも、謀略等の技能に特化していない一民間人にあつきり利用されたとする見方は、一方的見方に過ぎないのではないだろうか。そもそも大陸浪人は特殊な交渉術や訓練を経た専門集団ではなく、民間の立場から、



政軍方面からの協力を取り付けることによって策動を具現化しようとした。ある程度までは政軍方面の方針や指示に沿いつつも、補正させたいので現地、国内の意図に寄せ、自らの策動に引き込む形であれば策動を要路に「保証」させる役割を担った。それとても上手くいけばの話で、川島のように現地勢力の信頼を得た人々が二枚舌で巧みに相手方をたくみに操ることができたとするのは買いかぶりである。これらの行動へ彼らを駆り立てたものは一面、本稿でふれたように宇都宮や川島が辛亥革命の様な場面で抱いた日本政府等に何等の方針など無いのだ、とする捉え方の裏返しでもあった。

## おわりに

川島等の挙事は、他日再挙の含みを持たせた状態で中止された。その後大正五年（一九一六）のいわゆる第二次満蒙独立運動を経て、満州事変、満州国建国により川島はその先覚者とされた。しかし川島と同じ大陸浪人で、皇帝溥儀の侍衛長として満州国で仕えた工藤忠の回想によれば満州国建国後、溥儀の訪日を廻って次の様なやり取りがあった。

「関東軍司令官は私を呼んで『君は、一番皇帝との関係も深いし、一番事情を知っているから聞かすが、皇帝の日本ゆきについて、いろいろの人に会わせなければならぬ。どういう人があるか。自分は、頭山満と徳富蘇峰と、この人たちには会わせようと思う。その外に縁故のある者を、ひとつ考えておいてくれぬか』といった。ところが、軍で

ちゃんと決めてしまっている。そして川島浪速をよばなかった。そのため、世論は沸騰し、私のところへ非難攻撃の手紙がくる。その猛烈なのは、一体、満州国には一人の人もないのか、あの川島を皇帝に会見させぬというのは何事か、というのがあった。川島芳子は芳子で、『お父さん（筆者註、川島浪速）は腹を切って死ぬと言って居る』本庄繁大将からも、川島さんを何とか会わせてくれ、という手紙が私の方へ来る。<sup>(75)</sup>工藤が溥儀の勅使として派遣されることで、この件は落着いた。川島はこの運動の先覚者とされたが、すでに満州事変、満州国の流れを経て「満蒙挙事」で目指した試みが形をかえ国策の規模にまでなると川島一人の発言や裁量でそこになにか特別大きな影響力を及ぼすことはもはやできないほどの規模のものになっていた。その点川島に「満蒙独立運動」という幻影を世に広く伝播する程の強い影響力は無かった。そうであればこそ政軍要路の動きを利用し挙事を実現性のあるものにしようと模索した。川島の「挙事」は、満州国建国の正当性の後から統合されていく形で、昭和戦前期に日本の政策に合致する「満蒙独立運動」の「物語」として再構成されていた。それは「川島浪速が抱いた幻影」であるというより、昭和戦前期の日本が川島の「満蒙挙事」を膨らませたうえで、満蒙という漠然とした地域に対して国民に見せた「満蒙独立運動」という名の幻影だった。

## 註

1 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第十三卷（まーも）（吉川弘文館、一九九二年、二四八頁）

- 2 前掲註1、二四八頁
- 3 前掲註1、二四八頁
- 4 中見立夫『満蒙問題』の歴史的構図』（東京大学出版会、二〇一三年）
- 5 前掲註4、二五三頁
- 6 川島浪速の手元にあった関係文書は没後の形見分け、川島の顕彰を目的とした財団法人黒姫山荘保存会の自然消滅等で散逸しており、一部が残存するものの写真資料が主で、文書類はほとんど確認できない。しかしながら黒姫山荘があつた上水内郡信濃町や松本市内の関係者のもとに関係文書が大きく分割された状態で現存している可能性が高い。そういった関係文書の発見により新たな知見がもたらされることが期待される。
- 7 渡辺龍策『大陸浪人』（番町書房、一八六七年、徳間文庫、一九八六年、三三三～三三四頁）
- 8 前掲註7、三三四～三三五頁
- 9 朝尾直弘他編『角川新版日本史辞典』（角川学芸出版、二〇一三年、六四九～六五〇頁）
- 10 川島浪速談・金崎賢筆記「川島翁思想的経綸」（大亜細亜建設社『大亜細亜』第九号第八号九月号、一九四一、二三頁）
- 11 前掲註10、二四頁
- 12 前掲註10、二四頁
- 13 戸部良一『日本陸軍と中国』（一九九九、講談社、二〇一六年、ちくま学芸文庫、三〇～三一頁）
- 14 東亜同文会編『对支回顧録 下』（一九三六年、復刻版・原書房、二七〇頁）
- 15 川島浪速「亡友二葉亭四迷君を憶ふ」（中央公論社『中央公論』第十二号五八九号十二月号、一九三六年、二二三頁～二二四頁）
- 16 前掲註15、二二一頁
- 17 『二葉亭四迷全集』第七卷（岩波書店、一九六五年、二四二頁）
- 18 前掲註15、二二一頁
- 19 前掲註15、二二一頁
- 20 川島浪速『肅親王』（一九一四年、一七頁～一八頁）
- 21 前掲註20、一八頁
- 22 前掲註20、一八頁
- 23 前掲註20、一八頁～一九頁
- 24 石川半山『肅親王』（警醒社書店、一九一六年、六七頁）
- 25 杜家驥／沢柳澤明「清朝期の満蒙婚姻関係が内モンゴル東部地域の文化に与えた影響」モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣（二〇〇七年、九二頁）
- 26 会田勉編『川島浪速翁』（文粹閣、一九三六、一六二頁）
- 27 前掲註26、一六三頁
- 28 宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策、陸軍大将宇都宮太郎日記1』（岩波書店、二〇〇七年、三二二頁）
- 29 前掲註28、四七九頁
- 30 前掲註28、四八三頁
- 31 前掲註28、四八四頁
- 32 前掲註28、四八三頁～四八四頁

- 33 前掲註28、四八四頁
- 34 社団法人尚友俱樂部・広瀬順皓・櫻井良樹編『伊集院彦吉関係文書』  
第一巻〈辛亥革命期〉（芙蓉書房、一九九六年、八四〜八五頁）
- 35 前掲註34、八五頁
- 36 外務省編『日本外交文書』第四十四巻・第四十五巻別冊清国事変（辛亥革命）、（日本国際連合協会、一九六一年、一四〇〜一四二頁）
- 37 前掲註28、四九二頁
- 38 佐々博雄「多賀宗之と中国大陸―蒙古への武器輸入計画を中心として  
付、多賀宗之関係書簡目録―」『国士館史学 二号』（一九九四年、一〜  
三二頁）
- 39 前掲書註28、五〇八頁
- 40 宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策、陸軍大将  
宇都宮太郎日記2』（岩波書店、二〇〇七年、四九二頁）
- 41 前掲註26、一四二頁、掲載の参謀本部宛川島發電文は、前掲本に掲載  
するにあたり参考にした『明治四十五年一月二十日起 参謀本部發電控』  
を松本市内のフィールドワークで確認しており、ここに拠ったものと見  
られる。後半部に「宇都宮少将宛」、「福島次長宛」といった送り先の人  
名が確認でき、前半部の電文も宛名こそ無いが、この二人との間で交わ  
されたものと思われる。
- 42 前掲註26、一四二頁
- 43 前掲註28、七六頁
- 44 前掲註26、一四二頁
- 45 前掲註26、一四二頁
- 46 前掲註26、一四二頁
- 47 前掲註26、一四二頁
- 48 国立国会図書館『町野武馬政治談話録音速記録』（国立国会図書館、  
一九五六年、八〇頁〜八一頁）
- 49 前掲註48、八一頁
- 50 前掲註26、一四五頁
- 51 前掲註34、一八〇頁
- 52 前掲註34、一八〇頁
- 53 前掲註34、一八〇頁
- 54 前掲註34、一八〇頁
- 55 前掲註40、八二頁
- 56 前掲註40、八五頁
- 57 前掲註40、八五頁
- 58 前掲註26、一五三頁
- 59 前掲註34、二二三頁
- 60 前掲註40、八七頁
- 61 前掲註40、八八頁
- 62 前掲註40、八八頁
- 63 前掲註26、一五七頁
- 64 前掲註26、一五七頁
- 65 前掲註40、九二頁〜九三頁
- 66 前掲註40、一三八〜一三九
- 67 前掲註40、一三八頁

- 68 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』中巻（一九三三年、復刻版・原書房、一九六六年、三二七頁）
- 69 前掲註40、一〇〇頁
- 70 北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』（筑摩書房、二〇一二年、一三〇頁～一三一頁）
- 71 前掲註70、一四二頁
- 72 筒井清忠『満州事変はなぜ起きたのか』（中央公論新社、二〇一五年、三五頁～三六頁）
- 73 「川島風外翁縦横断」『日本及日本人』第二九三号（政教社、一九三四年、六一頁）
- 74 前掲註73、六一頁
- 75 工藤忠『皇帝溥儀』（世界社、一九五二年、六一頁）



## 松本市文書館所蔵資料調査報告(一) — 岡田村役場文書群を中心として —

古川 和拓

### はじめに

平成元年(一九八九)から翌年にかけて、松本市史編さん事業の一環として、松本市史編さん室が中心となって、松本市内に残されている旧町村役場文書の調査と整理が行われた。このときの成果は現在、行政文書目録(以下『文書館目録』と略す。)として松本市文書館(以下「文書館」と略す。)のHP上において公開されている。これを用いることで、文書館が所蔵している前述の役場文書のうち原則公開されているものを確認することができる。

令和四年(二〇二二)の時点で文書館が所蔵、公開している役場文書の総点数は六万四八三点にのぼり、それぞれの旧役場が有していた文書数の内訳は表1の通りとなっている。

各役場文書は、市史編さん室の基本方針に基づいて年代別に分類された上で、年代順に整理番号を振られて整理されているが、旧梓川、旧四賀、旧波田の三か村は松本市に合併する前であったため、このときの方針にしたがって分類、整理されたかどうかは管見の限り不明である。また、旧岡田村に関しては後述するように松本市が調査に入る

前に役場文書の調査と分類が行われており、その方法を踏襲して分類、整理されているため、他の旧町村とは異なった特徴を有している。なお、松本市に合併した旧村は旧岡田村のように表記することが適当と思われるが、文書館の文書群の分類表記にしたがって本稿では旧を付さないこととする。

本稿では、以上のような特徴を有し、且つ旧町村のなかでも有数の資料数を誇る岡田村役場文書群がどういった経緯をたどり現在に至ったのかを整理することで、今後の役場文書利用の便宜を図る一端に供することを目的とする。表内の記述に関して付言すると、件名はそれぞれの目録に原則したがった。「」内は筆者による補足である。その他の補足事項については備考欄に記載した。

### 一 岡田村役場文書の来歴

明治二十二年(一八八九)に伊深村、岡田町村、下岡田村、松岡村の四か村が合併して成立した岡田村は昭和二十九年(一九五四)に松本市と合併するまでの間、東筑摩郡の一カ村として存在していた。そ

表2 『百年誌目録』  
23項目別  
文書数

項目名	項目番号	点数
経済	1	817
神社	2	108
教育	3	117
衛生-1	4	133
衛生-2	5	215
兵事	6	448
戸口	7	493
政治	8	309
土地	9	153
統計	10	101
産業	11	192
勸業	12	35
庶務	13	289
林業	14	78
団体	15	111
水利	16	51
生活	17	99
商業	18	13
家屋	19	9
土木	20	21
配給	21	193
恩給	22	2
災害	23	2
計		3,989

※欠番含む

松本市に合併した後の昭和四十三年、『岡田百年誌』編さん事業が発足し、村が所蔵していた役場文書の調査と整理が行われた。このときの成果は昭和四十七年に刊行された『松本市岡田百年誌文書目録第一集』（以下『百年誌目録』と略す。）にまとめられており、目録内において役場文書は一〜二三項目に分類、整理されている。この時点で各項目毎の文書数は表2にある通りで、その総数は三九八九点に及ぶ。しかしながら、このときの『岡田百年誌』編さん事業はこの後中

表1 松本市文書館所蔵役場文書内訳  
(令和4年現在)

役場名	点数
岡田村役場	6,870
今井村役場	6,308
笹賀村役場	1,588
寿村役場	5,253
新村役場	6,941
神林村役場	5,283
中山村役場	2,860
島内村役場	4,959
島立村役場	4,164
内田村役場	29
入山辺村役場	1,421
芳川村役場	468
本郷村役場	6,851
里山辺村役場	2,398
和田村役場	1,587
松本市役所	713
梓川村役場	840
四賀村役場	1,725
波田村役場	225
合計	60,483

の期間に作成、保存された役場文書の内、現在公開されている文書数は表1にもあるように、令和四年（二〇二二）の時点で六八七〇点にのぼる。この役場文書群がどのような変遷を経て現在に至ったのかということをごここでは整理したい。

断されてしまったようであり現在は『百年誌目録』一冊のみしか確認できていない。そのため、当時具体的にどういった方針のもとで役場文書の調査、整理が行われたのかは現在のところ不明なままである。その後、平成元年（一九八九）に松本市史編さん事業がはじまると、前述したように松本市内の支所・出張所に残されていた役場文書の調査と整理作業が行われることとなった。この作業は平成三年まで行われ、その結果松本市全体で七万九二四点もの役場文書が確認されるに至った。各町村において確認された文書数は表3の通りとなっている。

表3 各町村の役場文書数

町村名	点数
岡田	7,586
今井	7,803
笹賀	4,605
寿	6,127
新村	8,553
神林	5,480
中山	4,082
島内	5,917
島立	5,015
内田	30
入山辺	815
芳川	784
本郷	8,543
里山辺	3,479
和田	1,375
松本	730
合計	70,924

小松芳郎「旧役場史料の整理・保存松本市史研究第2号」1992を改編

岡田地区の調査は平成元年、二年の二度にわたって行われた。まず『百年誌目録』に沿ってすでに整理されていた役場文書の原本確認作業を中心とした調査が行われ、次いで新たに別の蔵から発見された四〇〇〇点に及ぶ未整理文書の整理と分類が行われた。このときの整理、分類方法は昭和四十七年時に行われたものを踏襲する形で実施されており、新たに発見された役場文書についても前述した一〜二三のそれぞれの項目に分類されて整理された。表4は、『百年誌目録』（昭和四十七年）において確認されたものと、『文書館目録』（令和四年）において確認されたものを項目ごとにまとめたものになる。各項目の

表4 各項目の点数（欠番含む）

項目名	項目番号	昭和47年時の目録で確認された点数	令和4年時の目録で新しく確認された点数	昭和47年の目録にあったが令和4年時点で確認できなかった点数
経済	1	817	401	34
神社	2	108	25	20
教育	3	117	119	1
衛生-1	4	133	84	45
衛生-2	5	215	231	5
兵事	6	448	414	17
戸口	7	493	0	491
政治	8	309	212	19
土地	9	153	188	3
統計	10	101	62	3
産業	11	192	133	0
勸業	12	35	30	0
庶務	13	289	472	2
林業	14	78	119	1
団体	15	111	149	0
水利	16	51	156	0
生活	17	99	90	0
商業	18	13	1	0
家屋	19	9	16	0
土木	20	21	68	1
配給	21	193	71	3
恩給	22	2	1	0
災害	23	2	49	0
合計		3,989	3,091	645

詳細については、紙幅の関係上本稿には掲載することができなかったため、後日別稿で発表する予定である。なお、『文書館目録』では二四〇二九の項目が新たに作成されているが、これについては昭和四十七年の目録上では確認できないため、平成元年、二年に行われた調査を踏まえて新しく立てられた項目であると考えられる。各項目名と項目番号はそれぞれ、農業委員会（二四）、役場関係写真（二五）、

学校関係写真（二六）、軍事関係写真（二七）、神社関係写真（二八）、扁額（二九）となっている。また、『百年誌目録』には前述した二三項目に加えて各町会で確認された文書群と個人が所蔵していた文書群が役場文書とは区別されて、それぞれの町会、個人毎に分類、整理されていたが『文書館目録』上では各町会或いは個人の文書群が、役場文書と区別されてはいなかった。これらの文書がすべて散逸あるいは非公開の対象となったとは考えにくいため、平成元年、二年における調査、整理作業の段階で役場文書であると判断されたものに関しては二三項目のいずれかに再分類されたものと考えられる。

以上のような来歴を有する岡田村役場文書群であるが、大きな特徴の一つとして兵事（項目番号六）に分類された文書が大量に存在していることがあげられる。次章では同文書群のなかでも、この兵事（項目番号六）に分類された文書群に注目して、その来歴を詳細にみていきたい。

## 二 兵事関係文書

兵事関係文書とは、近代日本において徴兵事務遂行過程において作成、保存された文書類のことを指す。敗戦時に全国各地の市町村役場において大量の兵事関係文書が焼却対象として処分されたことが知られており、残存していること自体が非常に稀であるといえる。

岡田村役場文書群ではこうした極めて希少価値の高い兵事関係文書に該当すると考えられる文書が項目番号六に分類されて整理されてお

り、令和四年（二〇二二）時点の『文書館目録』内においては八四〇点確認されている。ここでは、同文書群内に存在するこれらの文書群がどういった経緯を経て現在に至ったのかということを整理する。

まず、岡田村が一行政組織として機能していた期間即ち明治二十二年（一八八九）から昭和二十九年（一九五四）の間を確認したい。明治三十七年に決議され、大正二年（一九一三）に改正された東筑摩郡岡田村役場庶務規程によれば、当該期の岡田村の役場事務は「事務ヲ分テ庶務文書兵事学務衛生農工商社土木土地税務會計トシ各其主任ヲ定ム」とあり、各事務は主任を頂点に設置されていたことが分かる。

各事務で作成された文書の保存に関しては岡田村文書保存規程が大正四年から施行されており、「岡田村ノ文書ハ之レヲ左ノ三種ニ区別保存スヘシ」として、「第一種永久保存」「第二種拾年保存」「第三種五年保存」の三種類に区分することが定められていた。保存

表5 「兵事ノ部」文書の保存期間と種類

保存期間	種類
第1種(永久保存)	在郷軍人名簿
	第一国民兵名簿
	第二国民兵名簿
	壮丁名簿
	恤兵並軍資金献納ニ関スル書類
	兵事ニ関スル永久書類
第2種(10年保存)	馬名簿
第3種(5年保存)	兵事ニ関スル諸書類
	馬匹現在出入届書類
	馬匹調査及検査ニ関スル書類
	兵事雑件

期限については「文書ノ完結シタル年ノ翌年（会計年度ニ係ルモノハ其翌年度）ヨリ起算スヘシ」と定められており、前述した庶務規程によって分けられた事務ごとに各文書の保存期間と種類が定められており兵事の場合は表5のように定められていた。そして、

製冊された文書は「毎年一回目録二照シ検査」を行うことが定められており保存期間を満了すると、「要部ヲ塗抹若クハ裁断」された上で「棄却」あるいは「売却」されたようである。

「兵事ノ部」に分類された文書に関する目録は昭和六年のものが残っており、これを整理したものが表6である（以下『昭和六年目録』と略す）。なお、ここでは第一種と第二種のみとなっているが、これは当該期において「兵事ノ部」に分類された文書に第三種（五年保存文書）に該当するものがなかったためであると考えられる。

「兵事ノ部」に「区別」された文書をまとめた目録は管見の限り、この『昭和六年目録』一冊のみであるため、前後の年と比較することはできないが、『昭和六年目録』が作成された段階では一〇九点の文書が「兵事ノ部」の文書として把握されていたようである（詳細については表6を参照のこと）。

『昭和六年目録』において確認された一〇九点は『百年誌目録』において六七点が「六、兵事」に分類されたようであり、残りの四二点の内一点は「五、衛生―二」内において確認することができた。残る四一点の内、七点については『昭和六年目録』に記載されているものかどうかの判断をすることができなかった。そして残された三四点は『百年誌目録』上においては確認することができなかった。『百年誌目録』上では、以上の六七点（分冊によって増えたものを加えると六八点）に加えて三八〇点の文書が「六、兵事」に分類されており、この時点で兵事関係文書の総数は四四八点にのぼることが確認できる。



表6 『昭和6年目録』

種別	書名	冊数	沿革	
第1種	在郷軍人名簿	1		
	馬籍簿	1		
	下土在隊間成績調書	1		
	陸海軍現役兵名簿	1		
	兵事ニ関スル成会文書	1		
	兵事諸規程綴	1		
	鉄道乗車証明書交附簿	1		
	召集通獨〔ママ〕人届書類	1		
	軍事救護口取扱簿	1		
	救護台帳	1		
	去勢馬匹綴	1		
	陸軍勤欠ニ関スル書類	1		
	海軍勤欠ニ関スル書類	1		
	下賜金台帳	1		
	在郷軍人除籍者名簿	1		
	海軍在郷軍人名簿	1		
	明治37、8年恩給受給者兵役免除者戦病死者名簿	1		
	戦病死者遺族名簿	1		
	増加恩給受給者名簿	1		
	徴兵免除者兵役免除者壮丁名簿綴	1	自昭和3年	
	兵事々務研究会書類	1	自昭和7年	
	兵事主任会書類	1	自昭和元年	
	馬除籍簿	1	自大正12年	
	馬匹売買届書類	1	自昭和5年	
	壮丁連名簿綴	1		
	法第39条徴集延期者名簿	1		
	法第41条徴収延期者名簿	1		
	法第42条同上名簿	1		
	徴兵処分未済者名簿	1		
	徴兵適合者トラホーム検診ニ関スル綴	1	自昭和6年	
要健康診断者名簿	1	自昭和7年		
トラホーム要者台帳	1	自昭和7年		
第2種	旧在郷軍人名簿	4		
	兵事ニ関スル書類	1	明治29年度	
	甲号兵事書類	1	明治40年至同43年	
	同上	1	明治44年	
	同上	1	明治45年	
	兵事ニ関スル書類	13	自大正3年至同15年	
	同上	7	自昭和2年至同8年	
	馬匹ニ関スル書類	1	明治43年至大正6年	
	同上	1	大正7年	
	馬匹ニ関スル書類	1	自大正11年至同13年	
	徴兵ニ関スル書類	18	自明治37年至昭和8年	
	徴兵異動届	1	自明治18年至同21年	
	壮丁名簿	13	自明治22年至大正2年	
	適届書類綴	4	自明治35年至昭和8年	
	兵事ニ関スル書類綴	1	昭和9年	
	徴兵ニ関スル書類綴	1	昭和9年	
	兵事ニ関スル書類綴	1	昭和10年	
	徴兵ニ関スル書類綴	1	昭和10年	
	兵事ニ関スル書類綴	1	昭和11年	
	徴兵ニ関スル書類綴	1	昭和11年	
	兵事ニ関スル書類綴	1	昭和12年	
	徴兵ニ関スル書類綴	1	昭和12年	
	兵事ニ関スル書類綴	1	昭和13年	
	徴兵ニ関スル書類綴	1	昭和13年	
	合計		109	

『昭和6年目録』では種別、書名、冊数、沿革の項目が設けられていたため、本表もこれに依って作成した。

以上の点より、昭和六年の段階で「兵事ノ部」において確認されていた文書が一部確認できない一方で、兵事関係文書の数が激増していることが指摘される。無論、目録作成後に作られた文書もここには含まれているが、『昭和六年目録』上には記載のなかった昭和六年以前に作成されたと考えられる文書も三八〇点のなかには多数存在しているため、これらの文書は何らかの事情により保存期限終了後も廃棄されずに残っており、『岡田百年誌』編さん事業に伴う役場文書の調査と整理の際に発見されたと考えるのが妥当であろう。

次いで『文書館目録』をみると「六、兵事」に新たに追加されたものとして四一四点を確認することができた。また『百年誌目録』で確認できなかった三四点の内、一点のみは『文書館目録』「四、衛生―」内において確認することができたが、残る三三点は確認することができなかった。

『百年誌目録』で確認されていた四四八点の内一七点は『文書館目録』において確認することができなかった。これは個人情報保護の観点などから非公開の対象となったことで目録上から削除されているだけなのか、あるいは何らかの事情により散逸してしまったかのいずれかであると考えられる。

『昭和六年目録』において確認された文書の来歴をまとめると表7のようになり、各目録における兵事関係文書数の変化をまとめると表8のようになる。なお、『百年誌目録』上での総数から『文書館目録』で確認できなかったもの一七点を引いた四三一点と『文書館目録』上で新たに確認されたもの四一四点を合わせると『文書館目録』内の兵

表7 109点の残存状況（『百年誌目録』『文書館目録』との付き合わせ結果）

①確認できたもの 69点（内2点は「6、兵事」以外に分類）			
資料番号	件名	年	備考
6-156 か	兵事主任会書類 自昭和元年		年代が昭和5年～となっており一致しない
6-148 か	馬除籍簿 自大正12年		年代が大正13年～となっており一致しない
6-226	馬匹売買届書類 自昭和5年		
	徴兵適合者トラホーム検診ニ関スル綴		『文書館目録』内の4-158-1か（件名一致）
	要健康診断者名簿		『百年誌目録』内の5-134か（件名一致）
6-1	兵事ニ関スル書類		6-1『兵事関係書類』か
6-2	甲号兵事書類		
6-3	同上〔甲号兵事書類〕		
6-4	同上〔甲号兵事書類〕		
	兵事ニ関スル書類 13冊	大正3年～昭和元年	13件確認 全て確認別表①参照
	同上〔兵事ニ関スル書類〕7冊	昭和2年～昭和14年	7件確認 全て確認別表①参照
	徴兵ニ関スル書類 18冊	明治37年～昭和8年	16件確認 2件不明 一部確認別表②参照
6-95	徴兵異動届		
	壮丁名簿 13冊	明治22年～大正3年	14件確認（1冊、6-98の1と6-99に分冊されたことで点数が増えたか） 全て確認別表③参照
6-26	兵事ニ関スル書類綴	昭和9年	
6-267	徴兵ニ関スル書類綴	昭和9年	
6-27	兵事ニ関スル書類綴	昭和10年	
6-268	徴兵ニ関スル書類綴	昭和10年	
6-28	兵事ニ関スル書類綴	昭和11年	
6-269	徴兵ニ関スル書類綴	昭和11年	
6-270	兵事ニ関スル書類綴	昭和12年	
6-29	徴兵ニ関スル書類綴	昭和12年	
6-30	兵事ニ関スル書類綴	昭和13年	
6-271	徴兵ニ関スル書類綴	昭和13年	

②確認できなかったもの 33点	
件名	
下士在隊間成績調書	
陸海軍現役兵名簿	
兵事ニ関スル成会文書	
兵事諸規程綴	
鉄道乗車証明書交附簿	
軍事救護口取扱簿	
救護台帳	
陸軍勤欠ニ関スル書類	
海軍勤欠ニ関スル書類	
在郷軍人除籍者名簿	
海軍在郷軍人名簿	
明治37、8年恩給受給者兵役免除者戦病死者名簿	
増加恩給受給者名簿	
徴兵免除者兵役免除者壮丁名簿綴	
兵事々務研究会書類	
壮丁連名簿綴	
法第39条徴集延期者名簿	
法第41条徴集延期者名簿	
法第42条同上名簿	
トラホーム要者台帳	
旧在郷軍人名簿 4冊	
馬匹ニ関スル書類	
同上〔馬匹ニ関スル書類〕	
馬匹ニ関スル書類	
適合届書綴 4冊	
徴兵ニ関スル書類 2冊	

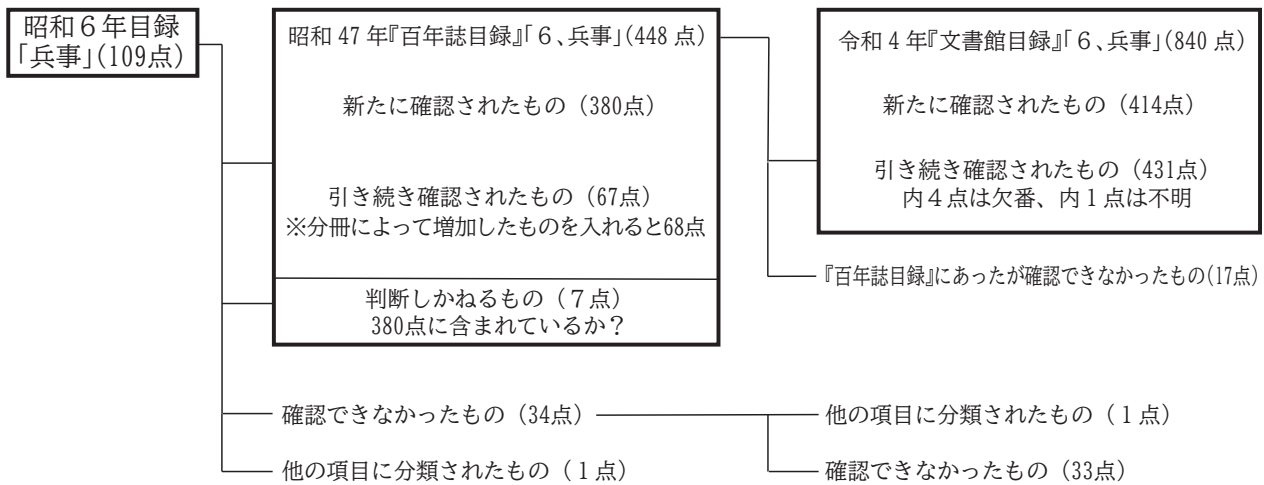
③判断しかねるもの 7点	
件名	備考
在郷軍人名簿	昭和6年度のもの無し
馬籍簿	昭和6年度のもの無し
召集通獨〔ママ〕人届書類	召集通報人届書綴(6-255 昭和4年)か
去勢馬匹綴	昭和6年度のもの無し 去勢馬匹現在届(6-145 大正8年)か
下賜金台帳	昭和6年度のもの無し 下賜金台帳(6-38 明治38年)か
戦病死者遺族名簿	昭和6年度のもの無し 戦病死者遺族名簿 軍人分会(6-366 明治37年)か
徴兵処分未済者名簿	昭和6年度のもの無し 徴兵処分未済者名簿(6-122 昭和6年～21年)か

別表①兵事ニ関スル書類			
資料番号	件名	年	備考
6-5	兵事ニ関スル諸書類綴	大正3年	
6-6	兵事ニ関スル諸書類綴	大正4年	
6-7	兵事ニ関スル諸書類綴	大正5年	
6-8	兵事書類	大正6年	
6-9	兵事ニ関スル書類	大正7年	
6-10	兵事ニ関スル書類	大正8年	
6-11	兵事ニ関スル書類	大正9年	
6-12	兵事ニ関スル書類	大正10年	
6-13	兵事文書綴	大正11年	
6-14	兵事書類綴	大正12年	
6-15	兵事書類綴	大正13年	
6-16	兵事書類綴	大正14年	
6-17	兵事書類綴	大正15年	
6-18	兵事書類綴	昭和2年	
6-20	兵事書類綴	昭和3年	
6-21	兵事書類綴	昭和4年	
6-22	兵事書類綴	昭和5年	
6-23	兵事書類綴	昭和6年	
6-24	兵事書類綴	昭和7年	
6-25	兵事書類綴	昭和8年	

別表②徴兵ニ関スル書類			
資料番号	件名	年	備考
6-232	徴兵書類	明治37年	
6-233	徴兵書類	明治39年	
6-234	徴兵書類	明治44年	
6-235	徴兵書類	明治45年	
6-236	徴兵書類	大正8年	
6-237	徴兵書類	大正9年	
6-240	徴兵書類綴	大正12年	
6-243	徴兵ニ関スル書類	大正13年	
6-241	徴兵ニ関スル書類	大正14年	
6-242	徴兵ニ関スル書類	大正15年	
6-262	徴兵ニ関スル書類	昭和2年	
6-19	徴兵ニ関スル書類	昭和3年	
6-263	徴兵ニ関スル書類	昭和4年	
6-264	徴兵ニ関スル書類	昭和5年	
6-265	徴兵ニ関スル書類	昭和6年	

別表③壮丁名簿			
資料番号	件名	年	備考
6-96	壮丁名簿	明治22年	
6-98	壮丁名簿	明治30年	
6-98の1	壮丁名簿	明治32年	(6-98または6-99と合冊だったか)
6-99	壮丁名簿	明治32年	
6-101	壮丁名簿	明治33年	
6-100	壮丁名簿	明治35年	
6-102	壮丁名簿	明治36年	
6-103	壮丁名簿	明治37年	
6-105	壮丁名簿	明治39年	
6-108	壮丁名簿	明治41年	
6-109	壮丁名簿	明治43年	
6-110	壮丁名簿	明治44年	
6-111	壮丁名簿	明治45年	
6-112	壮丁名簿	大正2年	

表8 兵事関係文書数の変化



事関係文書の総数八四〇点より五点多くなり、この内四点は『百年誌目録』で欠番であったものと考えられるが、残る一点については不明なままである。

ここでは岡田村役場文書群内の兵事関係文書群に注目をして、その来歴をたどってみた。岡田村の兵事関係文書群は現在確認できる限りにおいては、昭和六年の段階で「兵事ノ部」に分類されていたものは一〇九点であったが、昭和四十七年には「六、兵事」として分類された三八〇点を加えて四四八点に増加、さらに平成元年（一九八九）、二年の調査を経て作成された『文書館目録』上では八四〇点にまで増加した。名簿類などの個人情報をも分に含むものに関しては現在も非公開のものが多いが、それでも当時の兵事係が担った役割などを残されている史料から検討することは可能であると考えている。なお、昭和六年時点で永久保存扱いであった文書の大半が『百年誌目録』『文書館目録』双方において確認することができなかった（表7の②確認できなかったもの三三点、参照）。何故、永久保存扱いであったはずの文書が多数消滅し、永久保存の対象外であったはずの文書が大量に残存しているのかという点については今後明らかにすべき課題の一つであると考えている。

### おわりに

以上、本稿では文書館が所蔵している旧町村役場文書群のなかから岡田村役場文書群を取り上げ、その来歴について調査し、一定の整理



を行った。その上で、同文書群内に大量に残されている兵事関係文書群という貴重な史料群がどういった経緯を経て現在に至ったのかということを明らかにできたと考えている。

本文中でも何度か述べたように、大量の兵事関係文書が史料群としてまとまった形で保存、公開されているということは極めて稀である。これらの史料を活用することで、村役場が徴兵制度をどのように支えていたのか、往時の状況をより明らかにできるのではないかと考えている。



## 講座・企画展・施設連携と松本市文書館の在り方——令和四年度の事業実践から考える——

窪田 雅之

### はじめに

筆者は令和四年度から松本市文書館（以下「当館」と略す。）に勤務し、一年が過ぎようとしている。勤務をはじめて先ず感じたのは、当館の利用者の少なさ、知名度の低さであった。<sup>(1)</sup>市民と距離があると言ひ替えてもいい。筆者が長年在職していた松本市立博物館（以下「市立博物館」と略す。）は松本城公園内という立地の良さもあり、市民・観光客の利用が多い施設であった。しかし、市民の生涯学習を支える博物館・図書館・公民館のなかでは博物館は敷居が高いといわれていたため、在職中は常に市民との距離を近づけることを課題としてきた。<sup>(2)</sup>博物館が生き残るためには市民に開かれた博物館になる必要性を痛感したからである。利用者の方のみで施設の在り方を論じても意味はないが、当館は市立博物館よりもさらに市民と距離があるというのが実感である。しかし、これは文書館一般に共通することで、理由がある。博物館・図書館は市民へのサービスを最優先するのに対し、文書館は文書を保存・管理する関係上必ずしも一般市民へのサービスが最優先事項ではないという性格のちがいがからとされる。<sup>(3)</sup>

当館の事業は文書を「広く一般の利用に供する」ために収集・整理・保存し、それらを閲覧に供し、文書に関する調査・研究を行い、資料集等の編さん・刊行を含め専門的な知識の普及及び啓発を行うことである。最終目標は調査研究を含めた市民の学習支援であり、資料を収集・保存していても広く市民に利用されなければ、十分に機能しないことになる。

本稿では、令和四年度に実施した当館の文書館講座（以下「講座」と略す。）とセット開催の企画展及び当館と他施設との連携にふれ、今後の当館の在り方について述べる。なお、当館の利用者には、市・県職員、関係者による旧公図の閲覧など行政目的の閲覧者も含まれるが、本稿では利用者には含めないことをおことわりしておく。

### 一 単独講座から講座・企画展のセット開催へ

#### (一) 展示の現状

当館では平成十年（一九九八）の開館以来継続して市域の歴史など

をテーマにした講座を継続して開催してきた。現施設建設までは旧支所の建物を利用していたため、展示設備は整わず講座に関連した展示はあまり開催されなかった。同二十六年建設の現施設は壁面展示ケースと可動展示ケースを新規に備えて「平和資料コーナー」としたが、文字どおり常設化している。収蔵資料を順次公開する企画展を開催する明確な方針はなかったと思われる。

当館条例に展示の規定はないが、資料が広く一般利用されるよう努力すべきであろう。展示はそのための有効な手段の一つであると考えらる。

## (二) 講座・企画展のセット開催

筆者は、学生時代の学芸員課程の講義で恩師が発した「モノをして語らしめよ」というひと言が今でも頭から離れない。資料は地域の共有財産である。文書館の文書であれ、博物館のモノであれ、市民と資料の一番気軽な出会いの場は展示である。展示を目的に市民の来館が増えれば、連動して当館の知名度もあがるだろう。

一般に文書館や博物館の講座は、原則として資料にふれ、資料に付随する情報やその背後の事象を学ぶために開催するものである。この点、当館は講座と展示のかかわりを再考する必要がある。文書館の展示は博物館とちがい、閲覧利用を促進する機能と位置づけられる。この点を念頭に置きつつ、筆者は市民が資料にふれる機会を少しでも設けるため講座と企画展のセット開催を試みた。

## (三) 成果と課題

講座はパネルディスカッションを含め七回開催し(表1)、第一、第三、第五回は市民から知られている人物や交通機関、子どもの行事にかかわる内容、第四回はここ三年ほど日常生活で影響を受けたコロナ関連、第二、第六回は文書館にかかわる内容をとりあげた。職員交流を進めるため、講師は市立博物館学芸員にも依頼した。企画展は第七回パネルディスカッションを除き、全講座とセットで六回開催した(表2、図版1〜3)。

セット開催により以下のとおり新しい動きがみられた。

ア 講師の顔ぶれが変わり、現在の事象もとりあげたことで、新規受講者が増えた。

イ 従来、利用者はほぼ閲覧者・講座受講者であったが、これに展示見学者が加わり、来館する市民が増えた。

ウ 学校への資料提供、出前授業の実施などの事業連携ができた。

ア、イは全講座・企画展でみられた。令和五年(二〇二三)二月末現在の当館の総利用者数は一三七八人で前年度比六・一%の増であった。統計の利用者区分に「展示見学」の項目はないが、見学者を含めた「閲覧その他」は一八九人の増であった。一八九人全員が見学者ではないが、利用者増にセット開催の影響はあったとみてよい。

ウは、第三回講座「上高地線一〇〇年―夢をのせて電車が走る―」とのセット企画展から派生した事業連携である。この講座・企画展は、アルピコ交通株式会社の同線が大正十一年(一九二二)に松本・島々(当



表1 令和4年度講座一覧

回	日時	テーマ	講師・パネリスト
1	7月23日	小里家文書の概要と利活用	特別専門員
2	8月6日	役場文書に見る戦争	専門員
3	9月17日	上高地線100年 - 夢をのせて電車が走る -	特別専門員
4	11月12日	松本市の小学校とスペインインフルエンザ - 感染症の文書記録から -	市立博物館（旧開智学校） 学芸員
5	12月10日	子どもの年中行事 - 青山様・ぼんぼんと三九郎を中心に -	特別専門員
6	1月28日	公文書管理法と松本市文書館 - 今後の活動を考える -	専門員
7	2月18日	パネルディスカッション 市民にとっての博物館・図書館・文書館 - 松本市のMLA連携を考える -	市立博物館（旧開智学校） 学芸員、市図書館司書、 専門員

表2 令和4年度企画展一覧

回	企画展名	会期	展示資料、点数など
1	小里家文書紹介	7月23日～8月5日	小里頼永履歴書ほか 18件21点
	小里家文書紹介Ⅱ	8月6日～9月11日	歩兵五十連隊歓迎ノ辞ほか 15件15点
2	8月15日の役場文書・学校日誌	8月6日～8月14日	大東亜戦争関係ポスター焼却ノ件ほか 21件29点
3	上高地線100年	9月17日～10月16日	筑摩鉄道路線平面図ほか 56件56点
4	松本とスペインインフルエンザ	11月12日～12月4日	流行性感冒予防に関する注意ほか 15件15点
5	子どもの年中行事	12月10日～1月22日	松本尋常小学校学校日誌ほか 8件8点
6	歴史公文書にふれてみよう	1月28日～3月26日	御布告ほか 9件9点
7	スペイン風邪とコロナを通してみる人々の生活*	2月18日～3月22日	流行性感冒予防心得ほか 13件13点

\*松本県ヶ丘高校国際探究科生徒の発表展示

表3 上高地線100年の感想、  
メッセージ寄稿者の  
居住地と年齢層

居住地	人数	年代	人数
松本市内	34	10代	2
長野県内	9	20代	13
長野県外	1	30代	3
不明	2	40代	2
合計	46	50代	10
		60代	7
		70代	5
		80代	2
		不明	2
		合計	46

時）間が全通し、令和四年が全通一〇〇周年にあたることから開催した。収蔵資料だけでは意を尽くせず、同社及び個人からも資料を借用した、いわば官民連携企画展でもあった。同企画展では講座受講者・見学者の感想や同線へのメッセージを募集して館内に掲示した。事業への市民参加ともいえ、掲示された手書き文章は展示資料とは別の話題を呼んだ。最終的に感想・メッセージを寄せてくれたのは四六人であった。居住地は松本市内が多く、年代は一〇代から四〇代が二〇人、五〇代から八〇代が二四人、不明二人であった（表3）。注目したいのは、今まで当館と距離があったと思われる一〇代から四〇代の皆さんが二〇人を数えたことである。この年齢層の皆さんが関心を寄せる事業を展開できた証といえよう。さらに地元の鉄道に寄せる四六人の思いは貴重な記録として当館に集積された。

資料提供について述べると、多くの学生が上高地線で通学する松本大学の教授が企画展を見学したことにより、収蔵資料（文書五点、画像二点）のデータ借用依頼があった。当館が提供したデータは印刷され、大学祭の学内展示「おかえり！上高地線」で展示された。これは同教授のゼミと同大図書館のコーポレーションによるもので、関連図書を紹介もな



図版3 企画展「松本とスペインインフルエンザ」  
展示室で講座講師が展示資料の解説を行った。



図版1 企画展「小里家文書紹介」  
自筆履歴書などの文書資料のほか観光パンフレット類も公開された。



図版2 企画展「上高地線 100 年」報道記事（『中日新聞』令和4年10月7日付）

されていた。さらに上高地線がより発展して、将来西部地区の広域交通が充実すれば観光面でも効果が大きいなどゼミ学生の提言もあり、上高地線とかわる松本大学ならではの展示であった。同教授が当館企画展に寄せたメッセージに「貴館の資料をお借りして、松本大学大学祭・梓乃森祭において、『おかえり！上高地線』の展示を行うことができました。ありがとうございます。当館にとってもありがたいことであった。

次に出席授業について述べると、市立開智小学校（対象は二年生）と市立安曇小中学校（対象は小学校四年生、中学校三年生）の二校で、いずれも担当教員が講座を受講または企画展を見学したことにより、学校長から依頼があった。市立開智小学校の出席授業は、二年生が乗り物遠足で上高地線に乘車経験したあとに実施された（図版4）。児童は実際に乗車した上高地線と開通当時の様子を比べることができ、同線





図版4 市立開智小学校での出前講座  
(市立開智小学校提供)

の歴史や初代社長上條信に興味を持ってくれたことが学級通信に掲載された。市立安曇小中学校の出前授業は、未来の子ども達のために魅力ある松本にする会（以下「魅力ある松本にする会」と略す。）の皆さんの橋渡しもあって実現した。同校は上高地線の終点波田地区に西接する安曇地

区に所在し、学校側の要望で出前展示も行った。同校の児童生徒は高校生になるとほぼ全員が上高地線を利用して通学することと、同線や安曇地区にかかわる資料（一八点）に児童生徒が強い関心を示してくれた。やはり「モノをして語らしめよ」である。実物資料は筆者の拙い説明を補ってくれたのである。当日は魅力ある松本にする会の会長ら三名も授業に参加し、学校だより『清らの心』一二号に授業の概要や児童生徒の感想が掲載された（図版5）。後日寄せられた児童生徒二四人の感想も貴重な記録として当館に集積された。

以上のような事業連携にくわえ、もう一つの成果があった。企画展の開催により収蔵資料の再整理に部分的だが着手できたことである。展示予定資料を確認したところ、一部の資料情報に誤りがあることがわかった。整理済みの資料情報に誤りが皆無であることは考えにく

市立安曇小中学校 安曇校だより No.12  
令和5年2月27日(月)  
校長 山口 昇一

**「繋がって 関わって 結んで」  
「ふるさと安曇」が 未来へと繋がる**

◆◆上高地線100年の歴史と安曇の文化に触れる◆◆

2月3日(金) 松本市文書館より窪田雅之先生をお招きし、小学校4年生から中学校3年生まで、「上高地線100年と安曇」のお話をお聴きしました。知っているようで、まだまだ知らないことがたくさん！上高地線が繋がった歴史や安曇の魅力をたくさんお話ししてくださいました。



【感想記入用紙より～繋がって、関わって、結んで、今日までの安曇がある～】  
上高地線100年と安曇のお話を聞いて、私が気づいたことは何となく繋がっていると感じました。鉄道の開通するまでの道のりには多くの困難や苦悩、喜びがありました。当時の人達からすれば、鉄道が開通することは正しいことではなかったかもしれませんが、貴族と農民が対峙して歩み寄ったことが重要だと、今改めて感じています。また、鉄道が開通したことは、着々と生活が立てられていったのだと感じています。上高地線は当時の安曇に欠かせない交通手段として使われてきたことがとても印象的でした。鉄道が開通したおかげで、安曇が「交通の要」として発展し、今では観光が盛んになったことは改めて驚いています。鉄道が安曇の発展に貢献していることを改めて感じました。安曇の魅力を伝えるために、鉄道が安曇を知るきっかけが「ふるさと安曇」の項目に向けて深く考えることになった。

(中が抜粋) 市立 松本 小中学校

上高地線が開通して100年。窪田雅之先生には、当時の生活や輸送手段のことや、どのような経緯で開通したのかをわかりやすく、詳しく教えていただきました。

- 上高地線が100年を過ぎたことには驚かされた。昔の人はかなり歩いてやっていたのがびっくり。電車は今の時代と比べると、上高地線や安曇の歴史、昔の生活や輸送手段のことや、どのような経緯で開通したのかをわかりやすく、詳しく教えていただきました。
- 松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。
- 上高地線が開通したおかげで、安曇が「交通の要」として発展し、今では観光が盛んになったことは改めて驚いています。
- 安曇の魅力を伝えるために、鉄道が安曇を知るきっかけが「ふるさと安曇」の項目に向けて深く考えることになった。
- 松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。

松本市資料館からは古い地図や、昔の切符、写真などたくさん資料も持ってきていただきました。その資料を実際に手に触れながら見せていただきました。

そして、安曇村と安曇地区の歩みについて、本校の先輩方が作った「安曇かるた」を元にお話ししてくださいました。安曇の3ダムの施工現場の写真や橋樑地区の昔の様子などの貴重な写真も登場！知っている場所や知っているお話だけに、前回の通り、うんうんとうなずきながらお話を聞きました。



- 上高地線は観光客や地元の人から、お土産の場所、松本駅までの距離や切符の値段なども聞いてみました。当時の生活や輸送手段のことや、どのような経緯で開通したのかをわかりやすく、詳しく教えていただきました。
- 松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。
- 安曇の魅力を伝えるために、鉄道が安曇を知るきっかけが「ふるさと安曇」の項目に向けて深く考えることになった。
- 松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。

お話を聞きした後、感想記入をしました。素晴らしい感想がたくさんありました。その一部を紹介します。

- 安曇はどこともないところにいる、自然が豊か、美しい山や川、そして安曇が大好きです。そんな安曇を大切にしたい、安曇の魅力を伝えていきたいと思います。私の大好きな場所です。また、少しは松本や安曇の歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。
- 松本の人口は昔より増えているのに、安曇は半分ほど減ってしまっているという話は、安曇の魅力がなくなってしまったということ。「自然でいっぱいなのに、もっといっしょに発展させて（民営化）安曇がもっと発展してほしい」とおっしゃっていました。
- 今の安曇の人はお話を聞いて、今の安曇が、上高地線が、そんな安曇をつかって安曇、上高地線は私たちが支えなければいけない。本当にいい場所が、私たちができる未来に向けての準備を一緒に考えていきたい。100年間の歴史や文化を学ぶことがとても楽しみです。その歴史や文化についてお話を聞きました。松本の歴史や文化についてお話を聞きました。

図版5 市立安曇小中学校『安曇校だより 清らの心』12号（令和5年2月27日発行）出前講座の概要と児童生徒の感想が掲載された。

い。筆者は市立博物館在職中、資料の再整理にあたり、誤りがあることを前提に従事した経験がある。誤りがあつたら修正すればよいのである。資料整理こそが筆者ら職員の業務の一丁目一番地である。適切な資料整理・管理があつてはじめて資料の研究・利用ができ、その成果の一端を市民に知ってもらう手段が展示であると、筆者は市立博物館在職中に学んだ<sup>(4)</sup>。再整理後の修正結果は資料検索システムに反映された。結果論だが、企画展開催があつて資料の再整理に着手でき、閲覧環境も整えることができたのである。

わずか六回の、小さな企画展であつた。しかし、「文書館で企画展開催」という目新しさがきっかけになつた結果、利用者総数が増えたといえるだろう。公文書管理法第二三条に規定されるように文書館一般の市民利用を促すため、また、高等学校の歴史総合・日本史探究の科目で公文書館などの調査・研究が学習指導要領に記載されるなど、展示は文書館の諸機能のなかでより重要な機能となつて<sup>(5)</sup>いる。レベルでも公文書館の展示が重視され始め、長野県内をみると企画展を開催して館活動や資料の周知に努めている文書館もある<sup>(7)</sup>。繰り返すことになるが、文書館の主な利用は閲覧であり、閲覧に利用者をいざなう展示に職員は無関心であつてはならない。

いっぽう、企画展開催が閲覧者の増加につながつたかと問われれば、正直答えに窮する。当館は扱う資料の性質上、専門家や研究者が主な利用者、即ち閲覧者であつたことは統計上も否めない。これは文書館一般が研究者の専有物と誤解されてきたイメージ<sup>(8)</sup>と決して無関係ではない。講座と展示のセット開催で当館の存在はより周知されたで

あろうが、増加利用者はほぼ企画展見学者であり、閲覧者の増加に顕著に結びついてはいない。多くが一過性で継続性を持ちえない利用者であつたことは明らかである。利用者に閲覧を促す展示の在り方などは今後の大きな課題である。

## 二 他機関との連携

### (一) 従来の営み

当館は令和四年（二〇二二）に開館から二五年が経過するが、松本市中央図書館（以下「市図書館」と略す。）は明治二十四年（一八九一）の開館、市立博物館は明治三十九年の開館である。また、昭和四十年（一九六五）開館の国宝旧開智学校校舎（以下「旧開智学校」と略す。）は市立博物館の分館で、国内有数の教育資料の宝庫として知られている。先行施設である市図書館・市立博物館は市民の負託に応え、一〇〇年以上連続と地域資料を収集し共有財産として保存に努め、それらは展示公開をはじめ市民ほかの利用に供されてきた。

いっぽう、当館は市史編さん事業（平成九年度完了）で各支所・出張所から移管した旧役場文書、収集した地域資料を収集・保存・利用する施設として開館した、後続施設である。市史編さん事業の収集にあたり、公文書である旧役場文書を別にすれば、地域資料の収集・保存について先行施設と明確な調整はなかつたと記憶する<sup>(9)</sup>。そのため、当館で地域文書と位置付ける資料が、あるときは当館へ、あるときは



表4 小里家資料の市立博物館と当館の収蔵点数

市立博物館保管分		当館保管分			
分類	点数	分類	点数	分類	点数
絵画類	6	書類	2,885	絵葉書	110
文机	1	日記	100	チラシ	877
衣類	2	新聞	300	領収書	2,500
時計	2	冊子	283	名刺	2,908
落款、本人書跡	25	書簡	4,985	写真	500
短冊、色紙	41	葉書	2,575	電報	75
書跡、写真、絵葉書、生活用具	238	年賀葉書	5,230	その他	304
合計	315	合計		合計	23,632

市立博物館及び当館資料により作成、一部ひらがな表記を漢字表記に変更

市立博物館・同分館へ寄贈される事例が現在まで続いている。同様に、同一資料群のうちモノは市立博物館、文書類は当館へ寄贈される泣き別れ状態の事例も複数件ある。

後者の代表例は初代松本市長小里頼永関連資料群である。平成五年（一九九三）に資料群は一括寄贈を受け、モノ資料約三〇〇点は市立博物館で保管され、文書資料約二万三千点は市史編さん室（当時、現当館）で保管された。筆者は同資料群受入の担当者で資料群の一括

保存を提言し、関係課間の協議で反対意見が出たが、最終的に筆者の提言が認められ市史編さん事業終了後に市立博物館にもどして一括保存することが決まった。しかし、現在も泣き別れのままで、たとえば絵葉書、写真などのような同種の資料が両施設に収蔵されている<sup>(10)</sup>。筆者は泣き別れの解消のため、また自身の反省もあり、令和四年度第一回講座を「小里家文書の概要と利

活用」と題して担当した。講座では小里家資料（当館では「小里家文書」）の受入経過や存在、泣き別れの現況をあえて講座中に発言、説明した（図版6）。自身が受入担当者であったことも関係するが、初代松本市長にかかわる貴重な資料の存在とそれらが両施設に収蔵されていることを市民に知って欲しい、できれば利用して欲しいことがすべてであった。これらが市立博物館特別展「初代松本市長小里頼永とその足跡―松本市黎明期の30年―」で市民に紹介されたのは、平成五年十月のことであった。すでに三〇年近くが経過している。講座の最後でも話したように、筆者は今秋に開館する新市立博物館で同館と当館が収蔵する小里家資料の特別展を市制施行の節目の年、直近なら一二〇周年にあたる令和九年あたりに開催されればと願う。今具体例として示したような「文書類は文書館に、モノは博物館に」という収集は「史料破壊に直結する行為」とされる<sup>(11)</sup>。同様の事例は他市町村でもみられると思われる。どこが収蔵するかは別にしても、資料の性格や保存・利用を考えれば、同一資料群は一括管理が本来の在り方であると考える。筆者は市立博物館在職中の平成十二年、胡桃沢勤内がその折々に知遇を得た柳田国男や折口信夫、渋沢敬三、香取秀真ら碩学たちとの交流により収集した膨大なコレクションの受入担当者となった。コレクションはその子友男、孫勘司氏により守り伝えられ、民俗・文学・美術工芸分野のモノ、書簡類、写真、文献などで構成される。筆者は小里頼永関連資料群受入時の経験から泣き別れ状態を避け、なるべく寄贈者から理解をいただき、市立博物館で一括受贈されることになった<sup>(12)</sup>。

令和4年度 第1回松本市文書館講座 小里家文書の概要と利活用



寿像前で家族とともに 小里家文書 写真171



令和4年7月23日(土) 14:00~15:30  
松本市文書館 講義室 窪田 雅之

2 小里家文書のあらまし

2.1 受入から整理まで

平成4年夏頃 旧小里家土蔵所有者(徳永和美氏)から土蔵内にある資料を寄贈したい旨が市に入る

9月 市長、助役、教育委員会、総務部関係者が土蔵を視察

10月 第1回庁内関係会議開催、以後継続開催

平成5年1月16日 「当該資料を整理分類のうえ、松本市の宝として保存し、博物館事業や市史編さん事業などに活用して欲しい」と寄附申出書が教育委員会に提出される

その後土蔵内の燻蒸、整理作業、搬出、分類作業(教委、総務) 10月31日~11月23日 「小里頼永とその足跡」展開催



旧小里家土蔵



職員の調査



旧小里家土蔵の燻蒸



有賀市長の視察



資料群

2.2 現況

文書館所管分				博物館所管分			
分類	登録番号	点数	分類	登録番号	点数	分類	件数
書類	1~499	2,885	チラシ	1~13	877	絵画類	6
日記	1~17	100	領収書	1~5	2,500	文机	1
新聞	1~28	300	名刺	1~2	2,908	礼服、シルクハット	2
冊子	1~49	283	写真	1~196	500	時計	2
書簡	1~56	4,985	電報	1	75	落款、本人書跡	25
はがき	1~35	2,575	その他		304	短冊、色紙	41
年賀はがき	1~18	5,230	合計		23,632	書籍、写真、絵はがき、生活用具等	238
絵はがき	1~5	110				合計	315

・資料が泣き別れ状態『松本市史第二巻歴史編Ⅲ』『松本市史第四巻旧市町村編Ⅰ』などに活用、市史編さんの目途がついた時点で教育委員会にもどすとあるが…)

図版 6 令和4年度第1回文書館講座「小里家文書の概要と利活用」スライドの一部

もう一つ泣き別れ状態の事例として教育資料がある。先述のように本市では旧開智学校に教育資料が集積されてきた。全国規模で明治期以降に刊行された大量な教科書類、教員が参照した図書類のほか年次の学校文書など、市域に限らず全国または長野県規模の貴重な教育資料が収集・整理・保存・利用され、現在は約一一万点に達している。筆者は市立博物館在職中に市図書館収蔵の松本藩校崇教館の資料(崇教館文庫) 約一万三千点を旧開智学校へ一括移管してもらった。同時に市立博物館収蔵の崇教館関連資料を分館の旧開智学校へ所管替えした。これは資料が本来在るべき施設に保存されるよう考えた措置であった。

当館にも市立小中学校の教育資料が寄贈・寄託され、また、個人寄贈の教科書類も保存されている。こうなった主な原因は、関係課館の調整不足である。筆者はこういった教育資料は、文書整理の原則に反しない限り旧開智学校に集積されるべきものと考えられる。

(二) M L A 連携へ

本市の経過や現状、筆者の経験からすれば、地域資料の収集にあたり他施設の活動にかかわらず「資料は我が館へ」という姿勢が各施設にあったことは確かである。

いっぽう、それらの活動で、泣き別れ状態であっても多くの地域資料が廃棄などを免れたこともまた然りである。しかし、今後の地域資料の収集・保存から利用を考えれば、関係課館が従来の考え方を再考し、ある意味〇〇点収蔵という量的な指標を見直すなかで調整と各施設の連携が必要との結論にいたる。

博物館・図書館・文書館の根拠法令がちがうことは承知しているが、筆者は地域資料の収集・保存など各施設の役割分担を再検討するため、さらに資料利用と情報提供を促すために松本市版の博物館・図書館・文書館三館のMLA連携が必要だと考える。資料が在るべき施設に保存され、利用されるようになることが連携の第一歩なのである。MLA連携とは文部科学省の用語解説にあるように、博物館(Museum)・図書館(Library)・文書館(Archives)を収集・保存・提供する公共施設であるが、扱う資料の性質により分化したという歴史もある。利用者からすれば、近年はデジタル技術が進みネットワークを通じた情報取得が一般化している。収蔵施設のちがいが壁にならず資料や情報にアクセスし、利用できる環境となった。先述した高等学校学習指導要領においても、博物館、文書館などで収蔵資料をデジタル化して保存し公開や利用を積極的に行っていると、デジタル化資料の利用が促されている<sup>13)</sup>。

このようにMLA連携自体は資料・情報のデジタル化が進むなかで重要性が認識されてきた。しかし、たとえネットワーク連携ができたとしても、資料そのものの保存・調査研究・利用にこそ連携の意義があり、資料自体への視点が欠落しているという指摘もある<sup>14)</sup>。確かに資

料収集から適切な資料保存・管理までの資料を扱う業務の連携があつて、はじめてネットワークを通じた資料利用に対応できるのである。

本市の場合はどうであろうか。先行二館に比べ当館の知名度の低さは先述のとおりで、根拠法令により社会教育分野で博物館・図書館・公民館が一括りで扱われ、資料収集・保存・利用という機能面に基づく博物館・図書館と文書館の連携はできていない。一般にMLA連携が進んでいない要因は次の三点であるという<sup>15)</sup>。一点目は、文書館が圧倒的に少なく、少な過ぎると連携先として機能しないことである。二点目はMLAが一体的に扱われないことである。欧米ではMLAを文化情報集積・提供の視点から一括りで扱うが、日本では社会教育の視点から博物館・図書館と公民館が一括りで、文書館はよそ者とされる。わが国でもMLAを社会教育ではなく欧米的な視点で扱うか、あるいは文書館を社会教育施設としてMLA(＋公民館)と一体的に扱うかが求められる。三点目はデジタル化促進の政策が弱いことである。

連携の第一歩として、七回目の講座はパネルディスカッション「市民にとっての博物館・図書館・文書館―松本市のMLA連携を考える―」として開催した。内容は①三館の歩み②資料の蓄積③デジタル化の現状④MLA連携の今後の展開であった。筆者が進行を担当し、配付資料に①③を示した(表5)。MLAの順に職員が発言し、三館の現状認識からスタートした。ディスカッションと質疑応答の後、松本県ヶ丘高等学校国際探究科二年生徒による「歴史的な文字史料をわかりやすく展示しよう」という事例発表が行われた(図版7)。

この生徒は県内の某博物館の文書資料の展示がわかりにくいと感



表5 市立博物館、市図書館、文書館の収蔵資料数、デジタル化、データベースなどの状況

区分	市立博物館	旧開智学校	市図書館	文書館
創立	明治39年(1906)	昭和40年(1965)	明治24年(1891)	平成10年(1998)
収蔵資料数	約12万点	約11万点	約61万冊	約15万点
デジタル化	約65%	約50%	なし*	なし、準備中
データベース	松本まるごと博物館収蔵品データベース		松本市中央図書館蔵書検索	松本市文書館収蔵資料検索システム
	Matsu Search (松本市の地域資料検索「まつサーチ」)**			—

\*ユタ日報はデータベース、電子書籍あり

\*\*松本市美術館コレクション、まつもとの文化財、松本まるごと博物館収蔵品、国立国会図書館デジタルコレクション(インターネット公開)、全国遺跡報告総覧(松本市関係分)のサイト検索可能

じたことから探究テーマを設定した。当館で展示発表したいという希望があり、高校長から協力依頼があった。資料収集は市図書館の検索システム「松本市の地域資料検索『まつサーチ』(以下「まつサーチ」と略す。)を活用した。旧開智学校や当館職員の助言を受け、「スペイン風邪とコロナ禍を通してみる人々の生活」というタイトルで学習成果が展示された。

(三) 成果と課題

筆者の経験では、MLA三館の職員が市民参加を得て公に発言し、意見交換するのは今回が初めてであった。第一にこれが成果である。③デジタル化については、当館は未着手で、市図書館の「まつサーチ」で市図書館蔵書をはじめ市立博物館・市美術館収蔵資料、松本市の文化財ほかは横断検索で



図版7 パネルディスカッション報道記事(『市民タイムス』令和5年2月19日付)

きるが、当館収蔵資料は検索できない現況も知ってもらえた。パネルディスカッションで司書が発言したように、初代松本市長小里頼永関係資料について検索した場合、市立博物館収蔵資料にはアクセスできるが、当館収蔵資料にはアクセスできないのである。当館の場合、サイト検索やデジタル化など時代にシフトした市民への情報提供、資料公開という視点、即ち市民の学習支援という視点が欠けていたことを改めて認識できた<sup>16)</sup>。また、MLの連携はすでに展示でも実績がある。市立博物館と旧開智学校が休館中の令和三年度に、市図書館で旧開智学校資料を公開する「学校登山の歴史」展が開催され、四年度は新博





図版 8 探究科生徒の発表スライドの一部  
「MLA連携とのかかわり」「まつサーチの利用」部分

博物館（令和五年十月開館予定）のPR企画展が開催された。これにたいし、市図書館に平成七年から、当館に平成二十六年から「平和資料コーナー」が開設されているが、連携は行われていない。「平和資料コーナー」という展示空間を常設する市図書館と当館が連携し、「戦争の悲惨さと平和の尊さ」を市民に周知できる貴重な機会を逸してきた状況がある。

筆者は継続してこのような場を設け、展示も含めて本市の現状に沿ったMLA連携を実践していければと考える。探究学習を行った生徒はMLA連携を意識して学習を深め（図版8）、当館としても貴重

な学習支援の機会となったことはいうまでもない。

反省点は、筆者の進行の拙さゆえ、肝心の地域資料の収集・保存の役割分担の再検討についてほとんどふれられなかったことである。ネットワーク形成面での連携も大切だが、連携の意義は資料自体への視点にあるという先述の指摘のとおり、筆者は資料の収集・保存などの課題——資料は本来収蔵するにふさわしい施設で一括収蔵すべきである——解決に向けたMLA連携を重視したい。MLA三館が経過を踏まえて役割分担を再検討する必要がある<sup>(17)</sup>。

最後に四年度に実施したMLA間の資料移管についてふれる。市立博物館から明治から昭和二十年代にかけての地域の土地・寺社関係資料、市図書館から松本市出身の政治家父子関係資料がそれぞれ当館へ移管され、当館から市立博物館へ同館に事務局が置かれる歴史研究団体関係資料が移管された。また、当館で仮受入した林間保育（教育）関係資料を旧開智学校へ移管準備中である。これは、将来の市史編さん事業での活用と、繰り返しになるが資料が在るべき施設に保存されることを考えた措置である。

## おわりに

以上、雑駁だが、令和四年度に筆者が携わった事業にふれ成果と課題を述べた。成果があったといっても、それは偶然的の産物である。令和四年（二〇二二）が上高地線全線開通一〇〇周年の年であったこと、これに尽きる。これが追い風となり、関連講座と企画展が予想外に注

目され、さらに学校との連携が生まれた。また、パネルディスプレイのMLA連携に関心が寄せられ、市図書館の「まつサーチ」の利用者が増えたこと、高校生の探究学習をサポートできたことなど、ありがたい結果となった。来年度以降も追い風が吹くとは限らない。小さな成功の積み重ねや講座・企画展の充実が当館の知名度をあげ、MLA連携が少しでも進めば市民利用を促す処方箋の一つになると考える。ただし、先述のように課題は少なくない。

公共施設は市民のために存在するのであり、身近な存在として広く利用されるよう努めなければならない。図書館であれ、博物館・図書館であれ、各館が業務を徹底することが市民サービス、即ち市民の学習支援につながる。その延長線上に係課館のネットワークが形成されれば、市民との距離は縮まる。当館の場合、市民が資料にふれ当館に興味を持ち、足を運んでもらうことが第一歩である。当館の検索システムとそのネットワーク化の現状からすれば、専門研究者であれば資料を自ら探し出し閲覧利用をできるが、市民にはややハードルが高い。「このように興味深い資料がありますよ」と資料を紹介する講座や企画展を開催し、情報を地域社会に発信することが必要である。来年度からは、市民の生活と深くかかわる公文書の移管、受入が本格的に始まる。また、懸案であった資料のデジタル化業務も始まる。これらを含めた資料公開や情報発信など市民への開放性を高めるとともに、課題を一つ一つ解決しながら当館がより市民に身近な図書館になりうるように努めたい。

## 附記

本稿校正中、重大事件の裁判記録廃棄に関する新聞記事(「天声人語」『朝日新聞』令和五年三月四日付)と正倉院の業務にかかわる文献(西川明彦「正倉院のしごと」岩波新書、令和五年)にふれた。前者は前段で動物の骨格標本などを収集・保管するときの理念にふれ、現在の基準で役に立つかを判断しないことが大事だという。「たとえ今必要がなくても、一〇〇年後、誰かが必要とするかもしれない。その人のために：残し続けていく、それが博物館の仕事だ」とし、裁判記録が公文書で国民の共有財産であり、「今は価値がわからない文書も将来は貴重な史料になるかもしれない：保存の対象を広くとらえ有効活用していく仕組みが必要だ」とする。後者は正倉院の業務のなかで、文化財の「公開・閲覧」は現在の人に利益を与え、「保存」は未来の人に利益を与えるという。おそらく「現在の人」は積極的に公開してこそ文化財は存在価値があると考えから、保存上の理由で公開を制限すると「出し惜しみ」あるいは「死蔵」と受け取られる。「しかし、保存なくしては公開、さらに研究についても叶わないことはいまでもない」と。

いずれも博物館の保存機能についてふれており、図書館のみならず資料の保存・情報提供を行う施設で働く職員が肝に命ずべき内容である。

## 注

1 図書館の知名度をあげることと同じか不明だが、『国立公文書館ニュース』三三三号(二〇二三年)は「意外と身近にある！あなたのまちにも公文書館」という特集で埼玉県立文書館ほかの活動を紹介し、『福岡共同文書館だより』二二二号(二〇二二年)によれば同館は二二年度に開館

一〇周年を記念し、文書館を知ってもらうために県内各地で「おいでよ！福岡共同文書館へ」という出張展示を実施している。

2 窪田雅之「『市民の身近にある博物館』を実現することの課題のいくつか」(『松本市公民館活動実践事例集 学びを創り未来をひらく』松本市教育委員会、二〇〇〇年、三六二～三六五頁)、窪田『信州松本発。博物館ノート』(書肆秋櫻舎、二〇一八年)に収載

3 高橋実『文書館運動の周辺』(岩田書院、一九九六年、一一二頁)

4 窪田雅之「松本市立博物館—明治三十七八年戦役記念館から続く活動から—」(金山喜昭編『博物館とコレクション管理』雄山閣、二〇二二年、五一頁)

5 a 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成三十年告示) 令和三年八月一部改訂 解説 歴史総合 指導計画の作成と指導上の配慮事項』(二〇二二年、一八八～一八九頁、二六六頁)、b 二〇二二年度全国公文書館長会議では「学校連携(展示・学習機能)に係る取組」が一つのテーマで、利用普及の観点から学校連携(展示・学習機能)のこれまでの成果と課題について講演と報告があり、今後の方向性について意見交換が行われた。

6 国レベルでは、「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」(二〇一八年)で基本的な機能として展示・学習、調査研究支援、保存、デジタル化があげられ、新館開館に向けて「魅力ある新国立文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」が開催されている。また、国立公文書館では積極的に特別展を開催し、二〇二三年一月から五月まで武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館と共催で、同館を会場に「武蔵野市のくらし

—はこぶ・はかる・のこす—」を開催中である。同館は博物館機能・文化財保護普及機能・文書館機能を有していることから連携開催の運びとなった。

7 長野県内の二館の事例をあげると、二〇一八年に開館した安曇野市文書館は開館年度に「改元に見る市民生活」ほか二回、一九年度に二回、二〇年度に二回、二一・二二年度に各三回の企画展を開催し、二〇一九年に開館した上田市公文書館は開館記念展示一に始まり、二三年二月から第一二回所蔵資料企画展「丸子村の旅費規則から上水道完成記事まで—明治、大正、昭和の公文書に見る上田地域の歴史—」を五月上旬まで開催中など、収蔵資料を積極的に公開している。

8 前掲註3、一〇四頁

9 筆者は、一九八九年から九七年までの市史編さん期間のうち九一年から九七年まで教育委員会事務局(社会教育課、文化課 当時)勤務でかつ市史編集委員を委嘱され、九八年の当館開館時から市立博物館に在職した。事務局時代、歴史・民俗・埋蔵文化財資料の収集・保管業務と文化財指定業務を担当していたので、松本城管理事務所(当時、現松本城管理課、文化財課城郭整備担当)も含め関係課館で資料収集・保存の在り方などについて検討されなかったことを承知している。

10 筆者は受入担当者としてもう一件同様の経験をしている。市美術館収蔵の故池上喜作蒐集の百竹亭コレクションの扱いで、寄贈者(遺族)の強い意向により美術工芸品は美術館開設課(当時、現市美術館)に、その他のモノ資料は市立博物館に寄贈され現在に至っている。また、のちに遺族から文書類が当館に寄贈されている。

11 久慈千里「市町村の文書館と資料保存」（松尾正人編『今日の古文書学第12巻史料保存と文書館』雄山閣、二〇〇〇年、二六九頁）

12 胡桃沢コレクションは受贈後二回特別展が開催され、コレクションの一部が展観された。詳細は、市立博物館『胡桃沢コレクションⅠ』（二〇〇三年）、同『胡桃沢コレクションⅡ』（二〇一〇年）を参照されたい。資料の受入は現在も継続して行われている。

13 前掲註5a、二〇六頁

14 鈴木一史「MLA連携における学芸員の役割―小田原市立図書館の実践経験から―」（『記録と史料』二六号、二〇一六年、二八頁、三六頁）

15 田窪直規「博物館・図書館・文書館の連携、いわゆるMAL連携について」（日本図書館情報学会研究委員会編『図書館・博物館・文書館の連携』勉強出版、二〇一〇年、一五頁）

16 松本市文書館改築市民懇話会『新文書館について意見・提言』（二〇一二年）によれば、現施設整備にあたり平成二十四年に松本市文書館改築市民懇話会から「博物館や公民館等の社会教育施設等と連携」し、「幅広い年代層を対象とした社会教育活動の推進」や「それぞれの館で所蔵している史料等を文書館で検索できるシステムの構築を検討」してほしいことなどが懇話会委員から要望されている。

17 本市では二〇二二年から教育委員会事務局の文化財課が窓口となり、市立博物館や当館などによる地域資料の収集から利用に至るまでの役割にかかわる検討会が始まった。まだ緒にいたばかりだが、資料を介した市民の学習支援に実績があり、歴史資料（文書を含む）や民俗資料をはじめ多分野の資料を収集・保存し、利用に供している市立博物館を中

心に各館の役割が再検討されかつ関係課館のネットワーク化について新たに検討される予定である。

#### 参考文献

小川千代子他編『アーカイブ事典』大阪大学出版会、二〇〇三年  
地方史研究協議会編『歴史資料の保存と地方史研究』岩田書院、二〇〇九年



◇内閣府大臣官房公文書課長通知 令和4年2月10日

紙媒体で取得した行政文書について、スキャナ等で適切に読み取ること等により、電子媒体に変換し、当該電子媒体の文書を正本として管理する（以下「電子行政文書化」という。）ことができる。

掲載にあたり、当日配付資料の一部表記変更し、また一部割愛してあります。

- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。
- 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

- ◇ 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書 令和3年1月15日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会  
第2章 検討結果 第1節 入手困難資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）  
（略）  
こうした状況を踏まえ、国立国会図書館のほか、日本図書館協会や国公立大学図書館協力委員会等からも、利用者が自宅等においても絶版等資料の閲覧等ができるよう制度改正を行うことを求める意見が出されている。  
（略）  
2 対応の方向性 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うニーズの顕在化等を踏まえ、様々な事情により図書館等への物理的なアクセスができない場合にも絶版等資料を円滑に閲覧することができるよう、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料のデータを利用者に直接インターネット送信することを可能とすることとする。  
（略）  
（6）大学図書館・公共図書館等が保有する入手困難資料の取扱い  
国立国会図書館が保有していない貴重な資料（入手困難資料）を、大学図書館・公共図書館等が保有している場合も想定されるところ、こうした資料についても国民の情報アクセスを確保する観点から、（ア）大学図書館・公共図書館等においてデジタル化した上で、（イ）大学図書館・公共図書館等から国立国会図書館に提供し、（ウ）国立国会図書館において専用サーバーにデータを蓄積するとともに、（エ）国立国会図書館から全国の図書館等や個々の利用者に向けた送信を行うこと（いわば、国立国会図書館をハブとして 資料の全国的な共有を図ること）が望ましいと考えられる。  
（略）  
なお、美術館・博物館等において所蔵・保管している入手困難資料について、国立国会図書館がハブとして機能することには限界があるため、将来的に他の機関をハブとすることなどについても検討が必要となるものと考えられる。  
地域の図書館が地域資料をハブとして送信するニーズがあることも勘案すべき、との意見もあった。
- ◇ 国立公文書館の機能、施設の在り方に関する基本構想 平成28年  
新たな国立公文書館に求められる機能  
①国内外に点在する歴史公文書等の積極的な収集や所在情報の集約・国民への提供を図る「収集・情報提供機能」  
②憲法など国の重要な歴史公文書等を通じて若い世代も含めた国民が生きた歴史に親しみ学べる場を提供する「展示・学習機能」  
③劣化が進む公文書の修復を行いつつ、歴史公文書等の原本を将来にわたって適切に保存する「保存・修復機能」  
④国立公文書館等の利用者にとっての利便性を図り、歴史公文書等を活用した調査・研究活動を支援する「調査・研究支援機能」  
⑤他機関と連携しつつインターネットの利用による歴史公文書等の公開を図る「デジタルアーカイブ機能」  
⑥専門職員など公文書管理に関わる人材の養成体制や人材の充実を図る「人材育成機能」  
⑦公文書をめぐる諸活動において関係機関の交流の拠点となるとともに、歴史公文書等やそれを保存する施設としての国立公文書館の重要性について広く伝える「情報交流機能」
- ◇ 公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議 平成23年6月23日 参議院内閣委員会  
7 特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。

(関連分)

- 5 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録（資料台帳）の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- 9 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 11 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため、博物館・図書館・公文書館（MLA）等の連携の促進に努める。

◇博物館法の改正 令和4年 施行 令和5年4月1日

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一～二 (略)

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四～十二 (略)

・改正法に「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開を加えた趣旨

博物館資料をデジタル化して保存（＝デジタル・アーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、以下の観点からきわめて意義深いものとする。

- ① 博物館資料に係る情報の保存と体系化
- ② 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
- ③ 多様な創造的活動への博物館資料の活用促進

\*文化審議会第4期博物館部会（令和4年6月28日）資料による

◇図書館法 昭和25年（部分）

(図書館奉仕)

第三条

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

◇「著作権法の一部を改正する法律」令和3年6月2日公布（部分）

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

#### ◇MLA連携

博物館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archives) の間で行われる種々の連携・協力活動。日本では博物館、図書館、文書館は元来、文化的、歴史的な情報資源の収集・保存・提供を行う同一の組織であったものが、資料の特性や扱い方の違いに応じて機能分化した一方で、施設の融合や組織間協力を続けてきた。近年、ネットワークを通じた情報提供の伸展に伴い、利用者が各機関の違いを意識しなくなりつつあることを踏まえ、組織の枠組みを超え、資料をデジタル化してネットワーク上で統合的に情報提供を行うための連携・協力などがなされている。

(日本図書館情報学会用語辞典編集委員会 2013 図書館用語辞典第5版による)

##### 1 共通性

- ・いずれも蓄積検索型情報提供サービス機関。

##### 2 経過

- ・対象資料の形式上の差異(有形物、出版物、業務文書)により、管理組織は別の組織形態、館種になった。
- ・近年は情報蓄積型機関としての連携よりも、情報資源活用機関としてのMLA連携の重要性が強調される。

##### 3 現状

- ・連携についての必要性が叫ばれているが容易に進んでいない。
- ・欧米では文化遺産センター、文化保存機関として博物館、図書館、文書館がひとくくりで扱われているのに対し
- ・日本では
  - ①A(文書館)の知名度が低く、館数も少ない。
  - ②社会教育、生涯学習の観点から博物館、図書館、公民館がひとくくりで扱われ、MLAが一体的に扱われない。ML+K(公民館) ⇔ A  
従来M、Lは社会教育的な性格が強く社会教育3施設としてMLKの時代が長く、現状も生涯学習施設=MLKである。
  - ③これらの所管部局も統一されていない。博物館・図書館は文部科学省、文書館は総理府、国の行政機構の影響もうけて地方自治体もほぼ同様である。  
松本市 博物館・図書館は教育委員会、文書館は市長部局総務部

#### ◇日本の博物館・図書館・文書館の施設数

博物館	図書館	文書館	公民館
Museum	Library	Archives	Kouminkan
5,771 (1)	3,400	148 (2)	13,798 (3)

(1) 類似施設4,465館園を含む。

(2) 都道府県ほか関係部局など46か所を含む。

(3) 類似施設を含む。

\*博物館、図書館、公民館数は令和3年度社会教育調査概要、文書館数は令和4年度国立公文書館資料による。

#### ◇文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針) 令和4年

##### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

##### 9 文化芸術拠点の充実等

##### (2) 美術館、博物館、図書館等の充実

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーションを通じた絆づくり、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。



## 令和4年度 第7回松本市文書館講座

### パネルディスカッション

「市民にとっての博物館・図書館・文書館－松本市のMLA連携を考える－」 資料

日 時：令和5年2月18日（土） 14：00～  
会 場：松本市文書館 講義室

あいさつ	松本市文書館	石井敬一 館長
パネリスト	松本市立博物館分館	国宝旧開智学校校舎 遠藤正教 学芸員
	松本市中央図書館	丸山和子 司書
	松本市文書館	木曾寿紀 専門員
事例発表	松本県ヶ丘高校国際探究科2年生	池田瑞稀さん
司会	松本市文書館	窪田雅之 特別専門員

#### ◇ 次第

##### I 趣旨説明

##### II パネルディスカッション

- 1 各施設の歩みと資料の蓄積
- 2 各施設の資料のデジタル化の現状
- 3 MLA連携の今後の展開
- 4 事例発表：池田瑞稀さん「スペイン風邪とコロナを通してみる人々の生活」
- 5 質疑応答
- 6 まとめ  
(展示見学)

#### ◇ 松本市の博物館、図書館、文書館

##### 1 松本市立博物館

- ・明治39年（1906） 明治三十七八年戦役記念館として発足、令和5年10月新館開館予定
- ・収蔵資料数 約12万点
- ・デジタル化 約65%

□松本まるごと博物館収蔵品データベース

##### 2 国宝旧開智学校校舎

- ・昭和40年（1965） 重要文化財旧開智学校校舎として公開、現在耐震工事等施工中
- ・収蔵資料数 約11万点
- ・デジタル化 50%（データベース登録5万5千点弱、うちHP検索システム上約4万5千弱、図画・資料データ作成2千点弱）

□松本まるごと博物館収蔵品データベース

##### 3 松本市中央図書館

- ・明治24年（1891） 開智書籍館として発足、令和7～9年大規模改修予定
- ・収蔵書籍数 約61万冊（点）
- ・デジタル化 なし、ただしユタ日報、データベース、電子図書あり

□松本市中央図書館蔵書検索

□まつサーチ 松本市美術館コレクション、まつもとの文化財、松本まるごと博物館収蔵品、国立国会図書館デジタルコレクション、松本市図書館、全国遺跡報告総覧（関係分）

##### 4 松本市文書館

- ・平成10年（1998） 開館 平成26年現施設開館
  - ・収蔵資料数 公文書 約8万点  
地域文書 約7万点
  - ・デジタル化 なし、準備中
- 松本市文書館収蔵資料検索システム（外部向けにはエクセルデータ）

イ 職業体験学習、インターン

区分	学校名	実習日	参加者
1	信州大学経法学部3年生	8月10日	1人
2	松本市立鎌田中学校2年生	11月2日、4日	2人

(8) 資料集等の編纂及び刊行

『松本市史研究—松本市文書館紀要—』第33号の刊行

9 関係機関会議・研修等への参加

(1) 長野県史料保存活用連絡協議会

区分	内容	開催日
1	第1回理事会・総会・講習会(茅野市八ヶ岳総合博物館)	6月23日
2	第2回講習会(長野県立歴史館)	10月27日
3	第2回理事会	3月1日

(2) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

区分	内容	開催日
1	第48回全史料協全国(滋賀)大会(オンライン)	10月27日、28日

10 松本市文書館運営協議会

3月14日運営協議会開催 委員4人出席

松本市文書館運営協議会委員(任期:令和3年3月13日~令和6年3月12日)

区分	氏名	所属
1	小川千代子	国際資料研究所代表、米国アーキビストアカデミー公認アーキビスト
2	木村晴壽	松本大学総合経営学部教授
3	田村せつ子	元松本市基本計画策定委員会副部長
4	藤森喜久代	松本市島立地区町内公民館長会長
5	村石正行	長野県立歴史館文献史料課長

11 利用者数(令和5年2月28日現在、3年度は令和4年2月28日現在)

(1) 利用者 1,378人(前年度比:6.1%)

ア 一般+行政(市・県・国)

(単位:人)

区分	内容	4年度	3年度	対3年度
1	閲覧その他	992	803	189
2	視察・研修	40	107	△67
3	文書館講座	223	226	△3
4	講演会	52	0	52
5	レファレンス	71	163	△92
計		1,378	1,299	79

イ 行政(再掲)

(単位:人)

区分	内容	4年度	3年度	対3年度
1	資料・図書閲覧	16	11	5
2	旧公函閲覧	12	17	△5
3	レファレンス	9	38	△29
4	視察・研修	3	6	△3
計		40	72	△32

## (2) 文書館子ども講座（松本市平和推進課による親子平和教室を兼ねて実施）

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	戦争について聞いてみよう －小学生がみた太平洋戦争－	平川明氏 拓本作家	7月30日	21人

## (3) 文書館活用講座（講師 専門員）

区分	開催日	参加者
1	5月7日	6人
2	10月9日	7人
3	1月14日	16人

## (4) 文書館講演会

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	戦争と公文書	田中宏巳氏 防衛大学校名誉教授	10月23日	52人

## (5) 講師派遣（特別専門員）

区分	派遣先	講演内容など	派遣日
1	安曇野市教育委員会	安曇野道祖神さんぽ三郷地区	9月28日
		同 穂高地区	3月17日
2	(公財) 八十二文化財団	信州の民俗学講座 松本平の本棟造見学会	10月1日
3	松本市プラチナ大学	松本は、まるごと博物館。ココロとカラダに栄養を！	11月16日
4	松本市第二地区歴史文化継承委員会	先人から受け継ぐ神仏への信仰と暮らし	11月26日
5	芳川シニア短期大学	身近な神様・道祖神	12月1日
		－平成の建立動向から－	12月22日
		コロナ禍の年中行事	2月2日
		－子どもの行事を中心に－	2月16日
6	松本市地域文化財連絡協議会	廃仏毀釈と寺院の消長 －存続・廃寺・転用・再興－	2月4日
7	松本市島内公民館・島内史談会	郷土の石仏と人々	3月15日
8	松本大学総合経営学部	非常勤講師	4月～7月 9月～3月
9	山形村複合施設整備推進委員会	委員	8月～
10	信州大学人文学部	非常勤講師	9月～3月

## (6) 出前授業（特別専門員）

区分	派遣先	講演内容など	派遣日
1	松本市立開智小学校（2年生）	上高地線のおはなし	11月11日
2	松本市立安曇小中学校（4年生～中学3年生）	上高地線100年と安曇	2月3日

## (7) 視察・研修の受入れ

## ア 視察

区分	団体名	視察・研修日	参加者
1	松南地区町内公民館長会・館報編集委員会	7月31日	12人
2	松本大学教育学部	12月18日	26人
3	上田市公文書館	1月18日	2人

(2) 企画展

区分	企画展名	会期	展示資料、点数など
1	小里家文書紹介	7月23日 ～8月5日	小里頼永履歴書ほか 18件21点
	小里家文書紹介Ⅱ	8月6日 ～9月11日	歩兵五十連隊歓迎ノ辞ほか 15件15点
2	8月15日の役場文書・学校日誌	8月6日 ～8月14日	大東亜戦争関係ポスター焼却ノ件ほか 21件29点
3	上高地線100年－夢をのせて電車が走る－	9月17日 ～10月16日	筑摩鉄道路線平面図ほか 56件56点
4	松本とスペインインフルエンザ	11月12日 ～12月4日	流行性感冒予防に関する注意ほか 15件15点
5	子どもの年中行事－三九郎・青山様・ぼんぼんを中心に－	12月10日 ～1月22日	松本尋常小学校学校日誌ほか 8件8点
6	歴史公文書にふれてみよう	1月28日 ～2月26日	御布告ほか 9件9点
7	スペイン風邪とコロナを通してみる人々の生活	2月18日 ～3月3日	流行性感冒予防心得ほか 13件13点 *松本県ヶ丘高校国際探究科2年生の発表展示補助

7 調査研究

(1) 歴史公文書の選別

市文書保存年限の見直しに伴い（最長：永年→30年）、非現用の保存年限経過文書の中から歴史公文書を選別し、文書館に移管するもの

ア 対象文書数

平成4年度完結以前の文書（完結後30年以上経過） 16,383件（簿冊単位）

イ アのうち、文書の存在が確認されているものを選別中（2次選別） 3,500件

(2) 文書調査

区分	調査先	文書	調査日
1	梓川アカデミア館	「梓川かわものがたり」展示複製絵図資料 (安曇郡梓川筋川除絵図ほか)	6月9日
2	寿公民館	寿村役場文書	10月11日

8 普及・学習支援

(1) 文書館講座

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	小里家文書の概要と利活用	特別専門員	7月23日	23人
2	役場文書に見る戦争	専門員	8月6日	15人
3	上高地線100年－夢をのせて電車が走る－	特別専門員	9月17日	39人
4	松本市の小学校とスペインインフルエンザ－感染症の文書記録から－	国宝旧開智学校校舎学芸員	11月12日	24人
5	子どもの年中行事－青山様・ぼんぼんと三九郎を中心に－	特別専門員	12月10日	33人
6	公文書管理法と松本市文書館－今後の活動を考える－	専門員	1月28日	16人
7	パネルディスカッション 市民にとっての博物館・図書館・文書館－松本市のMLA連携を考える－	市立博物館学芸員、 市図書館司書、専門員	2月18日	23人



8	島内村役場文書	明治～昭和(戦後)	4,406 件	点検
9	小里家文書ほか	明治～昭和(戦後)	527 件 527 点	点検・再整理
10	三村國光家文書	明治～昭和(戦後)	—	点検
11	田中健太郎家文書	昭和(戦前～戦後)	—	点検

(3) マイクロ写真の撮影

ア 総撮影数 10,620 枚

イ 内訳

区分	文書名	員数	備考
1	岡田村役場文書	30 点	
2	芳川村役場文書	4 点	
3	入山辺村役場文書	1 点	
4	寿村役場文書	1 点	
5	新村役場文書	1 点	
6	笹賀村役場文書	8 点	
7	和田村役場文書	1 点	
8	宮坂昌憲家文書	63 点	借用

4 公開

区分	文書名	年代	備考
1	梓村役場文書	昭和(戦前～戦中)	
2	アルピコ交通(株)関係文書	昭和中頃～平成	
3	鶴木武雄氏文書	昭和中頃	83 件 115 点は市立博物館へ移管
4	松本市消費者の会文書	昭和中頃～令和	
5	「梓川かわものがたり」展示複製絵図資料(安曇郡梓川筋川除絵図ほか)	近世(複製)	
6	横山栄正氏文書	昭和	

5 閲覧・複写・貸出(利用)など

(1) 文書館所蔵文書の閲覧・複写

(2) 旧公図・土地台帳の閲覧・複写

(3) レファレンス(来館、電話、書簡、メール)の対応

(4) 貸出

区分	文書名	貸出先	貸出期間	備考
1	松本市を中心とする日本アルプス大観	松本市立博物館	令和4年6月2日～令和9年3月(予定)	(仮称)松本市基幹博物館常設展示資料
2	殿様湯治諸事控		令和4年6月2日～令和11年3月(予定)	
3	新村役場当直日誌ほか計7点(画像データ)	松本大学図書館	令和4年10月15日～10月16日	松本大学学園祭展示資料
4	安曇郡梓川筋川除絵図(複製)ほか計6点	長野県立歴史館	令和4年12月15日～令和5年3月10日	企画展「千曲川・梓川はこう変わったー江戸・大正の絵図地図が伝える」展示資料

6 展示

(1) 平和資料コーナー

・満蒙開拓関連資料

・歩兵第五十連隊資料

## 令和4年度事業報告（令和5年2月28日現在）

### 1 資料収集

#### (1) 寄贈

区分	資料名	年代	員数
1	アルピコ交通（株）関係文書	昭和中頃～平成	12件12点
2	「梓川かわものがたり」展示複製絵図資料(安曇郡梓川筋川除絵図ほか)	近世(複製)	9件9点
3	常盤欣司氏文書	昭和中頃	2件2点
4	鶴木武雄氏文書	昭和中頃	91件127点
5	松本市消費者の会文書	昭和中頃～令和	27件185点
6	川上恵一氏文書	明治～大正	19件19点

#### (2) 移管

区分	移管元	資料名	年代	員数
1	松本市立博物館	社寺雑件帳ほか	明治～昭和(戦後)	254件384点
2	松本市中央図書館	艦上戦闘機烈風設計図	昭和(戦中)	1件1点
3	松本市中央図書館	降旗元太郎、降旗徳弥 関係文書	大正～平成	39件39点
4	松本市寿地区地域 づくりセンター	寿村役場関係文書	昭和(戦中～戦後)	—

### 2 資料移管

区分	移管先	資料名	年代	員数
1	松本市立博物館	鶴木武雄氏文書	昭和(戦後)	83件115点

### 3 整理・保存

#### (1) 燻蒸

ア 期間 令和4年10月6日～10月8日

イ 使用薬剤 ヴァイケーン (VIKANE)

ウ 対象文書

区分	資料名	年代	員数(受入れ時)
1	松本市立博物館移管公文書	明治～昭和(戦後)	20(てん箱等)
2	折井正明家文書	近世	15(文書箱等)
3	波多腰英幸家文書	昭和(戦前～戦後)	12(段ボール箱、額縁等)
4	西村秀実家文書	近世～近代	1(てん箱)
5	竹下賢一家文書	昭和(戦中)	1(段ボール箱)
6	宮坂昌憲家文書	近世	1(段ボール箱)
7	塩井乃湯文書	昭和(戦前～戦後)	35(段ボール箱)

#### (2) 整理・点検

区分	文書名	年代	員数	備考
1	奈川村役場文書	明治～昭和(戦後)	257件	再整理
2	赤羽正治家文書	近世～昭和(戦後)	980件	整理
3	高見沢しず子家文書	近世	—	整理
4	穂高進家文書	近世～昭和(戦後)	375件	再整理
5	松本市立今井小学校文書	近世～昭和(戦後)	701件2,119点	再整理
6	本郷村役場文書②	明治～昭和(戦後)	2,027件	点検
7	岡田村役場文書	明治～昭和(戦後)	7,851件	点検

## 編集後記

『松本市史研究―松本市文書館紀要―』第三十三号をお届けします。本誌は本号から版型をA4サイズとし、表紙、デザインも一新しました。本号は研究報告二編、調査報告一編、活動報告一編をはじめ、第七回文書館講座資料、令和四年度事業報告もあわせて掲載しました。

古川和拓氏は、当館所蔵の岡田村役場文書の兵事関係文書群に注目して来歴を調査、報告されました。当該文書のように大量の史料群がまとまって保存されている事例は極めて稀で、今後、この文書群の活用が待たれます。

石井は、東筑摩郡生坂村出身の加藤正治の民事手続法にかかわる足跡を、著作を読み込んで考察しました。生坂村では加藤の功績を顕彰する動きがあり、関心が高まりつつあるなか時宜を得た報告です。木曾は、松本出身の大陸浪人・川島浪速の満蒙独立運動とのかかわりや動向を、辛亥革命期を中心に考察しました。運動の先覚者とされた川島の往時の動向や立ち位置、川島芳子にもふれた報告です。窪田は、令和四年度の文書館の講座・展示のセット開催、MLA連携などの事業実践について成果と課題を整理しました。施設連携の必要性和市民の学びに寄与する文書館の在り方にふれた報告です。

本号が、皆様にとって松本市域の歴史や民俗、史資料、文書館活動などについて知り、学び、考えるきっかけとしていただければ幸いです。

令和五年三月

松本市文書館

### 執筆者（掲載順）

石井 敬一（いしい・けいいち）	松本市文書館館長
木曾 寿紀（きそ・としき）	松本市文書館専門員
古川 和拓（ふるかわ・かずひろ）	駒澤大学人文科学研究科
窪田 雅之（くぼた・まさゆき）	松本市文書館特別専門員

## 松本市史研究第33号

—松本市文書館紀要—

---

令和5年(2023)3月31日発行  
編集 松本市総務部行政管理課  
松本市文書館 Matsumoto City Archives  
〒390-0837  
松本市鎌田2丁目8番25号  
TEL 0263-28-5570  
FAX 0263-24-2110  
E-mail [bunshokan@city.matsumoto.lg.jp](mailto:bunshokan@city.matsumoto.lg.jp)  
発行 松本市

---